

I (6) 子ども施策 (ヤングケアラー支援 (その1))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>◎ヤングケアラーの実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(2020年度中学生・高校生・2021年度小学生・大学生) 小学6年生 6.5% 中学2年生 5.7% 全日制高校2年生 4.1% 大学3年生 6.2% ・府立高校におけるヤングケアラーに関する調査 2021年度 6.5% 2022年度 11.4% <p>◎課題</p> <p>①社会的認知度の低さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの概念や対象が制度上規定されておらず、本人及び社会の理解が進まず支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国において、2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」としていることから、府においてもこの3年間(2022～2024年度)を重点的な取組みの期間とし、「ヤングケアラー支援関係課長会議」及び「市町村ヤングケアラー支援担当課長会議」を通じた庁内関係部局・市町村等と連携・協働により、ヤングケアラー支援推進指針に沿った取組みを推進。 <p>①社会的認知度の向上、早期発見・実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や市町村職員、福祉専門職、教職員等の意識向上を図り、発見頻度を高めるとともに、ヤングケアラー自身の意識醸成を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部内に「ヤングケアラー支援方策検討ワーキンググループ」を設置(2021年5月) ・ヤングケアラー支援関係課長会議の設置(2021年9月) ・ヤングケアラー支援推進指針の策定(2022年3月) ・福祉部に子ども家庭局を設置し、子ども家庭局がヤングケアラー施策の推進に関して、庁内総合調整を行う(2022年4月) ・国家要望(ヤングケアラーへの支援強化に向けた法整備及び法に盛り込むべき内容についての要望)(2022年7月) ・ヤングケアラー支援関係課長会議の構成員を拡充(2022年8月) <ul style="list-style-type: none"> ・府民向けシンポジウムの開催(2023年1月) ・市町村、福祉専門職、教職員等向け研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー支援関係課長会議を開催(年1～2回程度)し、福祉、教育をはじめ、庁内関係課における関係事業の共有、施策の方向性等を確認。 ・市町村ヤングケアラー支援担当課長会議等を通じたヤングケアラー施策の好事例等の共有や取組の促進。 ・ヤングケアラー支援に関わる民間支援団体への助成による活動の活性化及び地域の民間支援団体と行政、関係機関等との連携による支援のネットワーク化。

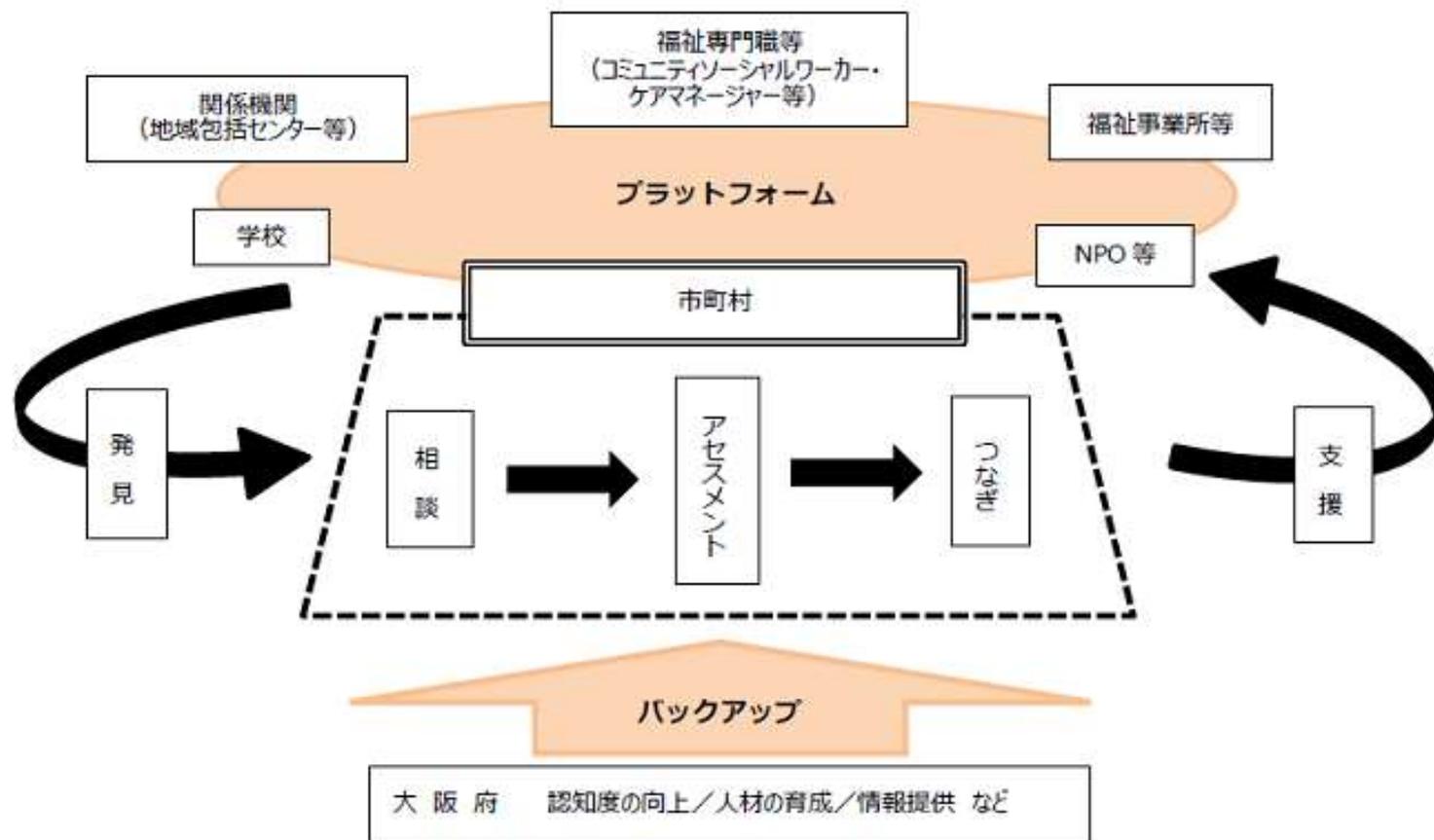
I (6) 子ども施策 (ヤングケアラー支援 (その2))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p><u>②的確なアセスメントの必要性</u></p> <p>・ヤングケアラーについて、画一的な線引きが困難であり、個々の事情について、子ども自身の自己決定権を尊重しながら、的確にアセスメントを実施し、適切な支援に繋いでいくことが必要。</p> <p><u>③多種多様な課題への対応</u></p> <p>・高齢、障がい、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭など家庭の状況に応じた課題整理や、ヤングケアラー自身の成長の段階等による幅広い支援方策が必要。</p>	<p><u>②プラットフォームの整備</u></p> <p>・相談からの的確なアセスメント、適切な支援へ切れ目なく繋ぐことができるよう、地域の実情を踏まえた市町村における体制整備を支援する。</p> <p><u>③支援策の充実</u></p> <p>・既存のサービス・支援策により対応するほか、既存のサービス等では対応できない課題への支援策を検討する。</p> <p>・府立高校におけるヤングケアラーを適切な支援につなげる</p>	<p>・市町村ヤングケアラー支援担当課長会議(年3回程度)</p> <p>・市町村アンケートの実施</p> <p>⇒先行事例の紹介及び課題の共有</p> <p>・福祉専門職向け実態調査の実施(介護支援専門員、相談支援専門員等 2022年11月)</p> <p>・民間支援団体への助成(府福祉基金の活用)</p> <p>・スクールソーシャルワーカーの配置校数を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを新たに雇用し、全ての府立高校が必要な時に専門人材に相談できる体制づくりを構築</p> <p>・きめ細かな学習支援、手厚い進路相談を行うため、学習支援スタッフやキャリア教育コーディネーターを府立高校に配置</p>	<p>・府立高校におけるすべてのヤングケアラーを早期に発見し、自己実現に向けた支援を強力に推進。</p>

■市町村ヤングケアラー支援担当課長会議

- ・大阪府・府内市町村におけるヤングケアラー支援関連施策や先進的な取組事例等について情報共有
- ・支援の実施主体である市町村との連携強化・機運醸成

《支援体制のイメージ図》



I (6) 子ども施策 (待機児童 (その1))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・都市部を中心に待機児童は増加傾向にあったが、保育所等整備や人材確保を進めた結果、保育の受け皿が拡大した。現状としては、待機児童は減少傾向にあるが、今後の潜在需要も見込み、引き続きの対策が必要。</p>	<p>・保育人材確保に向けた取組みを引き続き実施していく。</p> <p>・国家戦略特区等を活用し、国に対する提案等を実施した。</p>	<p>・【地域限定保育士】</p> <p>・2015年度から、全国に先駆け、地域限定保育士試験を実施。2018年度は、全国で初めて実技試験による通常試験と、保育実技講習会による地域限定試験を同時実施。</p> <p>【規制緩和】</p> <p>府から国へ以下の提案を実施</p> <p>・①保育に従事する人員の配置基準の緩和</p> <p>⇒職員配置基準内に「保育士」以外に府が養成を行う「保育支援員」を位置付け。保育士の3分の1に置きかえて配置。</p> <p>②保育所等の面積基準の緩和</p> <p>⇒認定こども園も緩和対象とすること及び特例地域の要件(待機児童の人数、比較対象となる土地価格)の見直し</p> <p>③保育所等の採光基準の緩和</p> <p>⇒採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合を緩和</p>	<p>・【地域限定保育士】</p> <p>・地域限定保育士試験の実施回数 2015～2021年度各1回の計7回(全国最多)</p> <p>・合格者数計2,906名(2015～2021年度)</p> <p>【規制緩和】</p> <p>①保育に従事する人員の配置基準の緩和</p> <p>・待機児童解消までの措置として、自治体が自ら定める基準(配置基準の6割以上)に基づく「地方裁量型認可化移行施設」の創設が決定(2018年6月)</p> <p>②保育所等の面積基準の緩和</p> <p>・認定こども園も緩和対象に(H30年6月)</p> <p>・特例地域の要件について見直し(H30年4月)</p> <p>③保育所等の採光基準の緩和</p> <p>・保育所の円滑な整備などを後押しするため、採光基準を緩和(2018年3月)</p>

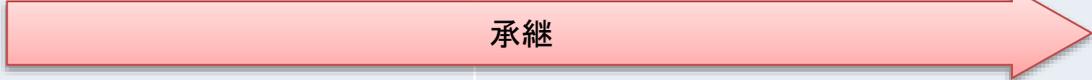
I (6) 子ども施策 (待機児童 (その2))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
		<ul style="list-style-type: none"> ・【潜在保育士の復職支援等】 ・2015年度から潜在保育士の現場復帰を促す保育士・保育所支援センター事業の実施。 ・2016年12月より保育士資格の新規取得者の確保のための保育士修学資金貸付事業、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金や保育料等の貸付事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 【潜在保育士の復職支援等】 ・保育士・保育所支援センター事業の保育所等への就業者数は累計で1,124名(2022年7月末時点) ・保育士修学資金貸付等事業の累計貸付件数1,991件(2022年7月末時点)

I (7) 健康・医療（健康寿命の延伸）

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・健康寿命が全国に比べて低い 2010年： 男性69.39歳・44位 女性72.55歳・45位</p>	<p>・生涯を通じて、心身ともに自立し、健やかで質の高い生活を送ることができるよう、「健康寿命の延伸」をめざす。 ・市町村の健康指標の状況や健康課題などに応じた効果的な施策展開に取り組み、「健康格差の縮小」をめざす。</p>	<p>・第2次大阪府健康増進計画を策定(2013年4月) ・第3次大阪府健康増進計画を策定(2018年3月) ・大阪府健康づくり推進条例を制定(2018年10月) ・データ分析による健康課題の明確化 ・市町村の健康づくりの推進(2017年度まで) -健康マイレージ事業を導入する市町村へ補助 ・中小企業の健康づくりの推進 -大阪府健康づくりアワードの実施 -健康経営セミナーを開催 ・若い世代の健康づくりの推進 -健康キャンパス・プロジェクトの実施 ・府民への働きかけ -各種媒体を活用して、府民に対して健康情報を発信 ・健活10の普及啓発 -アスマイルの利用拡大に向けた取り組み ・「10歳若返り」プロジェクトの推進</p> <p>※各項目ごとの取り組み内容や進捗状況について以降のページに別掲。</p>	<p>・健康寿命は男女ともに延伸 2016年： 男性71.50歳・39位 女性74.46歳・34位 2019年： 男性71.88歳・41位 女性74.78歳・40位</p> <p>・特定健康診査の受診率 2011年：39.8%(44.7%) 2015年：45.6%(50.1%) 2019年：51.3%(55.3%) ()は全国平均</p> <p>・特定保健指導の実施率 2011年：11.1%(15.0%) 2015年：13.1%(17.5%) 2019年：19.9%(23.2%) ()は全国平均</p>

①大阪府健康増進計画

	大阪府健康増進計画	第2次大阪府健康増進計画	第3次大阪府健康増進計画
期間	2008年8月-2013年3月	2013年4月-2018年3月	2018年4月-2024年3月
基本理念	全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現		
基本目標	・壮・中年期死亡の減少 ・健康寿命(認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間)の延伸及び生活の質の向上	・健康寿命の延伸 ・健康格差の縮小	
基本方針	・メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病対策の強化 ・特定健診・特定保健指導の受診率の向上	・NCD(注)の予防とこころの健康 ・生活習慣と社会環境の改善 *高血圧とたばこに重点を置いて取り組む	・生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防 ・ライフステージに応じた取組み ・府民の健康づくりを支える社会環境整備
取組	・7分野ごとに目標を提示 ①栄養 ②運動 ③休養 ④たばこ ⑤歯と口 ⑥アルコール ⑦健診	・7分野ごとに、生活習慣の改善に関する目標を提示 ①栄養 ②運動 ③休養 ④たばこ ⑤歯と口 ⑥アルコール ⑦こころ	・11分野のもと、生活習慣の改善と早期発見・重症化予防等に関する目標を提示 [Ⅰ生活習慣病の予防] ①ヘルスリテラシー ②栄養・食生活 ③身体運動・運動 ④休養・睡眠 ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口の健康 ⑧こころの健康 [Ⅱ生活習慣病の早期発見・重症化予防] ①けんしん ②重症化予防 [Ⅲ府民の健康づくりを支える社会環境整備] 社会環境整備

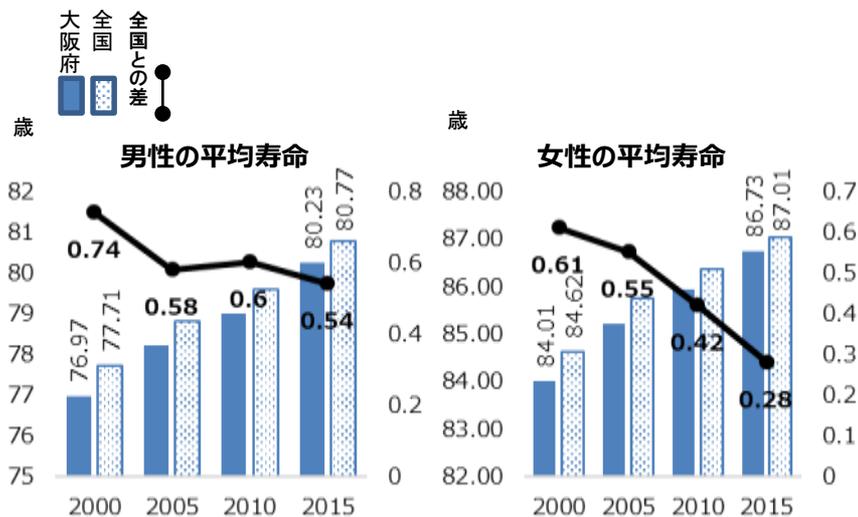
(注)NCD(エヌ・シー・ディー)

がん、循環器疾患(心疾患)、慢性呼吸器疾患および糖尿病を中心とする非感染性疾患のこと。NonCommunicable Diseasesの略。

健康寿命延伸・特定健診受診・特定保健指導

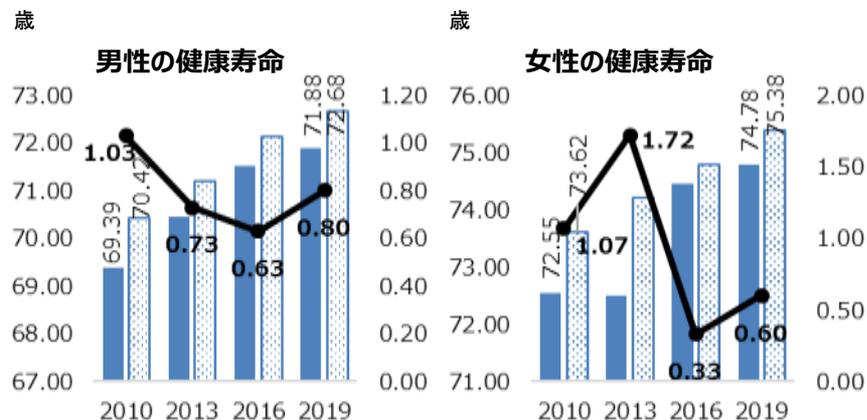
【平均寿命】

出典：厚生労働省：都道府県別生命表



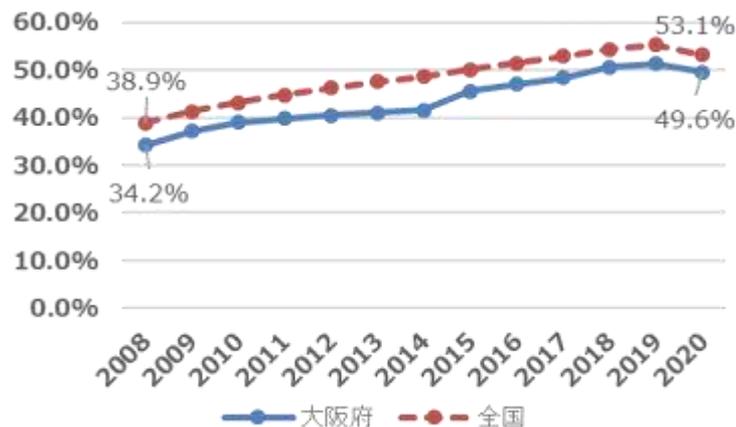
【健康寿命】

出典：厚生労働省 健康日本21(第二次)の推進に関する研究



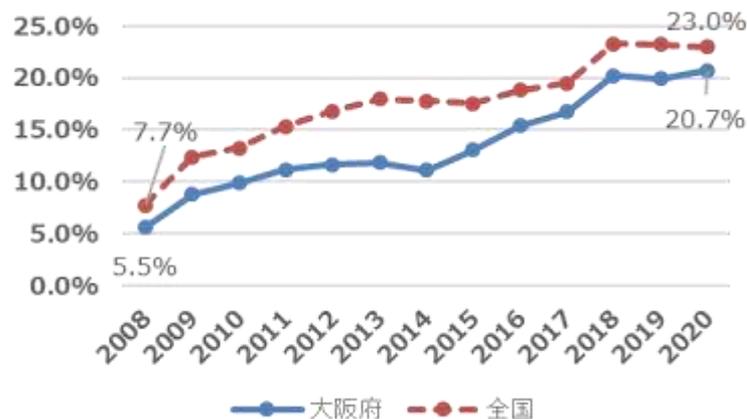
【特定健診受診率】

出典：厚生労働省：特定健康診査の実施状況



【特定保健指導実施率】

出典：厚生労働省：特定保健指導の実施状況



「いのち輝く未来社会」をめざすビジョンの策定・推進について

ビジョン策定の背景・趣旨

◆ 人口減少・少子高齢化などの社会の急激な変化

(世界でも類を見ない超高齢化、3大都市圏でもい早く人口減少)

- こうした変化に対して、大阪ではこれまでも様々な取組を積み重ねてきた。
- ⇒ 健康寿命は、依然として全国ワーストクラス、伸び悩みは大きな課題。
- ⇒ 府、市町村だけでなく、民間企業、学界、住民など様々な主体の取組が必要。

◆ 万博のインパクトを活かして、課題に対応

* テーマ 「いのち輝く未来社会のデザイン」

* サブテーマ 「多様で心身ともに健康な生き方」「持続可能な社会・経済システム」

生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現は人類共通の願い。

- SDGsや、超スマート社会 (Society5.0) などの世界的な潮流も。

◆ ビジョンの策定 (いのち輝く未来社会をオール大阪で実現)

【目的】

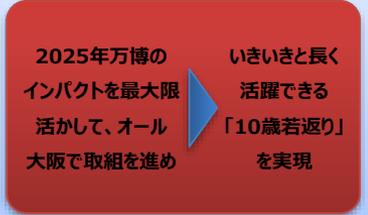
- 生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現に向け、万博のインパクトを活かしてオール大阪で目標を定め、さらに強力に取組を進めるため、ビジョンを策定。

【目標】

- 「健康」を重点ターゲットに健康寿命の延伸に注力。
- 地域の健康づくり活動に加え、革新技術を最大限活用し、さらに2025年万博のインパクトを活かして、いきいきと長く活躍できる「10歳若返り」を目標に掲げる。

【ビジョンの位置付け】

- 府、住民に身近なサービスを担う市町村、産業振興を担う産業界・民間企業、高い専門性と知見を有する学界、府民一人ひとりが共通の目標に向かって、取組の強化を進めて行く指針 (アクションプラン) となるもの。
- 府は、有識者や研究機関の協力を得て、取組の効果測定やデータの分析・研究などにより、各主体の効果的な取組の検討につなげる。



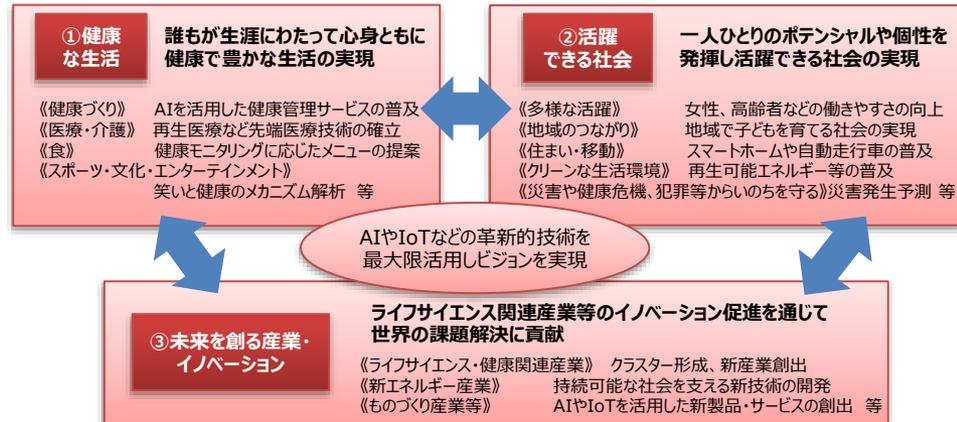
大阪の現状・課題

- ◆ 万博のテーマを踏まえ、SDGsや超スマート社会などの世界的な潮流を考慮して、「①健康な生活」、「②活躍できる社会」とそれを支える「③産業・イノベーション」を切り口に、『大阪の現状・課題』を整理

	①健康な生活 (心身ともに健康)	②活躍できる社会 (多様な生き方、持続可能な社会)	③産業・イノベーション (健康を支える経済システム)
現状	<ul style="list-style-type: none"> 男女とも短い健康寿命 全国平均を上回る要介護(要支援)認定者数 等 	<ul style="list-style-type: none"> 労働環境水準、就業率の低さ 高齢者の社会的孤立 児童虐待などの深刻な状況 生活環境 (ヒートアイランド現象、増加傾向の温室効果ガス) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイエンス関連の企業、大学等の集積 幅広い健康関連産業の集積 環境関連産業の集積 ものづくり企業の集積 等
課題	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年代の健康意識向上 地域での健康づくり活動 ビッグデータ活用による新たな健康関連サービスの展開 革新的な先端医療の普及 健康への効果の分析、普及 (食、スポーツ、笑い) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 働きやすく魅力的な職場整備 女性等の活躍の場の拡大 高齢者・子どもの見守り等、地域で支える仕組みづくり 快適な住・生活環境の実現 まちの安全・安心の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> 医療、健康関連の世界的な産業クラスターの形成 健康、エネルギー関連の技術革新・産業化 AIやIoTと、ものづくりの融合によるイノベーション 等

3つのめざす姿

- ◆ 大阪の現状・課題を踏まえ、「①健康な生活」、「②活躍できる社会」とそれを支える「③産業・イノベーション」それぞれについて、オール大阪で『めざす姿』を掲げる



- ◆ 分野ごとに、『めざす姿』の実現に向けた「取組の方向性」と、各主体の「具体的な取組」を整理

ビジョンの推進

- ◆ オール大阪で総合力を発揮するため、関係者が『目標』『めざす姿』を共有し、取組を推進する体制を整備
- ◆ ビジョンの共有・浸透と、施策推進⇒施策充実の検討⇒ビジョンの充実 (バージョンアップ) と施策の深化のサイクルをたゆみなく進める

- ・ 有識者、研究機関などの協力を得て、取組の効果測定(データ分析等)を実施し、各主体の施策充実につなげる。
- ⇒ オール大阪の産学官で構成する会議体を設置。

健康寿命延伸・アスマイルの取組状況

2025年の大阪・関西万博に向け、『健活10』の普及啓発や健康アプリ『アスマイル』の利用拡大に向けた取組みを進め、府民の主体的な健康づくりを推進する。

1 健康寿命の延伸（おおさか健活10推進プロジェクト）



万博とも連携し、府民の健康づくりをオール大阪で推進

健康寿命の状況

健康寿命
平均寿命

〈男性〉



〈女性〉



- 「健康寿命の延伸」[市町村間の健康格差の縮小]に向け、多様な主体と連携し、ライフステージに応じた取組みを推進
- ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」にも対応し、府民の主体的な健康づくりを支援

⇒「健活10」の普及啓発
(健活会議、イベント・セミナー)
⇒市町村と連携した保健指導やフレイル予防の取組み等

(参考) 駅構内ビジョン

⇒ 主要駅での広告ジャック等による気運醸成



2 健康アプリ「アスマイル」第2期（R4～R7）の推進



府民一人ひとりのきっかけづくり【第1期】から、府民一丸となった健康づくりの実践【第2期】へ

第1期（H30～R3）の成果

- 会員数：約28万人（うち国保会員約5万人） ※R4.3月末現在
- アスマイルの効果
 - ・利用者の行動変容効果（参加前後で1日に歩く歩数が500歩アップ）
 - ・特定健診受診率の向上（国保会員約56%＞市町村国保（全体）約28%：R2年度受診率）



第2期においても『府民の主体的な健康づくりの促進』、『効率的な保健事業の展開』を目的に事業を展開

第2期（R4～R7）の概要

- 目標会員数（R7年度末）：70万人（うち国保会員14万人）
- 主な取組み（予定）

1 アプリの魅力向上【機能強化】

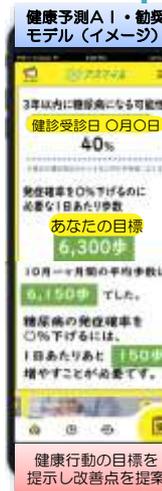
- ▼健康予測AIの改良・勧奨モデルの搭載(R4開発、R5搭載)
- ▼ウェアラブル端末やマイナポータル等との連携(R4～順次)

2 参加者（会員）増に向けた取組み【公民連携等の強化】

- ▼市町村オプションの導入促進（現在5市町が導入）
- ▼事業所単位・大学単位での参画機能の追加(R4～)
- ▼イベント等におけるプロモーションの強化（企業や地域との連携）

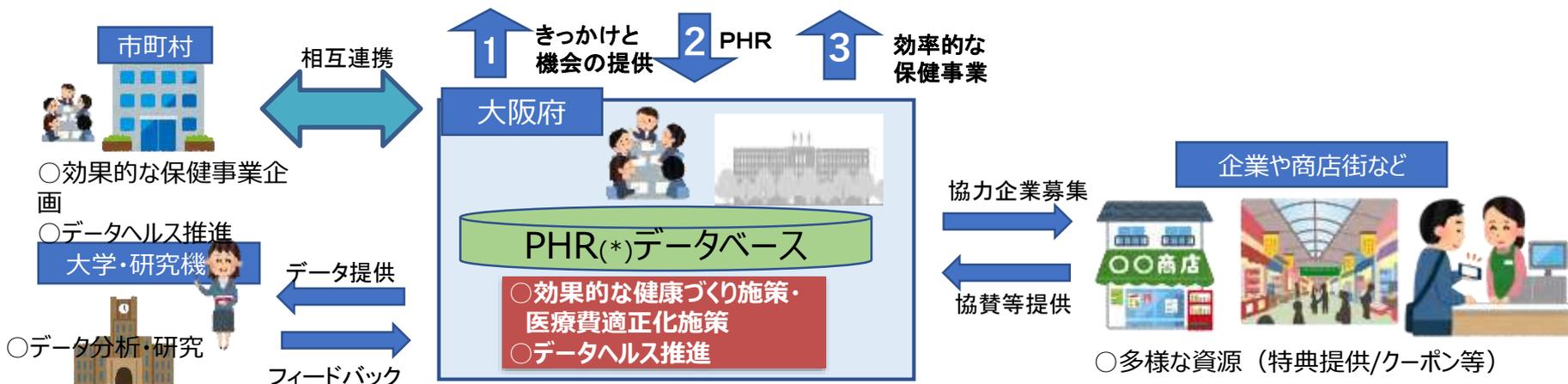
3 効率的な保健事業の展開【保険者機能の充実】

- ▼集積されたPHRデータの分析・保健事業への活用(R4～順次)
- ▼アスマイルを通じた受診勧奨・健康指標の改善へのインセンティブ付与



■「アスマイル」のスキーム

- ・アスマイルは、大阪府民の健康をサポートする全国最大級の健康アプリ。
- ・毎日の健康的な活動によりポイントが貯まり、特典が当たる抽選に参加することが可能。
- ・集積できた健康データは、効率的な保健事業の展開に向けて活用。

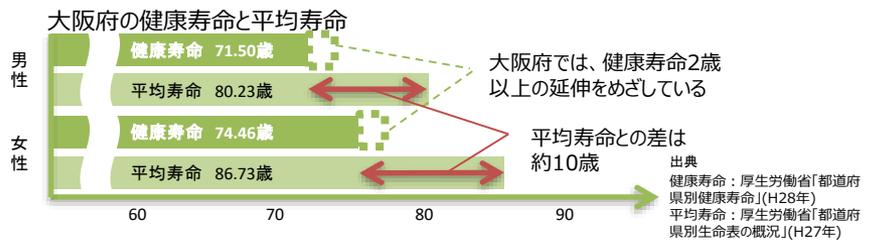


「10歳若返り」プロジェクト

10歳若返りについて

10歳若返りとは？

◆大阪府における平均寿命と健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）の差は約10歳。健康に影響がある期間が生じたとしても、いきいきと活動できるようにすることが重要。



◆このため、目指すべき「10歳若返り」を健康寿命の延伸に加え、
健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき活動的に生活できる
と定義。

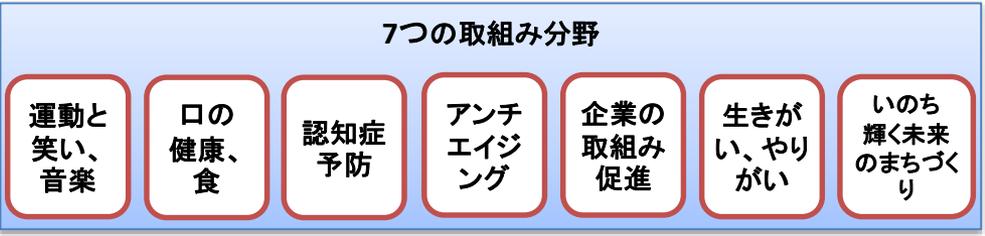
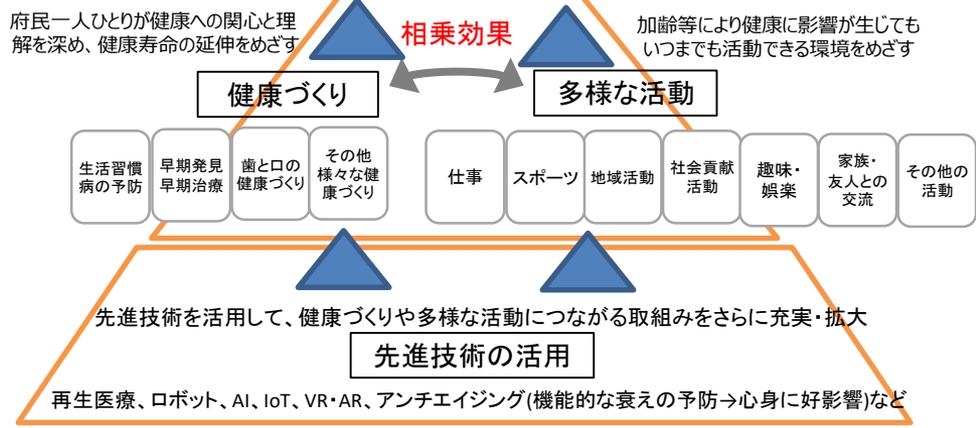
◆先進技術を活用しつつ、生活習慣病の予防等に向けた「健康づくり」と、仕事や地域活動、趣味・娯楽といった「多様な活動」との相乗効果を図りながら、オール大阪でいきいきと長く活躍できる社会の実現をめざす。

いきいきと長く活躍できる「10歳若返り」の実現

健康づくりをすることは長く多様な活動ができることにつながり、多様な活動をすることは健康に良い影響を与える。

多様な活動は、社会での役割やつながり、達成感・幸福感を生じ、それがさらなる活動や健康に好影響を及ぼすことが学術的な研究を通じて明らかになってきている。

「健康づくり」と「多様な活動」を進めることで、「10歳若返り」の実現をめざす



■「10歳若返り」プロジェクト

これまでの実施状況～モデル事業～

1. 笑い運動を連携した実践による健康・ストレスの分析 (2019)

【内容】体操と笑いを連携、グループで実践(落語の鑑賞や笑いを取り入れた健康体操やヨガの実践等)し、心身の健康や生きがいに及ぼす効果を分析



実施例

- ①健康講座(30分)+笑いヨガ(60分)
- ②笑いヨガ(60分)+落語(30分)

【主な成果】

《腹囲平均》A群2.9cm減少 B群1.2cm減少
《握力平均》A群0.8kg向上 B群1.6kg向上
《精神的QOL》A群1.2ポイント向上、 B群1.3ポイント向上

3. ①AI・ロボットによるコミュニケーションの実践と分析 (2019)

【内容】デュアルタスクによる運動ゲームを一定期間実践し、が認知機能に及ぼす効果を分析等

◆「窓拭き」タスク

手の動きに連動する画面のスポンジを使って窓拭きをするゲーム。脳を使いながら身体の横移動や上下の屈伸運動を行う。



◆「反射神経」タスク

画面上にランダムに並んだ数字を、小さい順に素早くタッチしていくゲーム。素早い視線移動と視覚認知が必要であり、同時に身体の横移動、上限の屈伸運動などを繰り返す。

【主な成果】

《アイトラッキング法による認知機能検査》スコアが8.5%上昇
《健康関連QOL尺度 (SF-8)》 全体的健康感の向上 (参加者の70.8%が向上)
《運動機能 (立ち上がり・歩行速度)》改善 (TUGについて13.4%の時間短縮)

これまでの実施状況～発信事業～

1. アンチエイジングフェア (2019)

◆関西テレビ放送(株)、特定非営利活動法人日本抗加齢協会と連携し、「アンチエイジング・フェア2019」を共催。

◆ブースの出展を通して、府の健康に関する取り組みを発信するとともに、アンチエイジングの取組みに関するアンケートによる意識調査を実施。

【開催実績】

(開催期間) 令和元年5月25日(土)、26日(日)
(入場者数) 約10,000人 (2日間合計)



2. 楽器演奏の実践による認知機能向上の分析 (2019)

【内容】楽器演奏講師の指導のもと、ピアノカ演奏と脳を使った運動の実践を行い、認知機能向上の効果を分析



【主な成果】

《語流暢性「文字」課題》
多くの語を言えるようになった 9.8語⇒11.6語
《符号》時間内の転記作業量が増大 58.9個⇒67.1個
《作業記憶(反応時間)》
記憶との照合がより速くなった 1239ミリ秒⇒1148ミリ秒

3. ②AI・ロボットによるコミュニケーションの実践と分析 (2019)

【内容】AIロボによるコミュニケーションを一定期間実践し、認知機能に及ぼす効果分析等

【主な成果】

《MMSE》スコアの維持
《アイトラッキング法による認知機能検査》
スコアが27.5%上昇
《健康関連QOL尺度 (SF-8)》の
「精神的サマリースコア」が改善した
被検者の割合がより多かった
(施設1: 50.0%、
施設2: 62.5%)



2021年度実践事業

- ◆先端技術を活用したオーラルフレイル予防など口の健康づくりの効果分析
- ◆「行動経済学」を活用した健康になる空間づくり

2. SNS等を活用した情報発信 (2021～)

◆10歳若返りチャンネルの開設

YouTubeチャンネルを開設し、企業等の様々な取組みを動画で紹介するとともに、タレントがナレーションを担当する天下人・秀吉が「10歳若返り」の取組みをわかりやすく解説した動画を配信。

◆Twitterによる情報発信

企業の取組み・市町村におけるイベント情報等を毎日つぶやきで発信。

◆WEBサイトによる情報発信

企業等のWEBページとリンクをつなげ、「10歳若返り」の取組みを一体的に発信。

◆オンラインイベントの開催

「10歳若返り」に関連した講演、パネルディスカッション等を配信。

I (7) 健康・医療（地域医療・救急医療体制等の充実）

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・深刻な搬送困難事案が、府内及び近隣府県で発生した（府内の事案） -2007年12月嘔吐等で救急要請した傷病者が30病院に計36回受入れを断られる -2008年1月交通事故傷病者が5救命救急センターに計6回受入れを断られる ・超高齢社会の到来に伴い、救急搬送件数のさらなる増加が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急告示医療機関を確保、維持しつつ、限られた医療資源を有効に活用し、迅速な救急搬送、医療機関での適切な治療が可能となる体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・医療機関が利用する大阪府広域災害・救急医療情報システムの大幅な見直し(2008年10月) <ul style="list-style-type: none"> -タッチパネル端末の導入 -消防の携帯電話による応需情報検索 -救急隊から医療機関への一斉搬送要請システムの導入 ・スマートフォン等を活用した「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム」(ORION)を構築、導入開始(2013年1月)【大都市圏で全国初】 <ul style="list-style-type: none"> -ICTを用いた病院検索 -救急医療に関する情報の集約化 -集約された情報の集計・分析 -改正消防法に基づき策定した救急搬送・受入れのルール「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準(2010年12月)の運用状況を検証する仕組みを構築 ・新たな大阪府救急・災害医療情報システムの運用開始(2014年10月) <ul style="list-style-type: none"> -救急医療機関情報の精度・信頼性の向上 -病院前・後情報を一元化したデータベースを構築 ・大阪府救急・災害医療情報システムを再構築(2020年10月) <ul style="list-style-type: none"> -救急医療機関情報の精度・信頼性の向上 -病院前・後情報を一元化したデータベースを構築 -救急車搭載心電図情報の連携 -府内関係機関間の情報共有ツール「掲示板」機能を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・(導入消防本部の一例) ・ORIONシステム導入後、救急搬送が円滑化(2012年3月～8月と2013年3月～8月を比較) <ul style="list-style-type: none"> -病院選定時間:60分以上要した症例が約1割減少 -搬送連絡回数:1回で搬送先が決定した症例が約1,500例増加(導入前24,446件→導入後25,985件)、5回以上要した症例が減少(導入前6,238件→6,056件) 【参考:救急自動車による収容所要時間】 ・救急自動車による病院等までの所要時間は、全国的に遅延傾向全国平均 <ul style="list-style-type: none"> 2010年 37.4分 ⇒2020年 40.6分(2010年比3.2分遅延) (令和3年版消防白書より) ・2021年12月末現在、500万件以上のデータを集積

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>望まない受動喫煙の防止を目的とした2018年の健康増進法(以下:法)の改正を踏まえ、大阪府における受動喫煙防止対策の推進方策を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりの推進。 ・万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府受動喫煙防止条例(以下:府条例)を2019年3月に制定し、各規定の準備期間等を踏まえ、順次施行。(全面施行:2025年4月) ・府条例で規制の対象となる飲食店に対する支援策として、喫煙専用室等の整備や禁煙化に伴う改装に係る経費に対する補助制度を創設し、運用。 ・法や府条例に基づく原則屋内禁煙の取組みが進むにつれ、路上等での喫煙の増加が懸念されることから、市町村や民間事業者との連携により屋外分煙所のモデル整備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店における受動喫煙防止対策の状況 原則屋内禁煙対応済: 68.1% (R4飲食店実態調査より) ・交付実績: R1 20件 R2 42件 R3 20件 R4 2件 (R4.10月末時点) ・整備実績:13か所 (R4.10月末時点)

大阪府受動喫煙防止条例の概要 (2019年3月20日公布)

1. 趣旨

- 府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる
- 万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる

2. 義務及び責務 ※2019年7月施行

- 府の責務**
 - 受動喫煙の防止に向けた環境整備等、総合的な施策の推進
 - 改正健康増進法及び条例の周知、理解促進
 - 公民連携による取り組みの推進
 - 府民等の責務**
 - 他人に望まない受動喫煙を生じさせないように努める
 - 保護者の責務**
 - 監護する者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努める
 - 関係者の協力**
 - 府、市町村その他の関係者は相互に連携を図りながら協力するよう努める
 - 管理権原者の主な義務及び責務**
 - 望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める
- など

3. 条例の対象範囲

府内全域 (政令指定都市、中核市を含む)

4. 第一種施設 (敷地内禁煙) における取り組み ※2020年4月施行

➢ 敷地内全面禁煙 (特定屋外喫煙場所を設置しないこと) に努める (努力義務) [2020. 4~]

第一種施設	改正法(2019年7月施行)	府独自の取り組み(条例)(2020年4月施行)				
受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者 (20歳未満の者、患者、妊婦) が主たる利用者である施設	禁煙 (敷地内禁煙) ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる	禁煙 (敷地内 全面 禁煙: 努力義務) ※ 特定屋外喫煙場所を設置しないこと				
<table border="1"> <tr><td>学校 (学校、幼稚園 等)</td></tr> <tr><td>病院、診療所、助産所</td></tr> <tr><td>児童福祉施設 (保育所、児童養護施設 等)</td></tr> <tr><td>その他 (介護老人保健施設、認定こども園 等)</td></tr> </table>	学校 (学校、幼稚園 等)	病院、診療所、助産所	児童福祉施設 (保育所、児童養護施設 等)	その他 (介護老人保健施設、認定こども園 等)	<p>イメージ</p>	<p>★例外措置</p> <p>禁煙 (敷地内禁煙) ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる</p> <p>(例) 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設</p>
学校 (学校、幼稚園 等)						
病院、診療所、助産所						
児童福祉施設 (保育所、児童養護施設 等)						
その他 (介護老人保健施設、認定こども園 等)						
行政機関の庁舎						

特定屋外喫煙場所: 第一種施設の屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

5. 第二種施設における取り組み ※努力義務: 2022年4月施行、罰則部分: 2025年4月施行

➢ 原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可。喫煙可能部分へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない) [法: 2020. 4~]
(経過措置: 客席面積100㎡以下かつ個人又は資本金等5000万円以下の飲食店は、禁煙・喫煙を選択可)

【改正法の第二種施設のうち、既存特定飲食提供施設にかかる府独自の取り組み】

- 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める (努力義務) [2022. 4~]
- 改正法で経過措置対象としている客席面積100㎡以下の飲食店のうち、30㎡を超える飲食店は、原則屋内禁煙 (罰則あり) ※喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置可 [2025. 4~]
- 客席面積が30㎡以下の飲食店は、改正法と同様に、喫煙が禁煙の選択可 (経過措置) [2025. 4~]

改正法 全面施行: 2020年4月	大阪府受動喫煙防止条例 全面施行: 2025年4月	
第二種施設 多数の者が利用する施設 (第一種施設を除く)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 法: 2020年4月施行
(例) 事務所、旅館(客室を除く)、飲食店 等	<p>【経過措置】 既存特定飲食提供施設 ・客席面積100㎡以下 ・個人又は資本金等5000万円以下の店舗</p>	<p>原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)</p> <p>従業員を雇用する施設 屋内禁煙に努める (努力義務) 2022年4月施行</p>
	禁煙・喫煙を選択可	<p>【経過措置】 府既存特定飲食提供施設 客席面積30㎡以下の店舗</p> <p>禁煙・喫煙を選択可 2025年4月施行</p>

6. 喫煙目的施設の要件 ※改正健康増進法と同様の扱い

- 公衆喫煙所
- 喫煙を主目的とするバー、スナック等
たばこの対面販売 (出張販売を含む) をしており、客に飲食させる営業 (「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く) を行うもの
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店

7. 加熱式たばこの扱い ※改正健康増進法と同様の扱い

➢ 改正健康増進法と同様に、加熱式たばこ専用喫煙室 (飲食等も可)

での喫煙可	喫煙専用室	加熱式たばこ専用の喫煙室
設置できる施設	第二種施設 (原則屋内禁煙となる施設)	
場所	屋内の「一部」	
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	
紙巻きたばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為 (飲食等)	×	○
20歳未満の者の入室	×	×

8. 罰則

条例による規制の違反にあつては、5万円以下の過料を設定

9. 施行時期 (段階的に施行)



■ 大阪府における受動喫煙防止対策の状況

2025年4月の大阪府受動喫煙防止条例全面施行に向け、引き続き、周知啓発に努めるとともに、2022年度予算においては、飲食店への支援策を拡充し、さらなる受動喫煙防止対策を推進する。

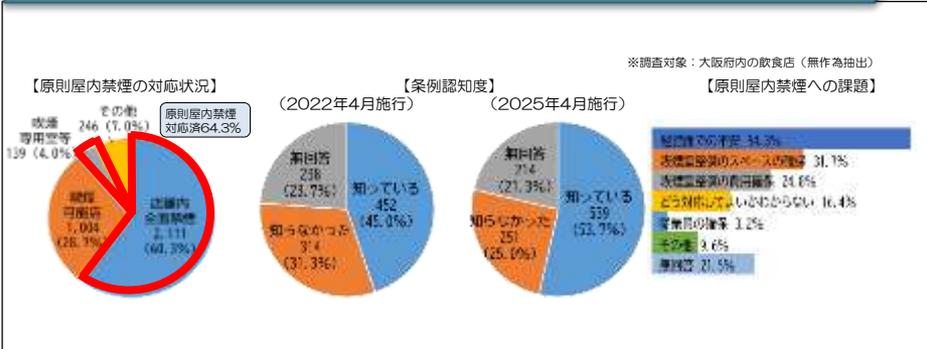
1 条例の内容及び施行時期

- <健康増進法> (2018年7月改正)
 ◆2020年4月(全面施行) 原則屋内禁煙(※経過措置あり)
 <条例> (2019年3月公布)
 ◆2022年4月(一部施行)
 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙(努力義務)
 ◆2025年4月(全面施行)
 従業員の雇用に問わず、客席面積30㎡~100㎡の飲食店は原則屋内禁煙

※ 健康増進法に基づく飲食店の経過措置の要件

- ・小規模(個人又は中小企業が経営)
- ・客席面積100㎡以下
- ・既存店舗(2020年4月以前から営業)

2 飲食店における受動喫煙防止対策の状況 (2021年度調査)



3 これまでの取組み

(1) 飲食店に対する府独自の支援策の活用状況

項目	内容	実績 (R1~R3.12月)
補助金の創設	喫煙専用室等の整備費用への補助(上限300万円、補助率3/4<国補助含む>)	75件
相談窓口の設置	大阪産業局にワンストップの相談窓口を開設(R1.10月~)	2,097件

(2) 「屋外分煙所」のモデル整備の状況等

(目標：2024年度末 20~30か所)

項目	内容	実績 (R1~R3.12月)
整備状況	市町村や民間事業者と連携し、モデル整備を実施	11か所
附帯設備への補助	標識や防犯カメラ等への補助(上限100万円、補助率1/2)	5市町村が活用
ガイドライン作成	連携パターン等をまとめたガイドラインを作成(R4.1月)	

(3) 2022年4月の条例一部施行に向けた取組み

- ◆喫煙可能店に対するリーフレットの送付及び電話でのフォローアップ(2021.11月~)
- ◆多様な媒体(YouTube等)を活用した啓発(2022.1月~)

■ 府独自の支援策(喫煙専用室等の整備補助)の拡充 (2022年度当初予算：3億1,065万円)

	現行	令和4年度以降
補助対象者	・客席面積30㎡~100㎡の飲食店	・客席面積30㎡~100㎡の飲食店 ・従業員を雇用する客席面積30㎡以下の飲食店
補助対象経費	・喫煙専用室等の整備費(設置・改修費) 上限300万円の3/4	・喫煙専用室等の整備費(設置・改修費) 上限300万円の3/4 ・全面禁煙化に伴う改装費等(壁紙の交換等)経費 上限20万円の3/4 ※喫煙室の撤去費を伴う場合、上限30万円

■ 「屋外分煙所」モデル整備の更なる促進

・・・市町村や民間事業者にガイドラインを配布し、活用を図る。

■ 実態調査の継続実施

・・・飲食店・府民を対象とした調査を毎年度行い、状況等を把握、公表。

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・依存症は、本人だけでなく家族の日常生活や社会生活に問題を生じさせる可能性が高い。依存症は、病気であり、早期の支援や適切な治療により回復可能といわれている。しかし、依存症についての正しい知識の不足や、相談機関や治療を行っている医療機関、事情グループの情報の不足等により、依存症の本人や家族等が必要な相談・治療及び支援を受けていない現状がある。</p> <p>・平成26年6月にアルコール健康障がい対策基本法施行、平成28年5月に国の計画「アルコール健康障がい対策推進基本計画」が定められる。</p> <p>・平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法施行。平成31年に国の計画「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が定められる。</p>	<p>依存症対策を総合的に推進し、依存症の予防と早期発見・早期介入により、依存症の本人や家族等に対する支援の充実を図り、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」平成29年9月策定・令和3年度見直し(計画期間:平成29年度から7年間)。 ・「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」令和2年3月に策定(計画期間:令和2年度から3年間)。 ・府内における依存症の医療体制の強化を図るために、「依存症専門医療機関」と「依存症治療拠点機関」を選定。 	<p>アルコール・薬物・ギャンブル等といった依存症の当事者・家族などに対する治療体制や相談支援体制及び回復支援体制の強化を図るとともに、依存症問題に対する関心と理解を深めるための普及啓発活動を実施。</p> <p>依存症治療拠点医療機関 1か所 依存症専門医療機関 アルコール 16か所 薬物 5か所 ギャンブル 6か所</p>

大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画【概要】

基本的事項

- ◆ 計画の趣旨
 - ギャンブル等依存症対策を総合的に推進
 - ギャンブル等依存症の本人及び家族等に対する支援を充実
 - ⇒ 府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に計画を策定
- ◆ 計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法に定める「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- ◆ 計画の期間

令和2年度から令和4年度までの3年間

※ギャンブル等：法律の定めるところにより行われる公営競技、ばちこ屋に係る遊技その他の射幸行為。

現状と課題

- ◆ ギャンブル等をする人の状況

ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数（日本医療研究開発機構(AMED)調査結果より）

生涯：全国約320万人 ⇒ 大阪府約22万人（人口比換算）

過去1年以内：全国約70万人 ⇒ 大阪府約4万9千人（同上）
- ◆ 大阪府における依存症対策の現状
 - ① 普及啓発
 - ・啓発セミナー等の実施や、リーフレット・ポスター等による正しい知識の普及
 - ・リーフレットやホームページによる相談窓口等の情報提供
 - ② 相談支援体制
 - ・依存症相談拠点（こころの健康総合C、保健所等）において、相談を実施
 - ・ギャンブル等依存症相談実数：374人（平成30年度・政令市除く）
 - ・「おおさか依存症土日ホットライン」において、土日の電話相談を実施
 - ・ギャンブル等依存症相談件数：44件（平成30年度）
 - ③ 治療体制
 - ・依存症治療拠点機関を1か所、ギャンブル等依存症専門医療機関を5か所選定
 - ・依存症治療拠点機関において、治療プログラムや研修等を実施
 - ④ 切れ目のない回復支援体制
 - ・大阪アディクションセンター(OAC※)を活用し、関係機関・団体による情報共有等を実施
 - ※切れ目のない支援を行うために、医療・行政等の機関や民間団体が構成したネットワーク



【参考】ギャンブル等依存症の受診者数（依存症専門医療機関）

	平成30年度
外来受診者総数	370人
（うち新規受診者数）	178人
入院者総数	4人

ギャンブル等依存症を取り巻く課題

- ① 若年層を中心とした予防啓発の充実、府民に対する正しい知識の普及が必要
- ② 相談窓口職員の対応力向上、休日の相談窓口の整備、家族への支援の充実が必要
- ③ 治療可能な医療機関の拡充、精神科医療機関と専門医療機関等との連携強化が必要
- ④ 相談、治療、回復を切れ目なく行う相談機関、医療機関、関係団体等の連携強化が必要

推進体制等

- 7つの重点施策ごとに、**評価指標を設定**（啓発セミナー等の参加者数、研修参加機関数等）し、本計画の**取組み状況の見える化**を図り、計画の実行性を最大限に確保。
- 施策の具体的な取組みについて、**進捗管理シートを作成**し、年度毎に進捗を確認。

基本的考え方・具体的な取組み

○ 5つの基本方針と7つの重点施策に沿って、ギャンブル等依存症対策を推進する。

基本方針Ⅰ 普及啓発の強化

- 【重点施策①】若年層を中心とした予防啓発の充実
 - 若年層に対する正しい知識や予防に関する啓発を行う。
 - ・児童、生徒への普及啓発
 - ・若年層に関わる機会がある人への理解促進 など
- 【重点施策②】正しい知識の普及と理解の促進
 - 正しい知識の普及と理解を促進するとともに、相談窓口の周知を図る。
 - ・府民への理解促進、普及啓発
 - ・消費者や働く人向けの普及啓発 など



基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化

- 【重点施策③】依存症の本人及び家族等への相談支援の強化
 - さまざまな相談窓口職員が理解を深めるとともに、適切な窓口につなぐ機関連携を行う。
 - ・相談対応力向上や相談支援の充実
 - ・相談窓口等の情報提供 など



基本方針Ⅲ 治療体制の強化

- 【重点施策④】依存症の治療が可能な医療機関の充実
 - 治療が可能な医療機関を拡充するとともに、地域の医療機関と専門医療機関との連携を図る。
 - ・医療機関職員を対象とした研修の実施
 - ・必要に応じた医療機関への紹介 など



基本方針Ⅳ 切れ目のない回復支援体制の強化

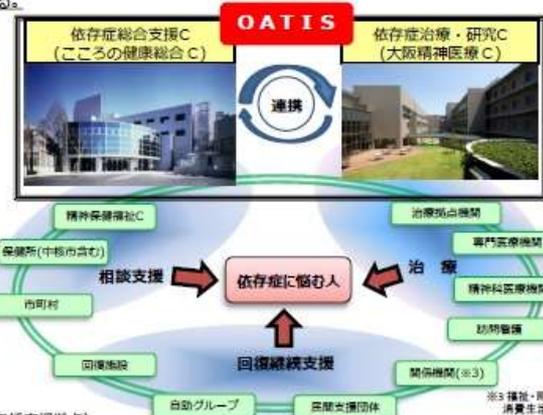
- 【重点施策⑤】自助グループ・民間団体の活動への支援の充実
 - 府民の理解を促進することで、切れ目のない回復支援を行う。
 - ・自助グループ・民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動への支援 など
- 【重点施策⑥】さまざまな機関と連携した支援ネットワークの強化
 - 相談機関や医療機関、自助グループ・民間団体が、必要な支援を行える連携体制を構築する。
 - ・大阪アディクションセンター(OAC)のネットワークを通じた連携強化
 - ・関連機関連携会議の開催 など



基本方針Ⅴ 大阪独自の支援体制の構築

- 【重点施策⑦】予防から相談、治療及び回復支援体制の構築
 - 海外の先進事例（シンガポールのNAMS※1など）も参考に、相談・支援の拠点（依存症総合支援センター）と治療・研究の拠点（依存症治療・研究センター）を開設し、相互に有機的な連携を進めることにより、依存症対策の総合拠点「OATIS※2」を形成する。

機能	OATIS	
	依存症総合支援センター	依存症治療・研究センター
治療(外来・入院)		◎
相談支援	◎	
普及啓発	◎	
人材養成	◎	○(医療機関向け)
調査・研究	○(プログラム等)	◎
連携体制構築	◎	○(大学・研究機関)
回復継続支援	◎	○



※1 国家依存症管理サービス機構

※2 Osaka Addiction Treatment Inclusive Support (大阪依存症包括支援拠点)

※3 福祉・司法・消費生活等関係機関

■「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」(案)の概要

1. 基本的事項

●基本理念

- ・アルコール、薬物等に対する依存に関する施策等との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。
(基本法第3条・第4条、基本条例第3条)

●計画の位置付け

- ・基本法第13条第1項及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定。

●2期計画の期間

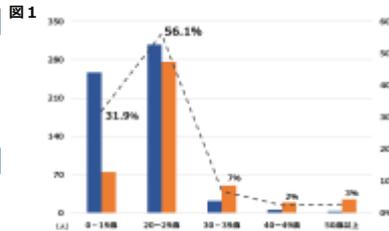
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間

2. 現状と課題

(1) ギャンブル等依存症を巡る状況【「ギャンブル等と健康に関する調査」(令和3年2月実施)等より】

①経験したギャンブル等の種類

- 生涯での経験 ※ロト・ナンバーズ等を含む
：「宝くじ※」60.5%「パチンコ」51.2%「競馬」33.2%
- 過去1年での経験
：「宝くじ※」47.6%「競馬」15.5%「パチンコ」14.7%



②初めてギャンブル等をするようになった年齢【図1】

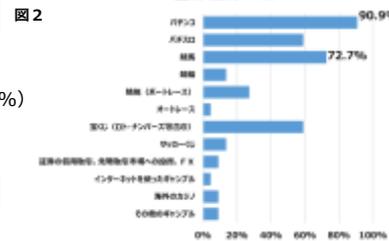
- 「0-19歳」：31.9%
- 「20歳代」：56.1%

③ギャンブル等依存が疑われる人(SOGs※5点以上)のギャンブル等行動

○ギャンブル等の種類【図2】

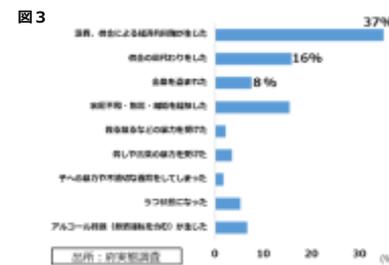
- 過去1年での経験：「パチンコ」90.9% 「競馬」72.7%
(最もお金を使用：「パチンコ」50.0% 「パチスロ」31.8%)

※SOGs (South Oaks Gambling Screen) とは、アメリカのサウスオクス財団が開発したギャンブル等依存症の診断のための質問票。



④家族等がギャンブル問題から受けた影響【図3】

- 「浪費、借金による経済的困難」：37%
- 「借金の肩代わり」：16%



⑤ギャンブル等依存の相談者の借金額【図4】

- 「100万円以上」：55%

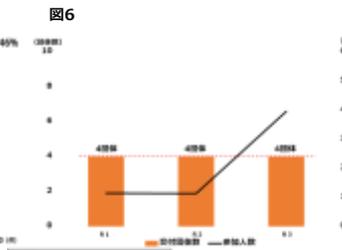
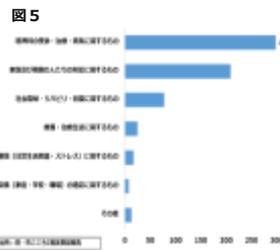
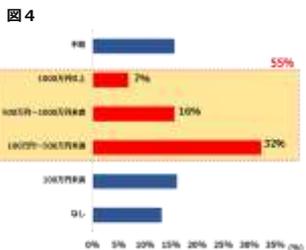
⑥専門相談における主訴の内容【図5】

- 「精神科の受診・治療・病気に関するもの」：46%

⑦OAC加盟機関・団体への補助実績【図6】

○早期介入・回復継続支援事業参画団体数

- 「R1-R3団体数」：4団体 (横這い)



(2) ギャンブル等依存が疑われる人の推計【R4.11月時点 ※今後、R4年度大阪府実施予定の実態調査結果を反映予定】

- ・国及び府が実施した調査における割合を府の成人人口(令和3年12月現在：750万人)にあてはめると、過去1年以内の「ギャンブル等依存が疑われる人」の数※は、約9万8千人から16万6千人と推計され、そのうちギャンブル障害に該当する人は約半数と推定される。

<推計>

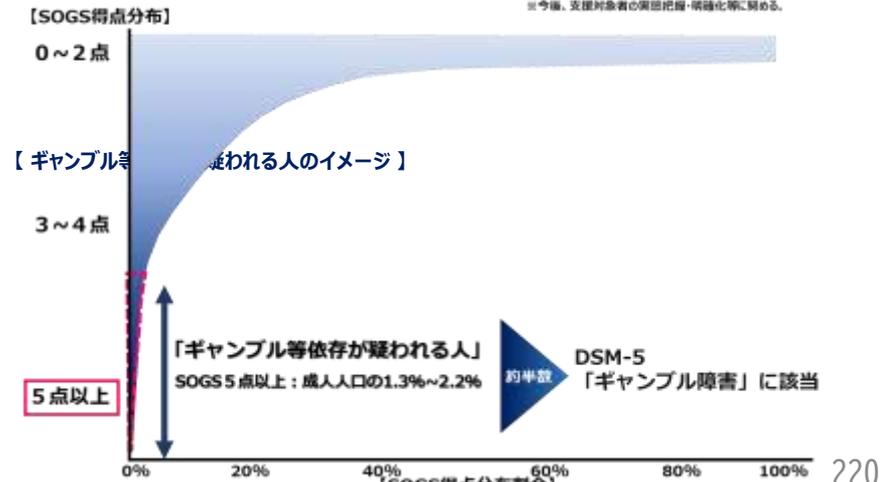
調査名	割合	府推計値
① 国実態調査 (R3.8公表)	ギャンブル等依存が疑われる人の割合は成人の 2.2%	約16万6千人
② 府実態調査 (R4.3公表)	ギャンブル等依存が疑われる人の割合は成人の 1.3%	約9万8千人

府成人人口※
約750万人から換算
※R3.12.1時点

<注釈>

- ・国実態調査の報告書では、SOGsを用いた推計値は、国際的診断基準であるDSMを用いた割合より高くなるということが報告されていることや、SOGsとDSM-5の基準による診断結果を比較すると、「SOGsでギャンブル障害が疑われた者の53%は、DSM-5のギャンブル障害には該当しない」とする研究を紹介している。
- ・上記割合は、95%信頼区間(同じ調査を100回実施した場合、95回はその区間内になることを意味する。府実態調査では0.8-2.0、国実態調査では1.9-2.5。)の間で変動する可能性がある。
- ・府実態調査の割合については、回収率及び有効回答率が低く(回収率31.7%・有効回答率31.0%)、SOGs 5点以上に該当する回答数が少ないため参考値とする。

支援対象者のイメージ



基本的な考え方と具体的な取組み

●基本的な考え方

- ▶ 基本理念や現状と課題等を踏まえ、第1期計画での5つの基本方針に、調査・分析の推進と人材の養成を加えた

7つの基本方針に沿って、9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策の更なる強化を図る。

◆基本方針に基づく施策体系と個別目標

基本理念	基本方針	重点施策	取組み
			※ 新規 ：具体的な取組みとして新設事業を考えているもの 拡充 ：具体的な取組みとして事業の拡充等を考えているもの
アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。	I 普及啓発の強化	【重点①】若年層を対象とした予防啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■児童・生徒への普及啓発 新規・拡充 ■大学・専修学校等への普及啓発 ■若年層にかかわる機会がある人々への普及啓発
		【重点②】依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■府民への普及啓発 新規 ■多様な関係機関と連携した啓発月間における普及啓発 拡充
	II 相談支援体制の強化	【重点③】依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■相談窓口の整備 新規 ■本人及び家族等への相談支援の充実 ■回復支援の充実
		【重点④】治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実 新規 ■専門治療プログラムの普及 ■受診したギャンブル等依存症の本人等への支援
	IV 切れ目のない回復支援体制の強化	【重点⑥】関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ネットワークの強化 新規 ■円滑な連携支援の実施 新規
		【重点⑦】自助グループ・民間団体等の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■自助グループ・民間団体等が行う活動への支援 拡充 ■自助グループ・民間団体等との協働
	V 大阪独自の支援体制の推進	【重点⑤】予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■OATISによる取組みの推進 ■「（仮称）大阪依存症センター」の整備 新規
VI 調査・分析の推進	【重点⑧】ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ギャンブル等依存症に関する実態調査 ■ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握 拡充 	
VII 人材の養成	【重点⑨】相談支援等を担う人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ■段階的養成プログラムの作成 新規 ■様々な相談窓口等での相談対応力の向上 	

●全体目標

- ▶ ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、「府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する」ことを目標とする。
- ▶ 府実態調査結果を基に、令和7年度における以下の数値について、計画作成時点の令和4年度の数値からの増減をめざす。

全体目標に対する指標 ▶ (1) 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の低減 (2) 「ギャンブル等依存症は病気であることを知っている」と回答した府民の割合」の増加

指標	現状	目標
① 高等学校等における予防啓発授業等の実施率（実施状況の把握は府立高校を対象に実施）	4校※1 (R3年度末)	毎年度100%※2 (R5-7年度末)
② 教員向け研修会の参加者数（対面での研修を基本とする）	133名※3 (R3年度末)	毎年度100名以上 (R5-7年度末)
① 依存症総合ポータルサイトのアクセス数	5,606件 (R3年度末)	毎年度2万件以上※4 (R5-7年度末)
② 府民セミナー・シンポジウムの参加者数	473名 (R3年度末)	毎年度2,000名以上 (R5-7年度末)
相談拠点機関及び「依存症ほっとライン（SNS相談）」の相談数	3,244人 (R4年度末時点)	1.5倍 (R7年度末)
ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	25機関 (R3年度末)	60機関 (R7年度末)
相談拠点の相談者数に占める自助グループ、民間団体等への紹介率	約25% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)
① 補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	4団体 (R3年度末)	増加 (R7年度末)
② 相談拠点機関が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	約33% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)
ワンストップ支援を提供できる機能を整備	-	整備完了 (IR開業まで※5)
ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回 (R3年度末)	毎年度1回 (R5-7年度末)
関係機関職員専門研修により養成した相談員数	461人 (R3年度末)	毎年度500人以上 (R5-7年度末)

※1 府立高校における出前授業の実施数のため参考値

※2 R5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件

※3 R5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件

※4 IR区域整備計画の認定等の進捗に合わせ計画的に推進

※5 Web研修のみの参加者数であるため参考値

4. 第2期計画の推進体制等

●推進会議等

- 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議 **新規**
- 大阪府依存症関連機関連携会議・専門部会
- 大阪府依存症対策庁内連携会議

●進捗管理等

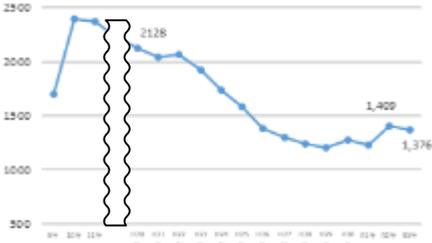
- 本計画については、推進本部において、計画に基づき実施する施策の実施状況の評価を行うとともに、その結果の取りまとめを行う際には、推進会議の意見を聴取する。
- 本計画の進捗等の状況変化により、必要が生じた場合は、計画の見直しを行う。

●ギャンブル等依存症対策基金

- ギャンブル等依存症対策の推進に資するための資金を積み立てるため設置。
- 本基金を活用し、府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現を目的とするギャンブル等依存症対策の取組みを推進。

■アルコール依存症対策

大阪府アルコール健康障がい対策推進計画（平成29年9月策定・令和3年度見直し）																																																										
位置づけ	アルコール健康障害対策基本法に定める「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」																																																									
計画の期間	平成29年度から令和5年度までの7年間																																																									
基本的考え方・ 取組み等	<p><取組みの方向性></p> <ol style="list-style-type: none"> 治療と回復及び相談体制の強化 発生・進行・再発の各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施 <p>【アルコール専門医療機関・相談機関の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療拠点機関と相談拠点機関の情報提供 ・アルコール依存症の専門的治療を行う医療機関の情報提供 <p>【関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・保健・福祉・教育・自助グループ等の連携体制（SBIRTSを含む）の構築の推進 ・研修や事例検討会による支援スキルの向上 <p>【身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> アルコール使用障がいスクリーニング、プリーフインターベンションの普及 ・連携による早期発見・早期治療 <p>【発生予防・再発予防の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲酒に伴うリスク、不適切な飲酒等についての啓発の推進 ・20歳未満の者等の不適切な飲酒に対する指導・取締りの実施 回復支援を行う自助グループや関連団体への支援 ・地域生活支援充実のための施策の推進 <p><目標地></p> <ol style="list-style-type: none"> 20歳未満の飲酒者をなくす <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>性別</th> <th>平成26年</th> <th>平成29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中学3年</td> <td>男性</td> <td>7.2%</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>5.2%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校3年</td> <td>男性</td> <td>13.7%</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>10.9%</td> <td>8.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年(2023年) 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">0%</td> </tr> </tbody> </table> 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>平成27年</th> <th>平成29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">男</td> <td>17.7%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>11.0%</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">女</td> <td>13.9%</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>8.1%</td> <td>8.6%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年(2023年) 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>6.4%</td> </tr> </tbody> </table> 妊娠中の飲酒をなくす <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度(2013年度)</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(2017年度)</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度(2023年度) 目標値</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> 身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度(2013年度)</td> <td>研修受講者0人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度(2021年度)</td> <td>研修受講者763人</td> </tr> <tr> <td>令和5年度(2023年度) 目標値</td> <td>研修受講者1,000人</td> </tr> </tbody> </table> 	学年	性別	平成26年	平成29年	中学3年	男性	7.2%	3.8%	女性	5.2%	2.7%	高校3年	男性	13.7%	10.7%	女性	10.9%	8.1%	令和5年(2023年) 目標値		0%		性別	平成27年	平成29年	男	17.7%	14.1%	11.0%	13.7%	女	13.9%	14.7%	8.1%	8.6%	令和5年(2023年) 目標値		男性	13.0%	女性	6.4%	年度	値	平成25年度(2013年度)	4.3%	平成29年度(2017年度)	1.2%	令和5年度(2023年度) 目標値	0%	年度	人数	平成28年度(2013年度)	研修受講者0人	令和3年度(2021年度)	研修受講者763人	令和5年度(2023年度) 目標値	研修受講者1,000人
	学年	性別	平成26年	平成29年																																																						
中学3年	男性	7.2%	3.8%																																																							
	女性	5.2%	2.7%																																																							
高校3年	男性	13.7%	10.7%																																																							
	女性	10.9%	8.1%																																																							
令和5年(2023年) 目標値																																																										
0%																																																										
性別	平成27年	平成29年																																																								
男	17.7%	14.1%																																																								
	11.0%	13.7%																																																								
女	13.9%	14.7%																																																								
	8.1%	8.6%																																																								
令和5年(2023年) 目標値																																																										
男性	13.0%																																																									
女性	6.4%																																																									
年度	値																																																									
平成25年度(2013年度)	4.3%																																																									
平成29年度(2017年度)	1.2%																																																									
令和5年度(2023年度) 目標値	0%																																																									
年度	人数																																																									
平成28年度(2013年度)	研修受講者0人																																																									
令和3年度(2021年度)	研修受講者763人																																																									
令和5年度(2023年度) 目標値	研修受講者1,000人																																																									

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>大阪府の自殺者数は、1998年に急増し、その後2,000人を超える状況が続いており、2008年は2,128人となっている。</p> <p>国においては、自殺者数は1998年に急増し、その後3万人を超える状況が続いている。このような状況を受けて、2006年に自殺対策基本法を制定、2007年に自殺総合対策大綱を制定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生きることへの包括的支援として取り組む ・総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む ・社会的要因を踏まえて取り組む ・心の健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む。 ・自殺対策基本法に沿って取り組む ・事前予防(第1次予防)、危機対応(第2次予防)、事後予防(第3次予防)にそれぞれ取り組む。 ・自殺の実態に基づき継続的に取り組む。 ・生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む。 	<p>2012年3月、大阪府自殺対策基本指針策定(2017年3月改正、2018年3月一部改正)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市町村自殺対策計画策定等に係る支援 ②自殺の調査・分析を実施し、市町村等に情報提供 ③自殺や自殺関連事象、精神疾患等について正しい知識の普及啓発 ④自殺対策に関わる様々な分野の人に対して研修等を実施 ⑤学校、職場、地域においてこころの健康づくりを推進 ⑥うつ病など精神疾患の可能性の高い人が、適切な精神科医療を受けられる体制の整備 ⑦精神保健医療福祉に関する相談をはじめとする社会的な取組みを推進する。 ⑧自殺未遂者支援の充実 ⑨自死遺族等への支援の充実 ⑩自殺対策に取り組む民間団体との連携 	<p>○大阪府の自殺者数は2011年より減少傾向となり、2017年には1,201人まで減少したが、2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり前年より増加し、2021年は1,376人となっている。</p>  <p>○令和2年度全市町村で自殺対策計画を策定</p> <p>○主な事業実績(2017年度～2021年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談統一ダイヤル 延べ相談件数 28,199件 ・自殺未遂者相談支援事業対象数 延べ2,861件 ・自死遺族相談 延べ相談件数682件 ・自殺対策人材養成研修(精神保健福祉関係職員対象)延べ受講者数 1,741名 ・大阪府版ゲートキーパー養成テキスト研修 延べ受講者数 178名

■大阪府における自殺対策

■大阪府自殺対策基本指針（2018.3） [自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく都道府県自殺対策計画]

目標

「自殺者数の減少を維持」と「府内市町村計画の早期策定を支援」

ポイント

- 自殺対策基本法改正（2016.4）を受け、法律上の計画に位置付け
- 目標を設定し進捗状況を確認（P D C Aサイクル）
- 若年層（学生、生徒、妊産婦等）向け対策を推進
- 計画期間を6年に設定（2017年度～2022年度末）

第1章 自殺対策の現状と課題

○大阪府の自殺者の状況

- ・2011年から毎年減少、2016年は、全国で2番目に低い自殺死亡率
- ・40歳未満の若年層では自殺が死因の1位。原因・動機・職業が多岐にわたる

○大阪府の自殺対策における課題

- ・若年層、自殺未遂者、自死遺族への支援と関連機関の連携強化

第2章 自殺対策の基本的な考え方

○基本的な認識

- ・自殺は、様々な要因が背景となって心理的に追い込まれた末の死

○基本的な方針

- ・「包括的な支援」「総合対策」と位置づけ、全ての府民にとっての生涯を通じたこころの健康問題として、段階に応じて取り組む

第3章 自殺対策の重点的な施策

○各部局における取組みを、

- 「実践的な取組み支援」「実態把握」「普及啓発」
- 「人材養成」「ストレス対応」「受診促進」
- 「相談支援」「未遂者支援」「自死遺族支援」
- 「公民協働」の10カテゴリーに再編

第4章 自殺対策の推進体制

○大阪府における推進体制

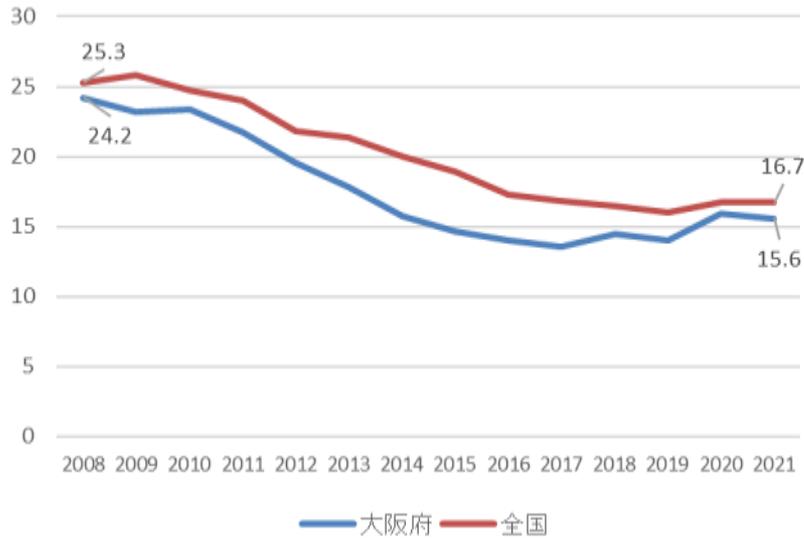
- ・こころの健康総合センターに自殺対策の中心的役割を果たす「自殺対策推進センター」を設置
- ・保健所が中心となって地域のネットワークを構築

○市町村における連携・協力体制

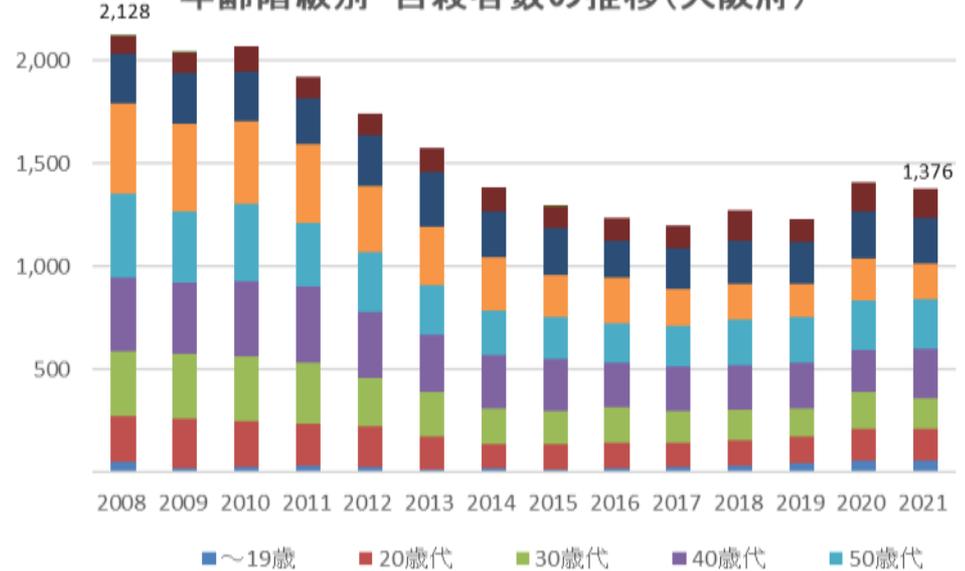
- ・住民に身近な団体として、地域の関係機関との連携・協力体制を支援

■大阪府における自殺対策

自殺者数の推移(10万人あたり)



年齢階級別 自殺者数の推移(大阪府)

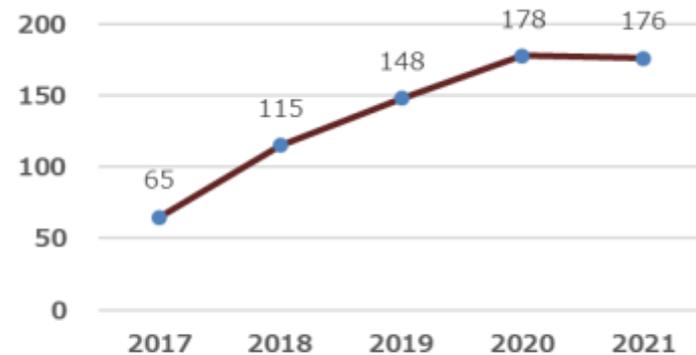


■主な取組み実績

【こころの健康相談統一ダイヤル件数】



【自死遺族相談件数】



■大阪府における自殺対策

取組の全体像

	大阪府自殺対策基本指針 (平成24年3月策定、平成24年11月一部改正)	大阪府自殺対策基本指針 (平成29年3月改正、平成30年3月一部改正)
期間	2012年度～2016年度	2017年度～2022年度
基本理念	誰もが生きがいや希望をもって暮らすことのできる社会の実現	誰もが生きがいや希望をもって暮らすことのできる社会の実現
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自殺の多くは追い込まれた末の死である (2) 社会的な取組みによって多くの自殺は防ぐことができる (3) 自殺を考えている人はサインを発していることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自殺の多くは追い込まれた末の死である (2) 社会的な取組みによって多くの自殺は防ぐことができる (3) 自殺を考えている人はサインを発していることが多い
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会的要因を踏まえ総合的に取り組む (2) 府民一人ひとりの問題として取り組む (3) 事前予防、危機対応、事後対応に取り組む (4) 様々な分野の関係者が連携して取り組む (5) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生きることの包括的な支援として取り組む (2) 総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む (3) 社会的要因を踏まえて取り組む (4) こころの健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む (5) 基本法に沿って取り組む (6) 事前予防、危機対応、事後対応に取り組む (7) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む (8) 生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自殺の実態を明らかにする (2) 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す (3) 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する (4) こころの健康づくりを進める (5) 適切な精神科医療を受けられるようにする (6) 社会的な取組みで自殺を防ぐ (7) 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ (8) 遺された人の苦痛を和らげる (9) 関係機関や民間団体との連携を強化する 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域レベルの実践的な取組みを支援する (2) 自殺の実態を明らかにする (3) 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す (4) 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する (5) こころの健康づくりを進める (6) 適切な精神科医療を受けられるようにする (7) 社会的な取組みで自殺を防ぐ (8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ (9) 遺された人の支援を充実する (10) 行政機関と民間団体との連携を強化する
目標	年間の自殺者数を平成9年以前の水準(1,500人以下)にする	<ul style="list-style-type: none"> (1) 毎年、府内の自殺者数の減少を維持する (2) 早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するよう支援する

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・大阪府の75歳未満のがん年齢調整死亡率は全国平均に比べ高い。 【2007年】※人口10万対 大阪府:97.3 全 国:88.5</p> <p>・がん検診受診率は全国最低レベル。 【2010年】 胃がん:23.0%(47位) 大腸がん:19.5%(47位) 肺がん:16.4%(47位) 乳がん:32.5%(46位) 子宮頸がん:33.0%(45位)</p>	<p>・「がん予防の推進」、「がんの早期発見」、「がん医療の充実」を計画的に実施することにより、がん検診の受診率の向上、がんによる死亡の減少をめざす。</p>	<p>・大阪府がん対策推進条例の制定(2011.3) ・がん検診の精度管理体制の充実</p> <p>・国指定・府指定のがん診療拠点病院の機能強化 ・がん診療拠点病院等で構成する「大阪府がん診療連携協議会」や、二次医療圏毎に設置される「がん診療ネットワーク協議会」における連携体制の強化</p> <p>・大阪国際がんセンターを移転開設(2017年3月) ・民設民営の重粒子線がん治療施設が開院(2018年3月)</p>	<p>・がん年齢調整死亡率 【2016年】※人口10万対 大阪府:81.4 全 国:76.1</p> <p>【2021年】※人口10万対 大阪府:71.5 全 国:67.4</p> <p>・がん検診受診率 【2016年】 胃がん:33.7%(46位) 大腸がん:34.4%(44位) 肺がん:36.4%(46位) 乳がん:39.0%(43位) 子宮頸がん:38.5%(39位)</p> <p>【2019年】 胃がん:35.8%(47位) 大腸がん:37.8%(41位) 肺がん:42.0%(46位) 乳がん:41.9%(43位) 子宮頸がん:39.8%(39位)</p>

■ がん対策の推進

○全国有数のがん治療施設である大阪国際がんセンターを始めとする、多くのがん治療施設においてがん医療提供体制を構築

【大阪国際がんセンター】

- ◆特定機能病院、都道府県がん診療連携拠点病院
- ◆2017年3月、森之宮地区（旧府立成人病センター）より移転開設。

《センターの特長》

- ・「特定機能病院」「都道府県がん診療連携拠点病院」として、先進的ながんの治療に取り組み、多くのがん患者への高度な医療を提供。
〔令和3年度 治療実績〕
新入院患者数 15,544人 手術件数 4,175件 ロボット手術483件
内視鏡手術 2,170件 放射線治療 32,289件
- ・相談支援センター（地域医療連携室・入院支援センター・がん相談支援センター・患者総合相談室・ベッドコントロールセンター）による総合的な患者支援。
- ・研究所による早期診断に有効なマーカーの検索や、放射線療法等に抵抗性のがんも含めた新たな治療法の開発。
- ・がん対策センターによる情報発信（がん登録データの分析を基にした情報）。
- ・次世代がん医療開発センターによる基礎・臨床研究の推進・普及に係る様々な支援。
- ・臨床研究管理センターによる企業や医師主導の開発治験の推進。等

【がん診療拠点病院】

専門的ながん診療機能の充実を図るため、府におけるがん医療水準の向上を図るとともに、府民が安心かつ適切ながん医療を選択できる体制を構築する。

《がん診療拠点病院の特徴総数》

府内67病院

（内訳）

【成人】国指定18 + 府指定45 + 府指定（肺）3 = 66

【小児】国指定1 + 府指定2 = 3

⇒成人 + 小児 = 69病院（重複控除67病院）

【大阪重粒子線センター】

- ◆大阪初の重粒子線がん治療施設。
- ◆2018年3月、大阪国際がんセンターの隣接地に、民設民営の重粒子線がん治療施設として開院。
- ◆2018年10月16日より、重粒子線治療を開始。

治療にかかる支援

大阪府重粒子線治療費利子補給制度

・重粒子線がん治療を受けようとする府民が、経済的な事情で治療を断念することがないように、金融機関と連携し治療開始時に高額な費用の負担を軽減。

小児がん患者に対する重粒子線治療助成

・重粒子線がん治療を受けようとする大阪府内在住の小児がん患者（15歳未満）が経済的な事情で治療を断念することがないように、先進医療にかかる重粒子線治療の照射技術料について大阪府が負担を軽減。

二次医療圏	国指定 拠点病院				府指定 拠点病院		
	都道府県	成人		小児	成人		小児
		高度	地域		5がん	肺	
豊能		1	1		5	1	1
三島		1			4		
北河内		1			5		
中河内		1	1		4		
南河内		1	1		4	1	
堺市		1	1		2	1	
泉州		1	1		4		1
大阪市	1	1	4	1	17		
合計	1	8	9	1	45	3	2

I (8) 介護（介護・福祉人材の確保）

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定率が全国ワースト1 23.1%(2020年度) ・介護サービス受給者は、38.8万人(2020年) ・要介護高齢者の増加と生産年齢人口の減少による人材需給のミスマッチが拡大することにより、介護・福祉人材の不足が深刻化 介護人材の需給ギャップ2.4万人(2025年推計) 介護サービス職種の有効求人倍率4.21倍(全職業は1.16倍:2022.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態になることの予防、生活機能低下の早期支援 ・要介護状態の改善、重度化の防止 ・人材の安定確保に向けた介護・福祉人材確保戦略の策定(2017.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の支えあいによる地域包括ケアシステムの構築 ・訪問アセスメント事業等による介護予防ケアマネジメントの推進など、介護予防活動強化推進事業を実施 ・介護・福祉人材確保戦略を踏まえた「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチによりオール大阪で事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪ええまちプロジェクト 地域の多様な主体の支え合いによる地域包括ケアシステムを構築するため、府民の「地域の支え合い活動」参加への気運の醸成、先進的な活動を行っているNPO等の基盤強化等、総合的に市町村を支援 ・介護予防活動強化推進事業 自立支援に資するケアマネジメントを実施するために不可欠な専門職の育成などを実施し、市町村を支援 ・介護・福祉人材の確保 参入促進(介護職・介護業務の魅力発信、ターゲットに応じた参入サポートなど)、労働環境・処遇の改善(介護ロボットやICT機器の導入支援など)、資質の向上(職員研修支援事業、市町村の人材養成の取組みの支援など)

I (9) 多様な人材の活躍 (女性活躍 (女性活躍の促進に向けた意識改革))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・企業における女性の活躍促進への理解が十分進んでいない。</p> <p>・固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス推進の意義、重要性について社会全体として広めていく必要がある。</p>	<p>・女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援(表彰・認証)。</p> <p>・女性の活躍促進に向けた意識改革の推進。</p>	<p>・「男女いきいきプラス」事業者認証制度(2018年度～) 2003年度に創設した男女いきいき・元気宣言事業者登録制度の次のステップとして、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、「女性の職業選択に資する情報の公表」を実施している企業・団体を認証。</p> <p>・「男女いきいき表彰制度」(2018年度～) 上記「男女いきいきプラス」事業者の中から、独創的、先進的な取組等を行なっている事業者を選考し、男女いきいき事業者として表彰。</p> <p>・2016年度から毎年9月を「OSAKA女性活躍推進月間」に設定し、大阪市等市町村にも呼びかけを行い、イベント等を集中的に実施。</p> <p>・2017年からOSAKA女性活躍推進ドーンdeキラリフェスティバルを開催し、シンポジウムのほか、相談会や合同企業説明会等を実施。 また、女性社員向けセミナー「ロールモデルに学ぶ！働く女性のキャリアアップ研修」や学生向けセミナー「ライフデザインの描き方セミナー」にて、男女いきいき事業者表彰受賞の事業者等から、ワーク・ライフ・バランスについて講演。</p>	<p>・2002年度～ 男女いきいき・元気宣言 府累計事業者数 651件 (2021年度末時点)</p> <p>・2017年度～ ドーンdeキラリ 2021年度 参加者 1559人</p> <p>・2018年度～ 「ロールモデルに学ぶ！働く女性のスキルアップ研修」 2021年度 全2回 延べ136人</p> <p>・2018年度～ 「ライフデザインの描き方セミナー」 2021年度 全2回 延べ63人</p> <p>・「男は仕事、女は家庭」という考え方について、同意しない割合は、男性42.3%→58.6%、女性52.9%→69.2%と、男女とも改善 大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(2009年度→2019年度)</p>

I (9) 多様な人材の活躍 (外国人材受入れ)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少が進む中、中小企業における人材不足の深刻化を受け、国では2019年4月に新たな在留資格「特定技能」制度の運用開始など、積極的に外国人材を受け入れる方針に転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・深刻な人材不足への対応はもとより、万博をインパクトにした大阪の成長・飛躍を支える多様な外国人材の受入を促進することで、イノベーションを創出し、新たな価値観を創造 ・受け入れた外国人が安心して働き暮らせる共生社会を実現することで、大阪が多様な人材から選ばれる都市としての地位を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公益財団法人大阪府国際交流財団」に設置している外国人ワンストップ相談窓口の体制を拡充(2019年4月) ・外国人材の受入れ、共生社会づくりに取り組むため、庁内関係部局が課題を共有し、府としての対応方針について検討することを目的とする「外国人材受入れ・環境整備検討プロジェクトチーム」を発足(2019年6月) ・中小企業等における外国人材の受入れに関する相談を通じて、課題やニーズを分析・把握し、解決に向けたアドバイス及び適切な支援機関につなぐサポートを行う「外国人材マッチングプラットフォーム(大阪外国人材採用支援センター)」を開設(2022年7月) ・官民の関係団体が連携し外国人材の受入促進と共生推進を図るため、情報共有・相互連携等を行う組織として、「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」を大阪出入国在留管理局とともに設置(2022年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の成長・飛躍を支える多様な外国人材の受入促進 ・外国人が安心して働き暮らせる共生社会づくりの推進

■外国人材に関する経過

中小企業等の人材不足は深刻化。人口減少に伴う労働力人口の減少が見込まれる中で、喫緊の対応が求められる課題。

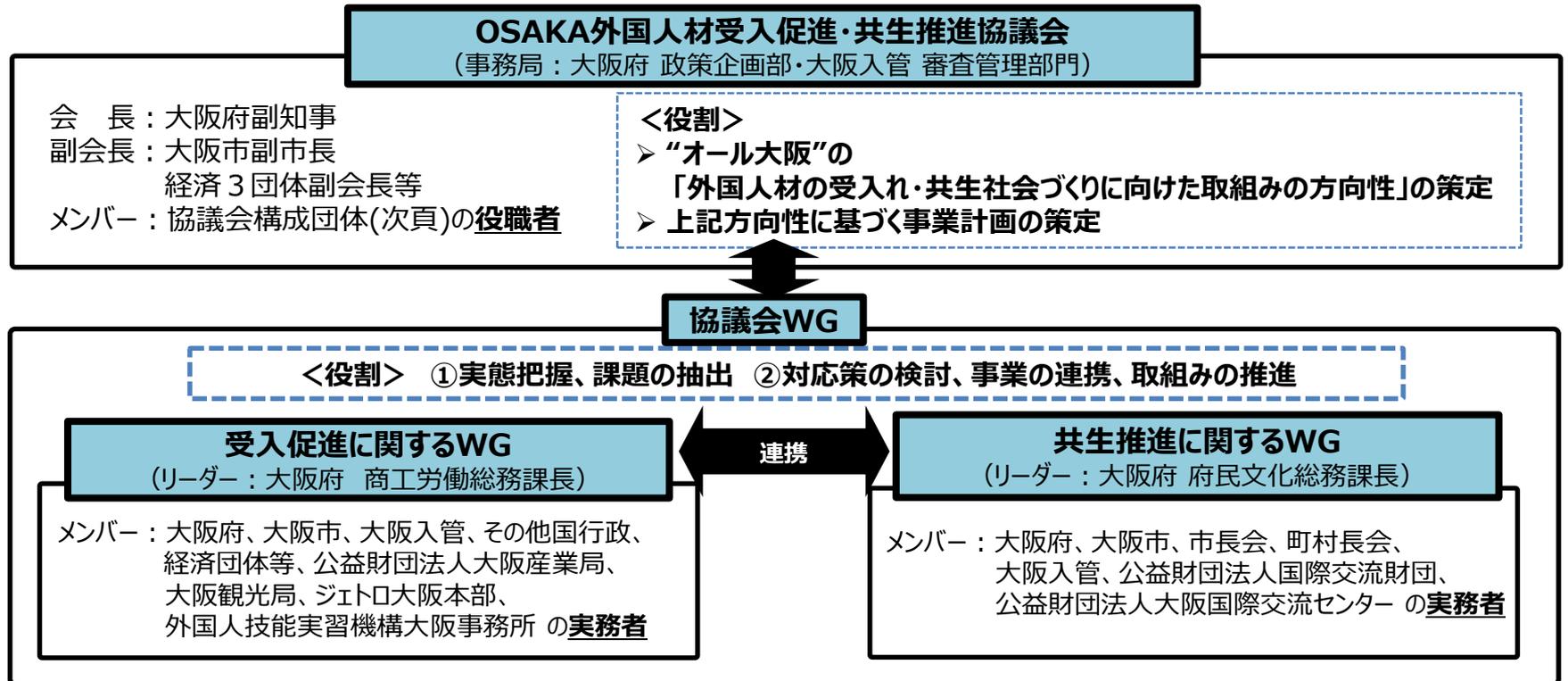
⇒これらの状況を受け、国は新たな在留資格となる「特定技能」を創設。外国人材の適正・円滑な受入、共生社会の実現に向けた環境整備を推進。

大阪府においても、庁内PTを立ち上げ、対応を検討。

⇒新型コロナウイルスの状況もふまえつつ、**大阪・関西万博やIR等のビックプロジェクトやインバウンド増加等を見据え、R4年度に「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」を設置。**

	国の取組状況	府の取組状況
H30年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第8回経済財政諮問会議 地方の中小・小規模事業者をはじめとして人手不足が深刻化。一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築 ■ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」閣議決定 外国人の適正・円滑な受入れに向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(抜粋) ○地方公共団体へのアドバイザー制度の創設や地方公共団体が情報共有等を行うための会議の開催のほか、各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。 [総務省、法務省]</p> </div>
R1年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな在留資格「特定技能」の創設 中小企業等の深刻な人手不足を解消するため、14分野において専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受入れ ■ 12月新型コロナウイルス認知 ■ 2月以降、特段の事情がない限り、外国人の入国を制限 ■ 3月以降、感染拡大を受けた技能実習生を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人材受入れ・環境整備PT発足 (PT長：政策企画部、副PT長：府民文化部・商工労働部) ■ 「外国人材の受入れ・共生社会づくりに向けた取組みの方向性」を策定 <ol style="list-style-type: none"> ①外国人材の受入れ促進 ②外国人材と地域住民がともに暮らし、支え合う共生社会づくり ③外国人材受入れ・共生社会づくりに向けた推進体制の整備 ■ 大阪府・大阪市・経済3団体首脳による意見交換会 万博・IRによる建設需要やインバウンドの増加などの対応として、大阪産業局を窓口にして、中小企業などと外国人材のマッチングシステムの構築を図る
R2年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5月以降、帰国が困難な外国人の在留資格を変更 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルスの状況を踏まえ、休止 ■ 上記取組の方向性②の施策を新規拡充して実施 ■ 外国人雇用事業者・外国人労働者のアンケート調査
R3年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定技能の在留期間延長に向け、検討開始 ■ 入国制限の緩和（3月以降段階的に実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人雇用事業者向けヒアリング調査 ■ R3年度第1回外国人受入れ・環境整備PT開催 ■ 地域協議会の設置に向け、関係機関等と調整
R4年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定技能・技能実習の制度見直しを検討 ■ 10月以降、入国者数の上限を撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6月～OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会に関する準備会設置、準備会WGを開催 ■ 9月 OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会を設置 (上記取組の方向性③) (大阪版地域協議会)

■実施体制（OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会の体制）



20団体が参画

会長：大阪府副知事 / 副会長：大阪市副市長、大阪商工会議所副会頭、（公社）関西経済連合会副会長、（一社）関西経済同友会理事
事務局：大阪出入国在留管理局・大阪府

参加者		役割	ワーキング	
			受入	共生
地方行政	大阪府（会長）（事務局）	協議会の全体調整。企業の人材確保支援、共生社会づくりの取組みを率先して実施	○	○
	大阪市（副会長）	中小企業等の人材確保支援、共生社会づくりの取組みを率先して実施	○	○
	市長会	府内市町村に対する情報提供、市民への広報、必要に応じた施策化、先進事例の共有		○
	町村長会	府内市町村に対する情報提供、市民への広報、必要に応じた施策化、先進事例の共有		○
国行政	大阪出入国在留管理局（事務局）	協議会の全体調整、課題分析、国行政機関のとりまとめ、本庁あて要望や情報提供	○	○
	大阪労働局	外国人材と企業のマッチング、企業の受入環境整備の推進	○	
	近畿厚生局（介護・ビルクリ）	所管する「特定技能」分野の人材確保の推進 （制度の周知、試験の実施、課題の抽出、対応策の検討）	○	
	近畿農政局（農・漁業・飲食製造・外食）		○	
	近畿経済産業局（素形材・産業機械・電気）		○	
	近畿地方整備局（建設）		○	
	近畿運輸局（船舶・自動車整備・宿泊）		○	
	大阪航空局（航空）		○	
経済団体等	大阪商工会議所（副会頭）	企業が抱える課題の抽出、 外国人材採用にかかる制度の普及、 企業の受入環境の整備	○	
	公益社団法人関西経済連合会（副会長）		○	
	一般社団法人関西経済同友会（理事）		○	
	日本労働組合総連合会大阪府連合会	外国人労働者の保護（相談、企業に対する制度周知）	○	
関係機関等	公益財団法人大阪産業局	中小企業等の人材確保支援	○	
	公益財団法人大阪観光局	留学生の生活や学び、就職の支援、アウトリーチによる外国人材確保	○	
	ジェトロ大阪本部	海外展開に伴う高度人材の採用支援、アウトリーチによる外国人材確保	○	
	外国人技能実習機構大阪事務所	技能実習生の適正な受入れに関する支援	○	

※協議会で検討するテーマに応じて、上記以外の団体とも連携して取り組む

（例：公益財団法人大阪府国際交流財団、公益財団法人大阪国際交流センター、公益財団法人国際人材協力機構、業界団体等）

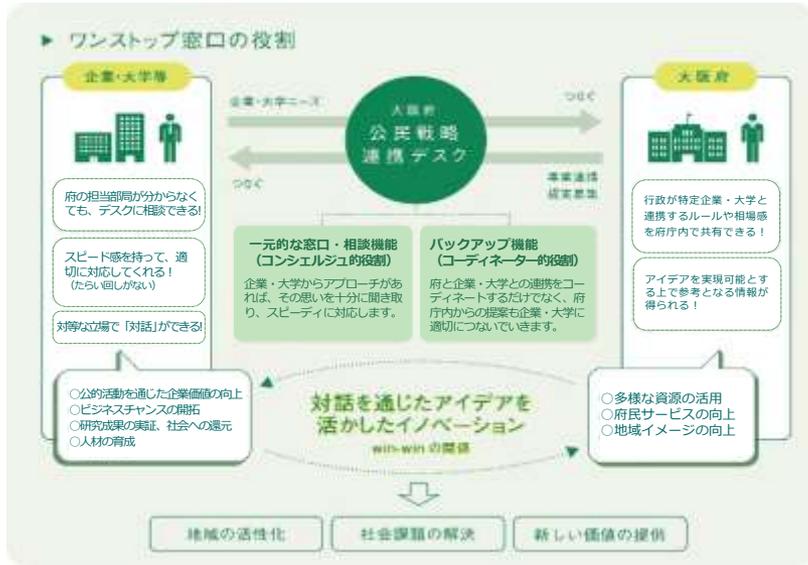
Ⅱ 公民連携／経営形態の見直し

- (1) 公民連携の推進
- (2) 独立行政法人化

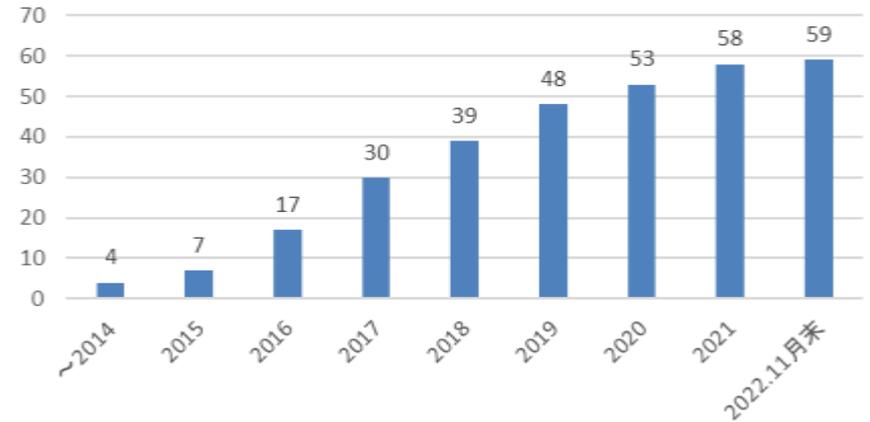
<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>限られた財源や人材のもと、公の施設の効率的・効果的な運営や、複雑・多様化する社会課題に対して的確に対応していくためには、企業や大学等と連携し、民間の優れたノウハウやアイデア、ネットワークを積極的に取り入れていくことが不可欠。</p>	<p>① 公の施設の運営に民間手法を積極的に導入する。</p>	<p>① 公の施設運営へのPFI事業や指定管理者制度の積極導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業 <ul style="list-style-type: none"> 2001年度 「大阪府PFI検討指針」策定 2016年度 「PFI/PPP優先的検討規程」策定 ・指定管理者制度 <ul style="list-style-type: none"> 2009年度 競争を促す観点から、価格点割合を上げ(30点→50点) 2012年度 外部有識者モニタリングを必須化 2017年度 外部評価が低評価であった指定管理者に対する次期公募時の減点制度の導入 	<p>① PFI事業・指定管理者制度の導入拡大</p> <p>➤ PFI事業</p> <p>＜2008年度以降実施分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営豊中新千里東住宅民活P ・府営吹田藤白台住宅民活P ・府営堺南長尾住宅民活P ・府営吹田竹見台住宅民活P ・府営枚方田ノ口住宅民活P ・府立精神医療センター再編整備 ・府立成人病センター整備 ・府営吹田高野台住宅(1丁目)民活P ・府営吹田藤白台住宅(第2期)民活P ・府営吹田佐竹台住宅(5丁目)及び府営吹田高野台住宅(4丁目)民活P ・府立高等学校空調設備更新 ・府営豊中新千里北第2期住宅民活P <p>➤ 指定管理者制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設に対する指定管理者制度導入率全国1位 (2021年度国調査 ※府営住宅を含む) ・公募による選定割合 2008年/81% →2022年/81% ・指定管理者のうち民間事業者の割合 2008年/38% →2022年/95% ・2012年には、大阪府中央卸売市場において、全国初となる中央卸売市場の指定管理制度導入を実施 ・2023年度～、服部、浜寺、二色の浜の各公園について、PMO型指定管理を導入

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
	<p>② 事業実施に際して、民間アイデアを積極的に取り入れる。</p> <p>③ 企業や大学等と連携し、行政課題の解決を図っていく。</p>	<p>② サウンディング型市場調査の実施</p> <p>③ 「公民戦略連携デスク」の設置</p> <p>都道府県初のワンストップ窓口となる「公民戦略連携デスク」を設置(2015年度～) (2018年4月現在 10名専任体制) (2022年4月現在 10名専任体制)</p>	<p>② サウンディング型市場調査の実施</p> <p>2017年度以降、府営公園やにぎわい施設の整備等の事業において、実施されている。</p> <p>③ 包括連携協定の締結をはじめとする府と企業等との連携の取組の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 包括連携協定締結企業・大学数が7年間で15倍に増加 デスク設置前(2014年度末) 4件 →2017年度末 30件(41社3大学) →2022.11末 59件(70社4大学) ➢ 新たに面会した企業・大学等の数 222社・団体(2015年度) 134社・団体(2016年度) 118社・団体(2017年度) 167社・団体(2018年度) 112社・団体(2019年度) 138社・団体(2020年度) 155社・団体(2021年度) 32社・団体(2022年8月末) ➢ 企業・大学等との連携取組数 (※公民戦略連携デスクがコーディネートしたもの) 846件(2015.4～2019.3) 1403件(2019.4～2022.10末累計) ➢ 市町村における公民連携の取組みの拡大 ・大阪府・市町村公民連携推進協議会

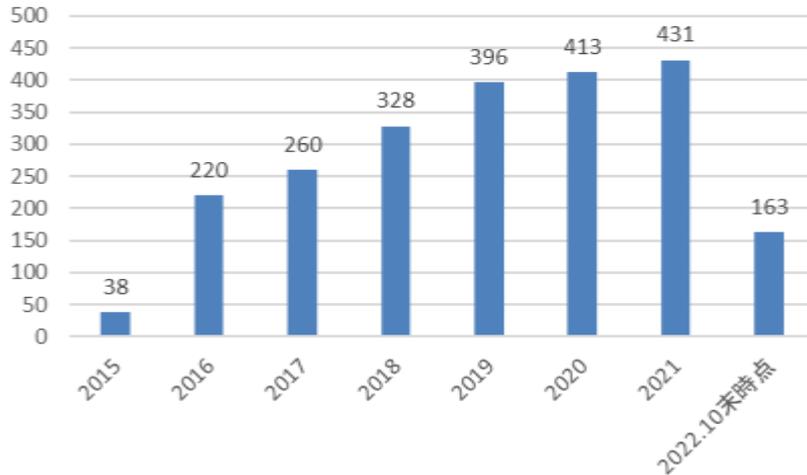
企業・大学等と府庁の各担当部局を繋ぐワンストップ窓口として「公民戦略連携デスク」を設置（2015年度～）



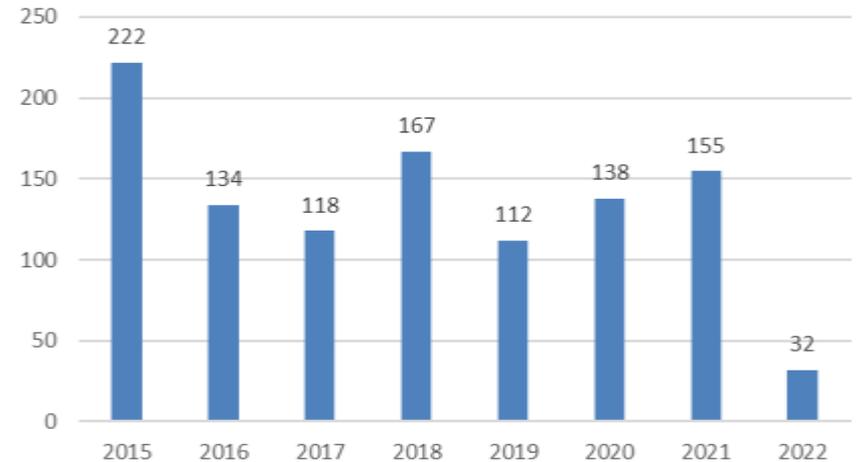
包括連携協定 締結企業・大学数
(2022.11月末時点 累計59件(70社・4大学))



企業・大学等との連携取組数の推移
(公民戦略連携デスクがコーディネートしたもの)



公民戦略連携デスクが新たに面会した企業・大学等の数の推移



II (1) 公民連携の推進 (府営公園の新たな管理運営制度)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・利用者から、公園内にもカフェなどの賑わい施設を求める声があったが、5年の指定管理期間では実現することが出来なかった。</p> <p>そこで、多様化する利用者ニーズの実現に向けて、新たな管理運営制度の導入を図るため、市場調査を行い、各公園に適した新たな制度を導入することで、民間ノウハウの活用による賑わいイベントの実施や、民間投資でのカフェ・レストランをはじめとした新しい公園施設の設置など、更なる公園の魅力向上を図る。</p>	<p>・「大阪府営公園マスタープラン」に基づき、府営公園が民間活力の積極的導入により、地域に貢献し、都市の活力を生み出す公園となるよう、公園運営管理体制の更なる充実を図る。</p> <p>①指定管理者制度及び設置許可制度(以下、「PMO型」と称する)を活用し施設の新設(ハード)や維持管理からイベント企画・立案(ソフト)に至るまで、公園全体を経営することにより公園の魅力向上を図る。</p> <p>②P-PFI制度(以下、「P-PFI型」と称する)を活用し、公園の一部区域に便益施設等を新設・管理することにより、公園の魅力向上を図る。</p> <p>③指定管理者制度(以下、「ソフト充実型」と称する)を活用し、公園それぞれの特色を活かしたソフト事業(イベント等)を充実させ、公園の魅力向上を図る。</p>	<p>・19府営公園のうち、18公園において、新たな管理運営制度を導入。</p> <p>①PMO型 3公園 ⇒大規模アウトドアイベントや地域と連携したイベントの開催並びにニュースポーツを取り入れるなどソフト面の充実が見込まれるとともに、カフェやグランピング施設等の新たな施設整備による魅力向上を図る。</p> <p>②P-PFI型 1公園 ⇒カフェやレストランなどの飲食店機能を主体とする施設の設置・管理運営を図る</p> <p>③ソフト充実型 14公園 ⇒にぎわい促進のため、ケータリングカーの出店や体験型イベントの拡充並びに既存施設の有効活用を図る。また、駐車場等の施設利用料金の割引など、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>※各種事業については、2023年度より、順次、実施予定</p>

府営公園の新たな管理運営制度

- ◆ サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、公園に応じて、以下の3つの制度を設定
 - I にぎわい施設の整備を含め、公園全体をマネジメントする「PMO型指定管理」
 - II 公園の一部を活用して施設の設置・管理を行う「P-PFI型施設整備」
 - III ソフト事業の充実を図る指定管理者制度

制度の 枠組み イメージ	I PMO型指定管理	II P-PFI型施設整備	III ソフト事業の充実を図る 指定管理者制度					
	(大阪城公園の例)  <p>施設の維持管理・新設(ハード)からイベント企画・立案(ソフト)に至るまで公園全体を経営</p>	 <p>都市公園</p> <p>収益を活用して整備</p> <p>民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>従前</td> <td>民間資金</td> <td>公的資金</td> </tr> <tr> <td>新制度</td> <td>民間資金</td> <td>収益を充て 公的資金</td> </tr> </table> <p>公園の一部区域(P-PFI区域)内に新規施設の設置及び管理 ※P-PFI区域外は指定管理者制度による管理</p>	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充て 公的資金
従前	民間資金	公的資金						
新制度	民間資金	収益を充て 公的資金						
	指定期間20年以内	事業期間 10~20年	指定期間5年					

対象 公園	2023年4月管理開始 服部緑地、浜寺公園、二色の浜公園	2023年に整備 住吉公園	2022年4月管理開始 箕面公園、深北緑地、枚岡公園、長野公園、錦織公園、住之江公園 2023年4月管理開始 山田池公園、寝屋川公園、石川河川公園、住吉公園、大泉緑地、蜻蛉池公園、りんくう公園、せんなん里海公園
----------	---------------------------------	------------------	--

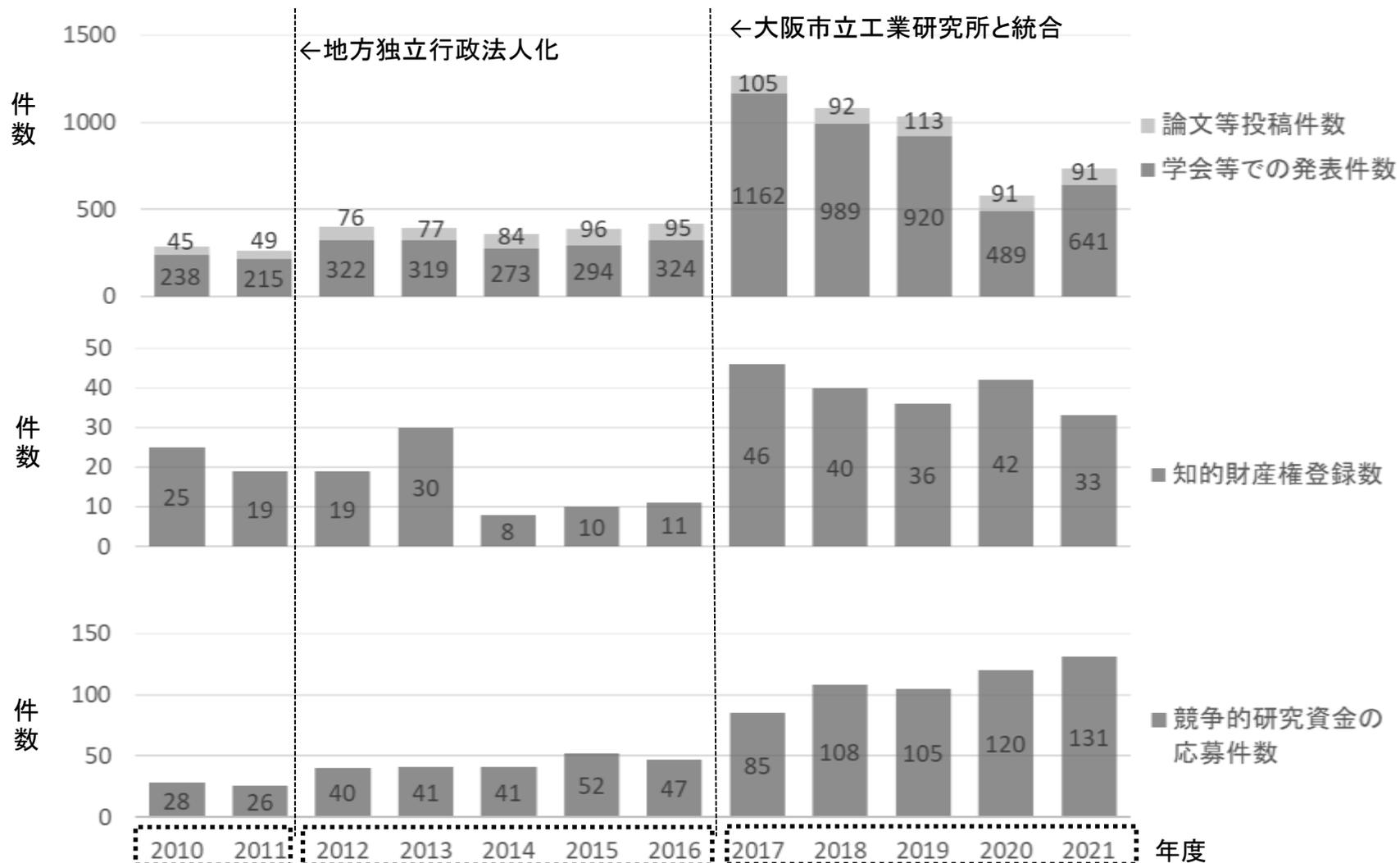
<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>大阪府の財政事情が逼迫する一方、厳しい経営環境に直面する中小企業への技術支援、環境農林水産業に関する調査・試験研究や府民の健康と生活の安全を守る研究・検査等の要請に応じていく必要がある。</p>	<p>府の予算や人事制度など行政組織の制約を受けることなく、自らの権限と責任で予算執行や人事制度を弾力的に運用し、自律的・自主的にマネジメントを行うことを可能とすることにより、効果的・効率的な行政サービスを提供する。</p>	<p>①大阪府立産業技術総合研究所、②大阪府環境農林総合水産研究所、③大阪府立公衆衛生研究所を地方独立行政法人化する。 ※(①、③は、大阪市の研究所と統合)</p>	<p>公設試験研究機関としての機能の充実・強化</p> <p>①(地独)大阪産業技術研究所(2012年4月、(地独)大阪府立産業技術総合研究所を設立、2017年4月、(地独)大阪市立工業研究所と法人統合)</p> <p>②(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所(2012年4月設立)</p> <p>③(地独)大阪健康安全基盤研究所(2017年4月 大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所衛生部門を統合して設立)</p>

■地方独立行政法人の設立状況(他都市との比較)

	東京都	愛知県	大阪府
大学	<p>済</p> <p>東京都公立大学法人 (名称変更:2017.4.1) ※設立時(2005.4.1)は 公立大学法人首都大学東京</p>	<p>済</p> <p>愛知県公立大学法人 (2007.4.1)</p>	<p>済</p> <p>公立大学法人大阪府立大学 (2005.4.1) 公立大学法人大阪 (2019.4.1)</p>
病院	<p>済</p> <p>東京都健康長寿医療センター (2009.4.1) 東京都立病院機構 (2022.7.1) 都立・公社病院を地独化</p>	<p>未</p>	<p>済</p> <p>大阪府立病院機構 (2006.4.1)</p>
試験研究機関 (公衆衛生関係)	<p>未</p>	<p>未</p>	<p>済</p> <p>大阪健康安全基盤研究所 (2017.4.1)</p>
試験研究機関 (工業関係)	<p>済</p> <p>東京都立産業技術研究センター (2006.4.1)</p>	<p>未</p>	<p>済</p> <p>大阪府立産業技術総合研究所 (2012.4.1～2017.3.31) 大阪産業技術研究所(2017.4.1)</p>
試験研究機関 (環境農林水産関係)	<p>未</p> <p>〔環境系、農林系は、それぞれ 公益財団法人が運営〕</p>	<p>未</p>	<p>済</p> <p>大阪府立環境農林水産 総合研究所 (2012.4.1)</p>

①大阪府立産業技術総合研究所の独立行政法人化

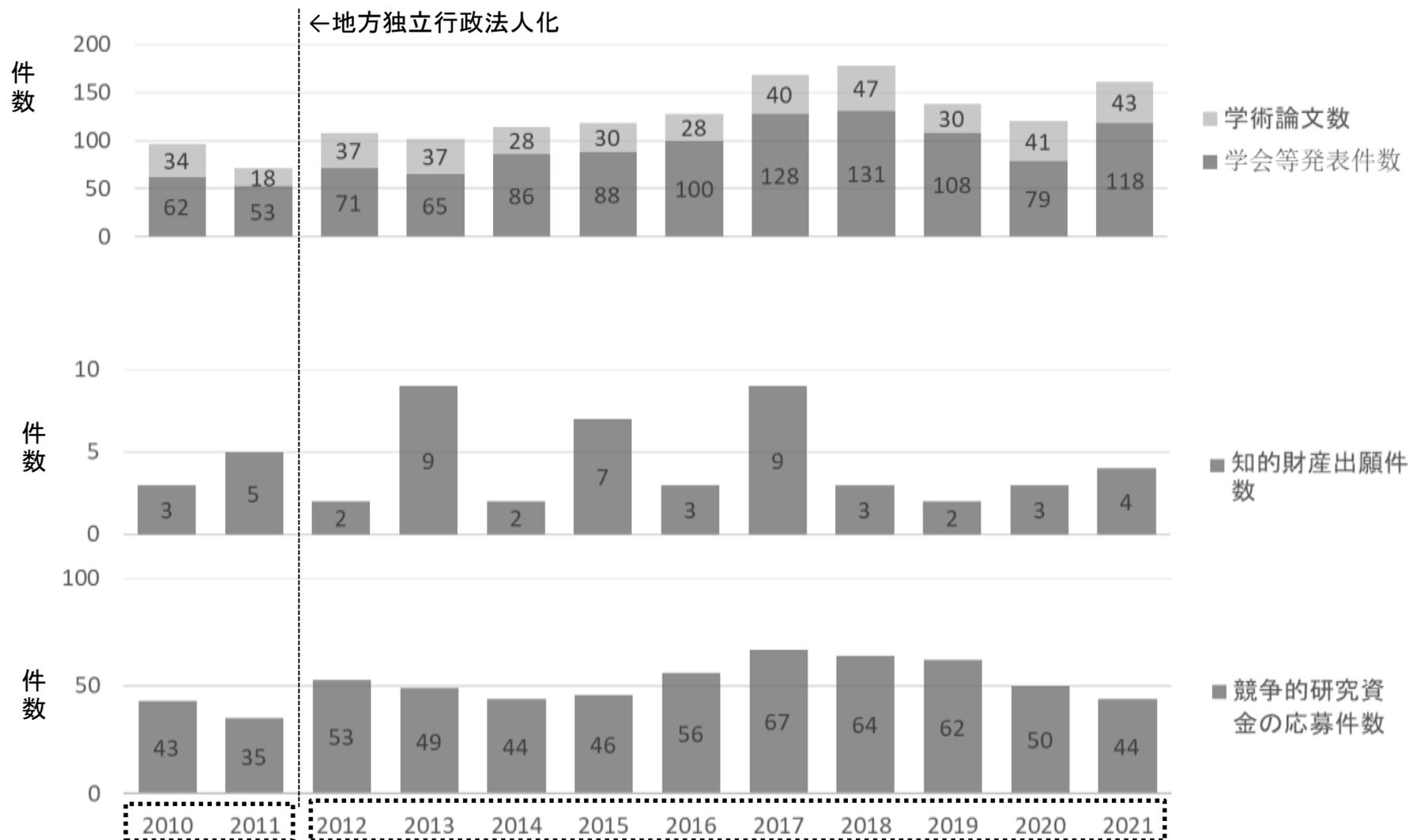
■公設試験研究機関としての機能の充実・強化



※平成29年度以降の実績については、大阪市立工業研究所との統合により、比較可能なデータが存在しない。

②大阪府環境農林水産総合研究所の独立行政法人化

■公設試験研究機関としての機能の充実・強化



Ⅲ 行財政改革

【財政】

(1) 財政再建

(2) 財務マネジメント

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>法人2税の落ち込み等により1998年度以降、2007年度まで10年連続の赤字決算。</p> <p>2001年度より、財政再建団体への転落を回避するため、減債基金からの借入等を実施(2007年度末には累計5,202億円に)。</p> <p>府債残高も1989年以降増加傾向。</p>	<p>①減債基金からの借入をしない、借換債の増発をしない</p> <p>②収入の範囲内で予算を組む</p> <p>③類似府県等との比較の視点で評価検討を行う。</p>	<p>①財政再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再建プログラム(案)(2008-2010年) 全ての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースで見直し、財政健全化団体にならないようにする財政構造改革に着手。 ・財政構造改革プラン(案)(2011-2013年) 主要事業400事業のうち、法令義務負担などを除いた、約220事業を対象に個別の評価・点検を実施。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>財政再建プログラム(案) 効果額計 3,054億円 3か年予算総額約9.3兆円の約3.3%</p> <p>財政構造改革プラン(案) 効果額計 1,965億円 3か年予算総額約8.8兆円の約2.2%</p> </div> <p>②国直轄事業負担金の見直し 全国一律で国民に保証すべき施策やサービスは国という役割分担を明確化。</p>	<p>2008年度以降、実質収支で黒字決算を達成。</p> <p>①全事務事業等についてゼロベースで見直し、他府県比較による水準を検証した。改革効果額(2008～2013年) 計5,019億円</p> <ul style="list-style-type: none"> -財政再建プログラム(案) :年平均1,018億円 -財政構造改革プラン(案) :年平均655億円 <p>② 2009年度以降、国直轄事業負担金の内訳が明示されるとともに、2011年度には維持管理部分の負担金が廃止。 ⇒廃止分:負担金総額の7.1% 27億円 (※2009年度の割合)</p>

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
		<p>③人件費の削減 全都道府県の中で最も高い給与カット率を適用し人件費を削減。</p> <p>④「財政運営基本条例」の制定(2012年2月施行)</p> <p>⑤「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」を策定(2015年11月、2022年3月改訂(最新)) 所有する公共施設等の有効活用や総量最適化に取り組む</p> <p>⑥課税自主権の活用 高まる行政ニーズに応えるため、「受益と負担」や「税收の使途」を踏まえ、新たな収入の確保を検討</p>	<p>③給料、期末・勤勉手当、管理職手当、退職手当カット ⇒効果額(2008～2022年度)計2,190億円 (※①の一部再掲)</p> <p>④条例に基づき予算編成過程の開示や、計画的財政運営のための中長期試算を公表 ⇒減債基金の復元 2009～2021年度: 4,686億円</p> <p>⑤施設等の点検結果を踏まえ対応方針を示す -撤去・廃止等:20施設、 -建替え(減築):9施設 など (2022年3月時点)</p> <p>⑥歳入確保の取り組み ・新たな税を導入 -森林環境税(2016年4月～) -宿泊税(2017年1月～(2019年6月一部見直し)) ・法人二税の超過課税延長</p>

①財政再建の取組み(財政再建プログラム(案)、財政構造改革プラン(案))

■支出削減

2008年6月に策定した「財政再建プログラム(案)」や2010年10月に策定した「財政構造改革プラン(案)」に基づき歳出削減や歳入確保等の取組みを推進した。

2008～10年度の3年間で3,054億円、2011～2013年度の3年間で1,965億円の改革効果額を計上した。

-財政再建プログラム(案)では年平均1,018億円(年度予算約3.1兆円の3.3%)

-財政構造改革プランでは年平均655億円(年度予算約2.9兆円の2.2%)

●2008年度以降の改革効果額

単位：億円

区分/計画・年度		財政再建プログラム(案) ※集中改革期間2008～2010 【一般財源ベース】				財政構造改革プラン(案) ※プラン期間2011～2013 【一般財源ベース】				行財政改革の 取組み ※2014単年度 【一財ベース】
		2008	2009	2010	計	2011	2012	2013	計	
歳出削減	人件費	329	470	484	1,283	270	270	270	810	97
	一般施策経費	319	399	440	1,158	94	121	131	346	
	(小計)	648	869	924	2,441	364	391	401	1,156	
歳入確保		443	145	25	613	66	113	125	304	145
予算編成における取組み		-	-	-	-	205	155	145	505	-
(合計)		1,091	1,014	949	3,054	635	659	671	1,965	242
備考		・2008年度歳入確保は退職手当債を含む ・各年度最終予算額へ入				・各年度最終予算額へ入				・最終予算額へ入

● 2015年度以降の取組み

「行財政改革推進プラン(案)」(2015～2017年度)

- ・【組み換え(シフト)】と【強みを束ねる】を改革の視点に、自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立をめざした取組みを進める。
- ・毎年の収支不足額には、個別事業見直し等とあわせ、毎年度の予算編成における取組みを通じて対応する。

「行政経営の取組み」(2018年度～)

- ・行財政改革推進プラン(案)終了後も、「自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立」に向けた改革の取組みを継続するため、毎年度の府の取組みをとりまとめたもの。
- ・毎年の収支不足額には、個別事業見直し等の検討・具体化を進めるとともに、それでもなお収支不足額が生じる場合は、財政調整基金を機動的に活用したうえで、年度を通じた効果的・効率的な予算執行により対応する。

②国直轄事業負担金の見直し

国が直接実施する国道、国管理河川などの整備や維持管理においては、道路法や河川法などに基づき、その一定割合を地方自治体が負担金として支出することが義務付けられていた。

このため、国と地方の役割分担を明確にするとともに、権限・財源・責任を一致させるよう国直轄事業負担金の見直しを国に求めた。

■見直しの経緯

2008年	2009年	2010年	2011年～
	<p>▲09年3月 地方分権改革推進委員会ヒアリング（政府）で、橋下知事が、国直轄事業負担金について糾弾</p>	<p>▲09年5月 国が、請求先である地方自治体に対して、詳細な内訳書の提示を開始</p>	<p>▲10年～ 国が維持管理に係る負担金を廃止 ※10年度に限り、特定事業について経過措置 11年度～全廃</p>

■国直轄事業負担金内訳(2009年度分)

事業区分	大阪府負担額(億円)	うち、2010年以降廃止分(維持管理分) (億円)	割合
河川関係	62	18	28.3%
道路関係	288	8	2.8%
公園関係	2	1	40.6%
港湾関係	22	—	—
空港関係	2	—	—
合計	376	27	7.1%

③人件費の削減

2022年度までに総額 約2,190億円の給与カットを実施。

■府の給与カットの状況

期間	カット率	効果額 (一般財源ベース)
2008～2010年度	期末・勤勉手当：6%、4%	1,160億円
	給料：14%～3.5%	
	管理職手当：5%	
	退職手当：5%	
2011～2013年度	給料：14%～3%	968億円
	管理職手当：5%	
	退職手当：5% (※1)	
2014～2017年度	給料：3.1%～0.7% (※2)	58億円
	管理職手当：5%	
2018～2019年度	管理職手当：5%	4億円
2020～2022年度	管理職手当：5% (部長・次長級のみ)	0.45億円

効果額計 約2,190億円 (※3)

(※1) 国より前倒しで実施した退職手当支給水準の引下げ分を含む。

(※2) 2014年度限り

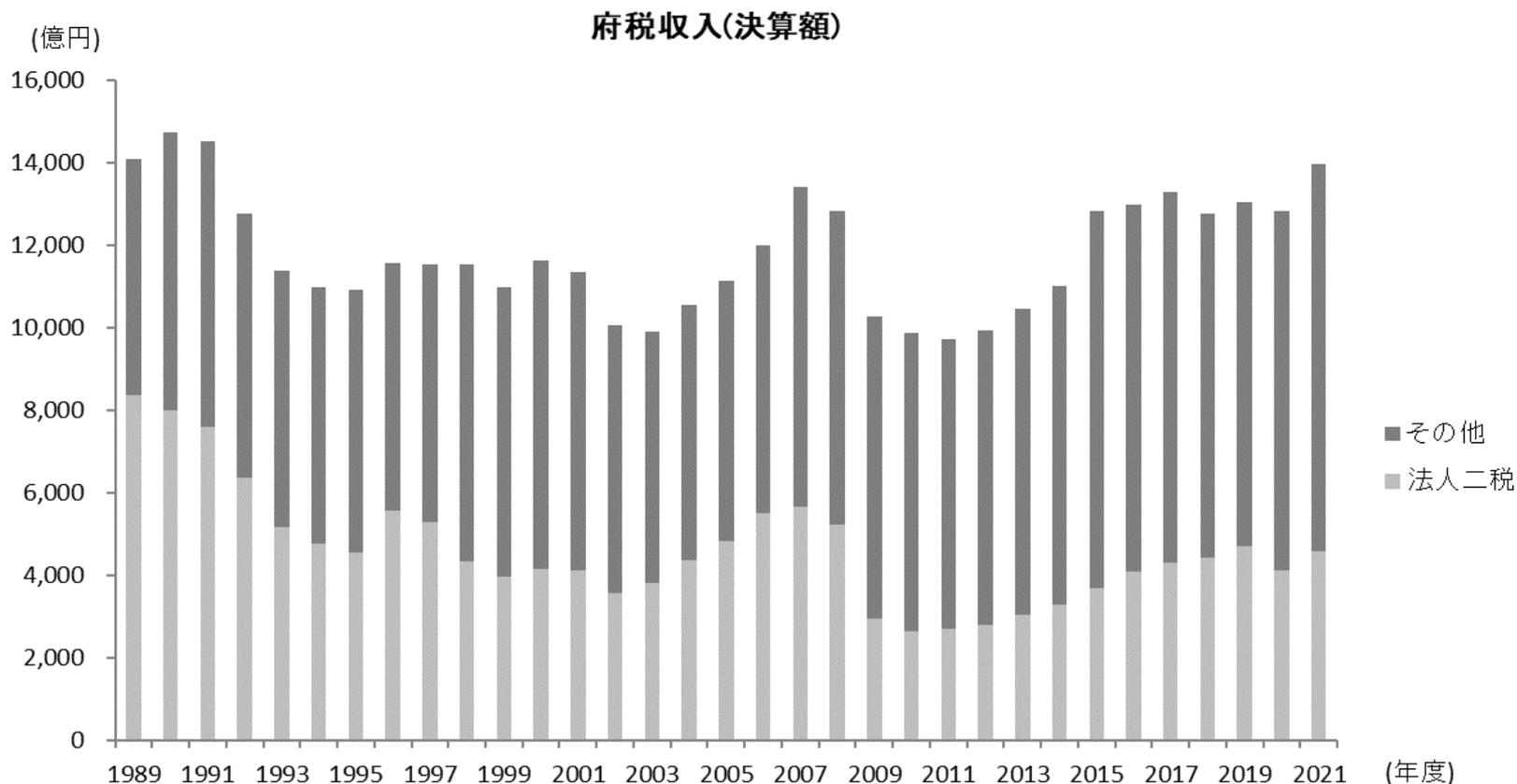
(※3) 財政再建プログラム(案)以前からの継続分等を含む。

④財政運営基本条例の制定(2012年2月施行)

3つの基本理念	主な項目・内容
1 規律の確保	<ul style="list-style-type: none">➤ 収入の範囲内で予算を組む<ul style="list-style-type: none">・ 新規施策実施時には、安定的な財源確保に努める・ 適切な府債発行・ 反復・継続的な単年度貸付の禁止・ 基金からの借入れ禁止を明確化➤ 財政のリスクマネジメント<ul style="list-style-type: none">・ 環境変化に伴う事業の見直し・撤退への適切な対応・ 将来負担につながる新たな損失補償等の原則禁止➤ 権限・責任・受益に応じた適切な費用負担<ul style="list-style-type: none">・ 他の当事者との適切な役割分担・費用負担・ 国の制度・施策に対する適正な費用負担等に向けた必要な提言・ 使用料・手数料など受益者による適正負担
2 計画性の確保	<ul style="list-style-type: none">➤ 中長期の財政状況の試算・公表<ul style="list-style-type: none">・ 予算審議や計画的な財政運営のため、10年以上の中長期試算を公表➤ 府独自の財政指標を公表➤ 減債基金・財政調整基金への計画的な積立て<ul style="list-style-type: none">・ 減債基金への計画的な積立て・ 財政の環境変化に備え、財政調整基金に新たな積立目標額等を設定・ 決算剰余金の1/2ずつを減債基金・財政調整基金に編入➤ 庁内で財政の現状・目標について認識を共有
3 透明性の確保	<ul style="list-style-type: none">➤ 予算編成過程など財政情報の積極的な公表➤ 将来の財政リスクの把握と公表➤ 新公会計に基づく財務諸表の公表

■関連データその1:PL・BSの動向

バブル期の1990年度をピークに、バブル崩壊後長期低落傾向となった。1997年度の地方消費税の創設、2007年度の所得税から個人住民税への税源移譲などにより、いったんはバブル期の水準近くまで回復した。2009年度以降リーマンショックにより再び府税収入は急減し、その後緩やかに回復し、地方消費税の引上げなどによりバブル期の水準近くまで回復している。

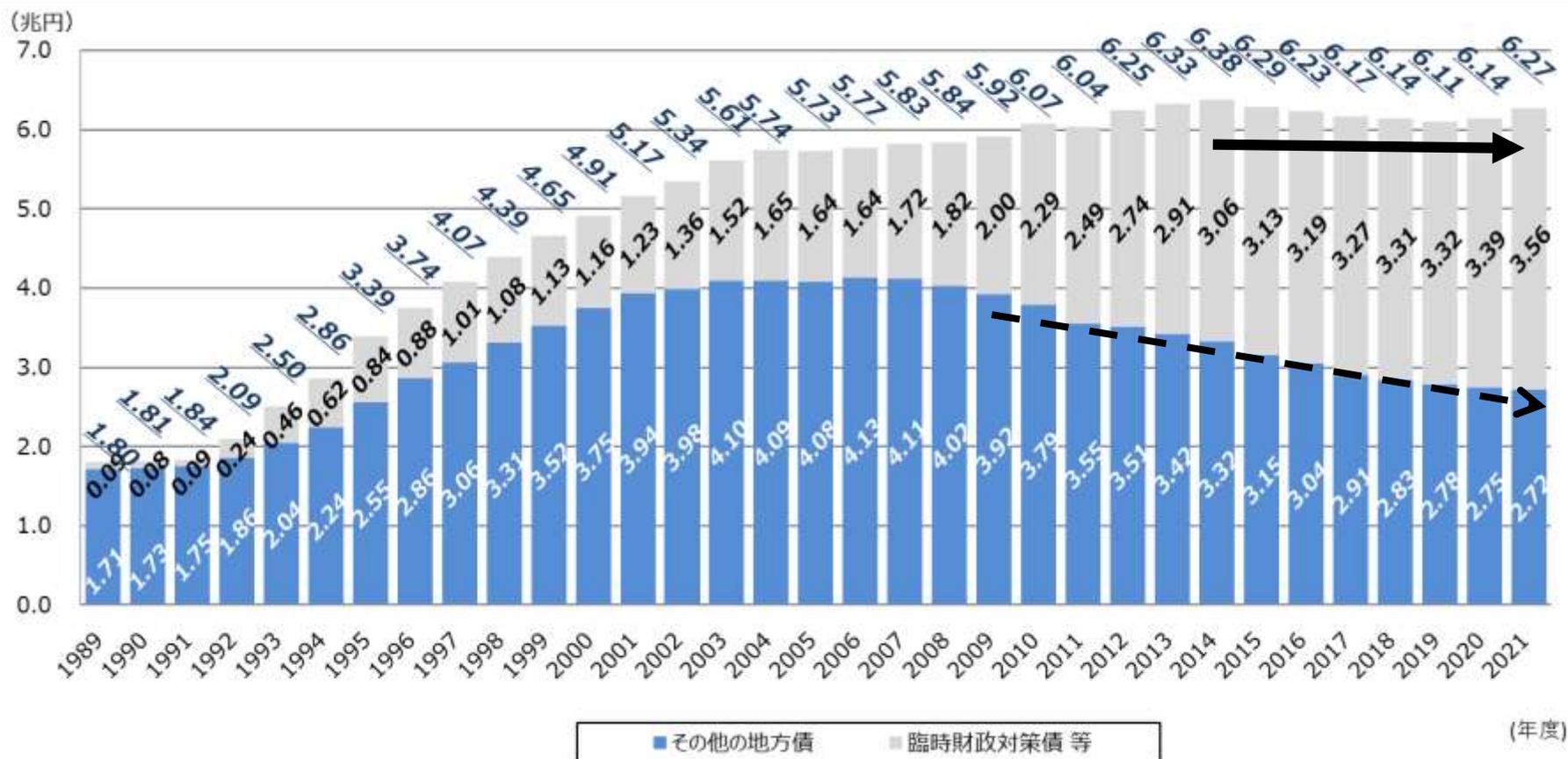


(※)2017年度以前の計及び地方消費税の額は、地方消費税清算特別会計の設置(2018年4月)に伴い、清算後の数値に調整して記載。

■ 関連データその2: 府債残高(全会計)の推移

1992年度以降、国の経済対策に呼応して実施した建設事業費の追加や、景気低迷期における財源対策等による府債発行額の大幅な増加に伴い、府債残高が増嵩。

1996年度以降の行財政改革により臨時財政対策債等(※)以外の府債残高は2006年度をピークに減少しているが、臨時財政対策債等残高の増嵩により、全会計残高では依然として6兆円を超える水準。

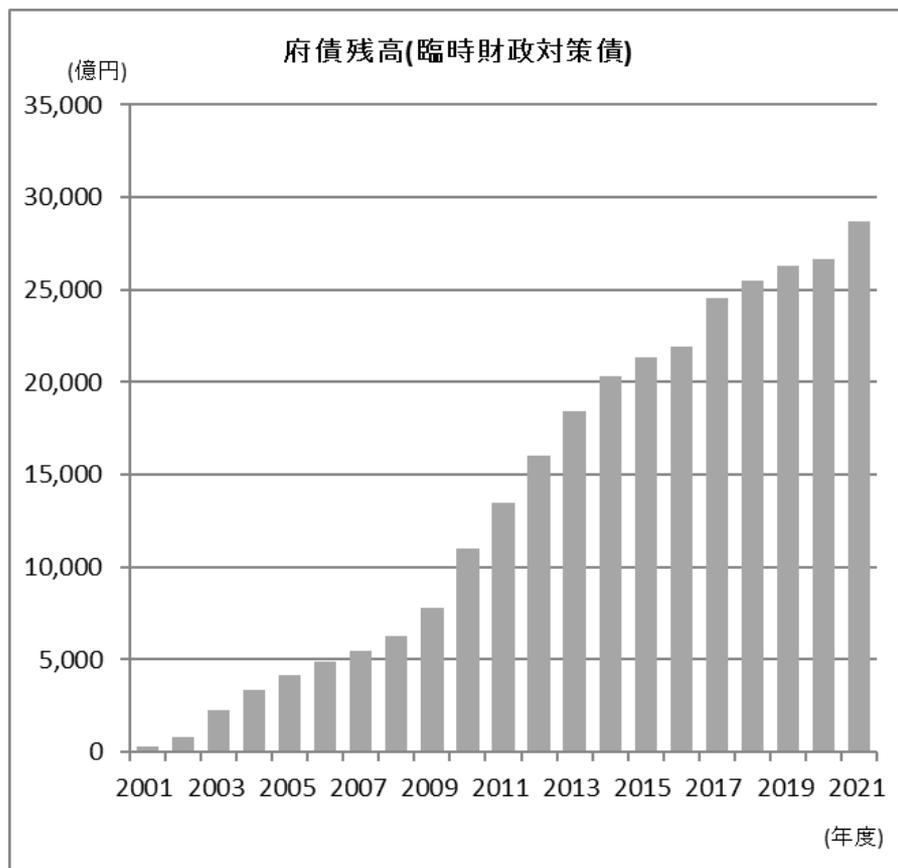


(※) 臨時財政対策債等は、国による減税や地方財源の不足への対応するための特別な地方債で、臨時財政対策債の他に減収補填債などがある。

■ 関連データその3: 臨時財政対策債

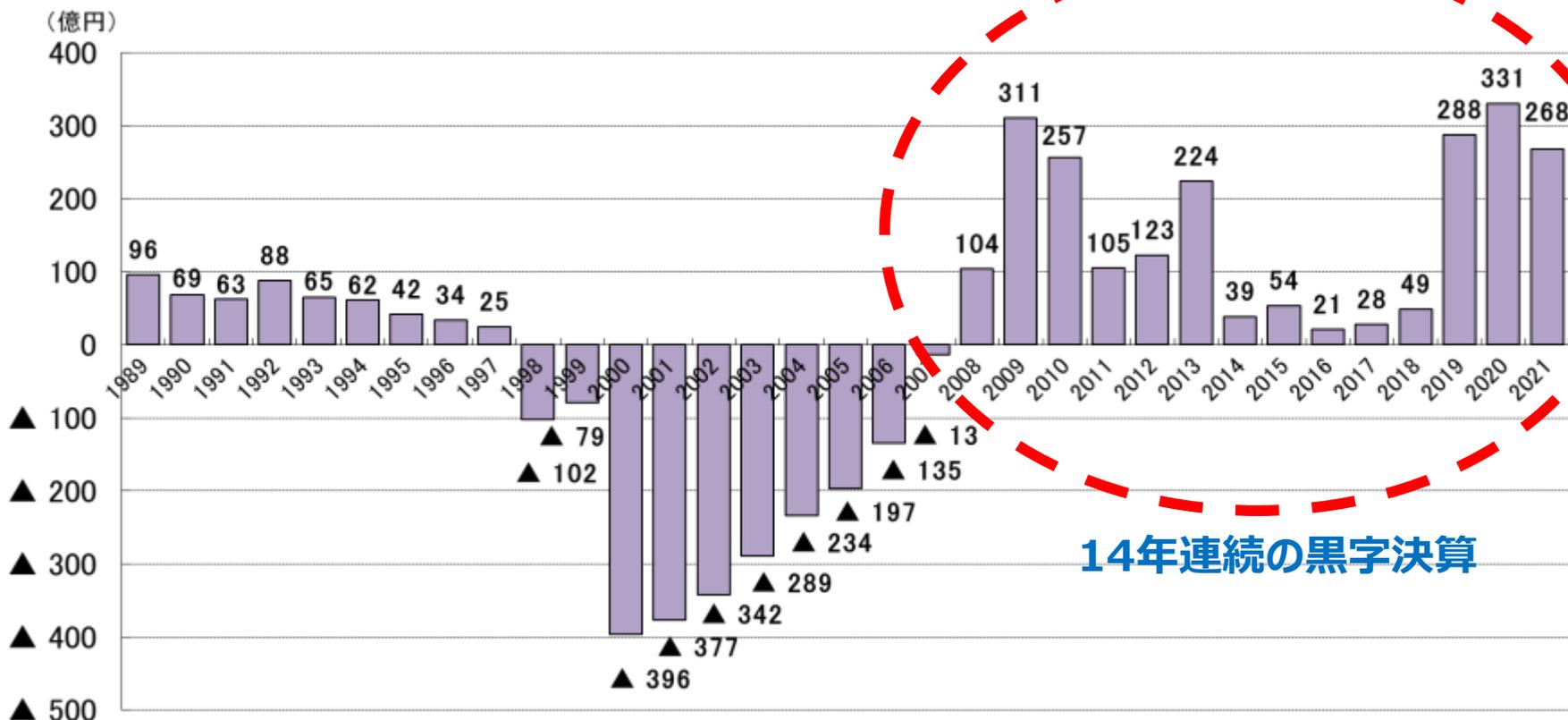
臨時財政対策債とは、本来は国が交付税として地方に配分するものを、交付税原資の財源不足のため、従来は国が借入を行ってきたが、2001年度から地方が直接借り入れる方式に改められたことにより、特例的に認められている地方債。

この元利償還金は、その全額が後年度交付税措置されることとなっており、いわば交付税の肩代わりといえるものであるが、毎年府には1,500～3,000億円程度の割り当てがなされることから、府債残高を押し上げる要因となっている。



■関連データその4:実質収支(一般会計決算)の推移

1998年度以降2007年度まで、10年連続の赤字決算であったが、2008年度以降2021年度まで14年連続で黒字決算を維持した。



(※)実質収支とは、決算上の形式収支(歳入(注)・歳出の差引)から、さらに翌年度に繰越すべき財源を引いたもので、その年度の実質的な黒字・赤字を示すもの。

(注)歳入…府税、地方交付税、国庫支出金、府債などが含まれる。

【参考】大阪府における行政改革の流れ

	太田府政(1999～2007)	橋下府政(2008～2011)	松井府政(2012～)
主な改革テーマ	行財政計画(案) (2002～2011年度)	財政再建プログラム(案) (2008～2010年度)	財政構造改革プラン(案) (2011～2013年度)
①経費削減	<ul style="list-style-type: none"> ○負の遺産整理 <ul style="list-style-type: none"> ・企業局事業の収束 ・公社の経営改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○「収入の範囲内で予算を組む」 <ul style="list-style-type: none"> ・全事務事業をゼロベースで見直し・再構築 ・給与カット・退職手当の減額 ・歳入の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○「自律的な財政運営」 <ul style="list-style-type: none"> ・主要400事業を他府県比較し、見直し・再構築 ・給与カット・退職手当の減額 ・歳入の確保
②組織効率化 ・制度改革	<ul style="list-style-type: none"> ○全国一、スリムな組織づくり <ul style="list-style-type: none"> ・職員数を10年間で20%削減 ○出資法人改革 <ul style="list-style-type: none"> ・法人数を概ね半減 ・役員・職員を20%削減 ・府からの補助金等を10%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○出資法人改革 <ul style="list-style-type: none"> ・全出資法人のあり方をゼロベースで見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員制度改革 <ul style="list-style-type: none"> ・独自給料表の導入 ・部長公募 ・出先機関の見直し
③業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・府民との協働 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング ・民間資金の活用による施設整備事業等の推進 ○ストックの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・府有施設等の有効活用 		<ul style="list-style-type: none"> ○規律ある財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な財政収支試算の公表 ・意思決定プロセスの見える化

松井府政(2014年度～2018年度)

- 「行財政改革の取組み」(2014年度)
 - ・財政構造改革プラン(案)を承継した取組み。
- 「行財政改革推進プラン(案)」(2015～2017年度)
 - ・【組み換え(シフト)】と【強みを束ねる】を改革の視点に、自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立をめざす。
- 「行政経営の取組み」(2018年度)
 - ・行財政改革推進プラン(案)終了後も、「自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立」をめざし、改革の取組みを継続

吉村府政(2019年度～)

- 「行政経営の取組み」(2019年度～)
 - ・行財政改革推進プラン(案)終了後も、「自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立」をめざし、改革の取組みを継続

⑤ファシリティマネジメントの推進

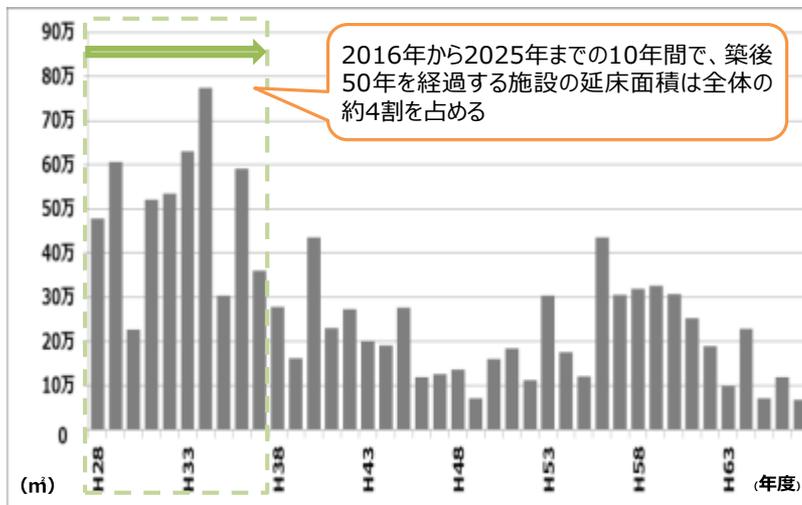
■経緯

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
▲15年2月 行財政改革推進プラン(案)において、ファシリティマネジメント推進を位置づけ	▲15年11月 大阪府ファシリティマネジメント基本方針「策定」	▲16年5月 基本方針に基づき施設の点検(3力年で集中点検)	16年5月～18年 基本方針に基づき延床面積1000㎡以上の建物の劣化度調査を実施し、中期保全計画(案)を策定	▲19年 国の要請に対応し基本方針の改訂(30年程度以上の中長期的な経費見込み等)	19年5月～20年 基本方針に基づき延床面積1000㎡未満の建物の現況調査を実施し、中期保全計画(案)を策定	▲22年 国の要請に対応し基本方針の改訂(個別施設計画の位置づけや、国の要請に関連する事項)	

■実施状況

府有施設(延床面積 約1,322万㎡)の約4割が2016年から2025年までの10年間で築後50年を経過することから、膨大な修繕・更新費用への対応が必要。

そのため、施設の計画的な改修を実施し、適切な維持管理に努め、長寿命化を推進するとともに、施設の有効活用や総量最適化を図る、公共施設等の最適な経営管理(ファシリティマネジメント)を推進。



出典:「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」
(2015.11(2022.3改訂))

「ファシリティマネジメント基本方針」に基づく対応

《 長 寿 命 化 》

- ★施設の長寿命化を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図る
- ★点検・劣化度調査等を行い、予防保全型の施設維持管理体制を構築し、府民の安全・安心の確保に努める

《 総 量 最 適 化 ・ 有 効 活 用 》

- ★新規施設整備を抑制し、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や、総量の最適化を図る

【2016～2021年度 総量最適化に向けた施設点検結果】

維持(※当面予防保全するものを含む):205施設 建替え(減築):9施設
有効活用:3施設 撤去・廃止等:20施設

【2020・2021年度 長寿命化改修工事実績】

2020年度:95施設、2021年度:118施設

⑥課税自主権の活用

■経緯

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年11月	
▲ 15年2月 ・行財政改革推進プラン(案)において課税自主権の活用を行う場合は、受益と負担や、税収の使途を踏まえ、検討を行うこととした	▲ 16年2月議会 法人府民税均等割の超過課税の延長決定	▲ 16年4月 森林環境税を導入	▲ 17年1月 宿泊税の導入	▲ 17年2月議会 法人府民税法人税割・法人事業税の超過課税の延長決定	▲ 19年2月議会 法人府民税均等割の超過課税の延長決定	▲ 19年6月 宿泊税制度の見直し(免税点の引下げ)	▲ 20年2月議会 法人府民税法人税割・法人事業税の超過課税の延長決定	▲ 22年2月議会 法人府民税均等割の超過課税の延長決定

■超過課税の状況

府では高まる行政ニーズに応えるため徹底した行財政改革に取り組んでいる中で、歳入確保に向けたさまざまな取組みの一環として、課税自主権の活用について「受益と負担」や「税収の使途」を踏まえ検討を行い、超過課税や法定外税を導入している。

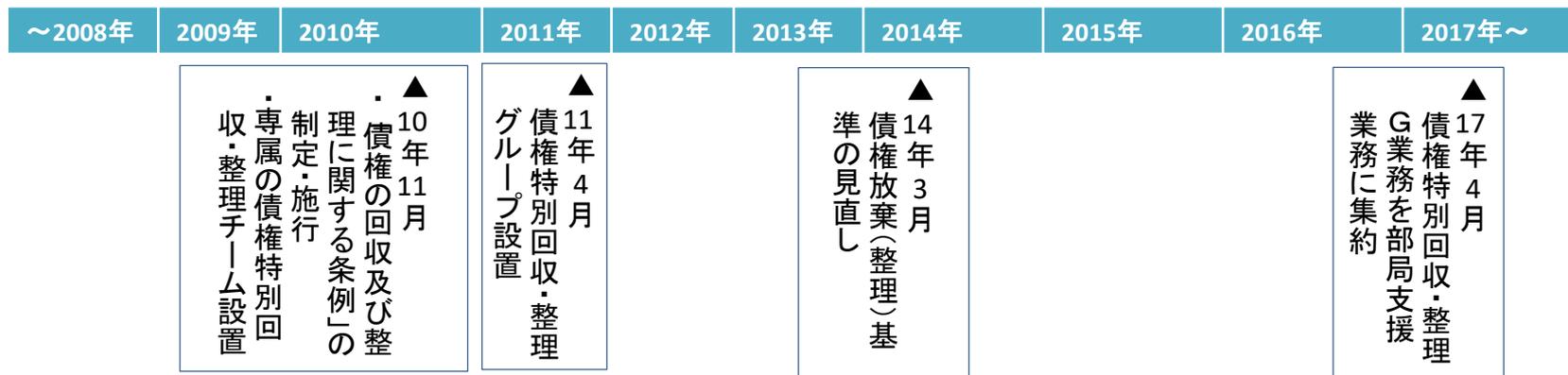
税目	課税目的	税率・額	2017年度決算	2021年度決算																
森林環境税 (2016年4月導入)	森林の有する公益的機能を維持する環境整備のため	年額300円(個人府民税均等割額に加算)	11.8億円	12.6億円																
宿泊税 (2017年1月導入)	観光客の受け入れ環境整備をはじめとする大阪の観光振興の取組みを推進するため	(2017年1月から2019年5月まで) (2019年6月から免税点を引き下げ) <table border="0"> <tr> <td>〈宿泊料金〉</td> <td>〈税率〉</td> <td>〈宿泊料金〉</td> <td>〈税率〉</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上15,000円未満</td> <td>100円</td> <td>7,000円以上15,000円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以上20,000円未満</td> <td>200円</td> <td>15,000円以上20,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上</td> <td>300円</td> <td>20,000円以上</td> <td>300円</td> </tr> </table>	〈宿泊料金〉	〈税率〉	〈宿泊料金〉	〈税率〉	10,000円以上15,000円未満	100円	7,000円以上15,000円未満	100円	15,000円以上20,000円未満	200円	15,000円以上20,000円未満	200円	20,000円以上	300円	20,000円以上	300円	7.7億円	3.5億円
〈宿泊料金〉	〈税率〉	〈宿泊料金〉	〈税率〉																	
10,000円以上15,000円未満	100円	7,000円以上15,000円未満	100円																	
15,000円以上20,000円未満	200円	15,000円以上20,000円未満	200円																	
20,000円以上	300円	20,000円以上	300円																	
法人二税	【法人府民税法人税割・法人事業税】 道路網などの都市基盤整備や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため(2017年2月議会・2020年2月議会延長) 【法人府民税均等割】 大阪経済の成長に向けた施策を推進するため(2016年2月議会・2019年2月議会・2022年2月議会延長)	【法人府民税法人税割・法人事業税】※資本金1億円超の法人等 <法人府民税法人税割>標準税率に1%上乘 <法人事業税>地方法人特別税等の暫定措置法適用前の標準税率の5%増の率を暫定措置法適用後の標準税率に上乘せ 【法人府民税均等割】※資本金1千万円超の法人 標準税率の2倍 ただし、資本金1千万円超1億円以下の法人は1.5倍	415億円	456億円																

Ⅲ【財政】（２）財務マネジメント

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>府の慢性的な赤字決算（1998年度～2007年度まで10年連続赤字決算。累計▲2,164億円。10年間の予算約30兆円の0.72%に相当。）</p>			
<p>①～③歳入改善 太田府政時代も、民間活力の活用として、ネーミングライツの活用等を実施していたが、赤字体質の改善には至らなかった。</p>	<p>債権管理の強化、広告事業の拡充等により、さらなる歳入改善を実施。</p>	<p>① 専属の債権特別回収・整理グループを設置し、債権の回収及び整理を推進。 2017年度からは、機能を見直しの上、債権特別回収・整理グループの業務を税政課総務グループに集約</p> <p>② 「府有財産自主点検調査」を実施（2009～2010年度）し、新たな府の未・低利用地を掘り起し。</p> <p>③ 広告事業の拡充やネーミングライツなどの取組みも進める。</p>	<p>①2010年度から2012年度までに365億円の債権処理を達成。 2013年度から2017年度までに412億円の債権処理を達成。 2018年度から2021年度までに259億円の債権処理を達成。 ⇒12年間累計 1,036億円</p> <p>②不動産売却額累計 ⇒1,107億円（2005-10年度） ⇒ 738億円（2011-15年度） ⇒ 592億円（2016-20年度）</p> <p>③収入額 2008～2011年度：3.6億円 2012～2016年度：4.6億円 2017～2021年度：4.8億円</p>
<p>④財務マネジメント 府のキャッシュフローやストックは民間企業に比べ非常に大きく、民間企業で行われている財務マネジメントを導入することで大きな効果を得られるにもかかわらず、これまで取組みが不十分。</p>	<p>資金の調達や運用などを総合的に管理することにより、「財務マネジメント」機能の向上に取り組み財務の効率性を高める。</p>	<p>④ 財務マネジメント機能の向上を図るための専属グループ（公債企画グループ）を設置し、府債発行時の金利（長期／短期）の複合活用による、公債費の抑制や、資金の効率的な運用を開始。</p>	<p>④ 金利（長期／短期、変動／固定）の複合活用及び預金、債券の同時運用を実施することで支払利子の低減、運用益の増収を実現。</p>

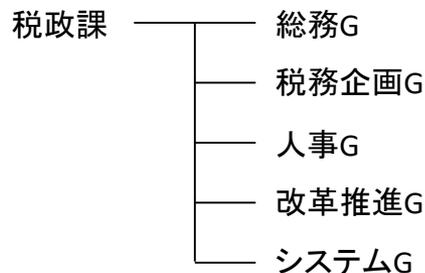
①債権管理の強化

■経緯

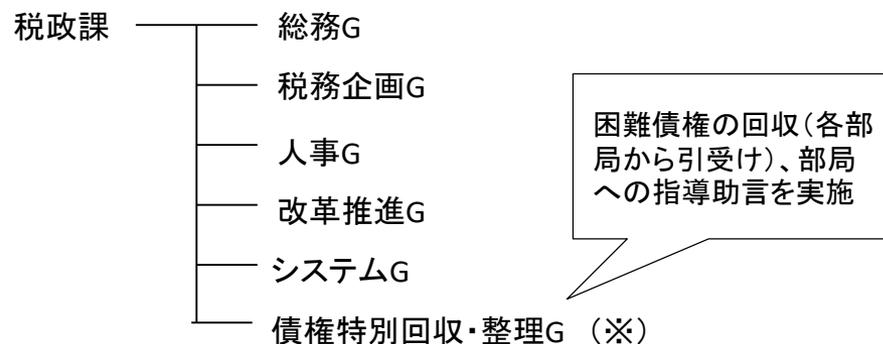


■実施体制

Before



After (2011年4月～)



※2017年からは機能を見直しの上総務Gに集約。集約後も継続して各部局を支援し、債権処理を促進。

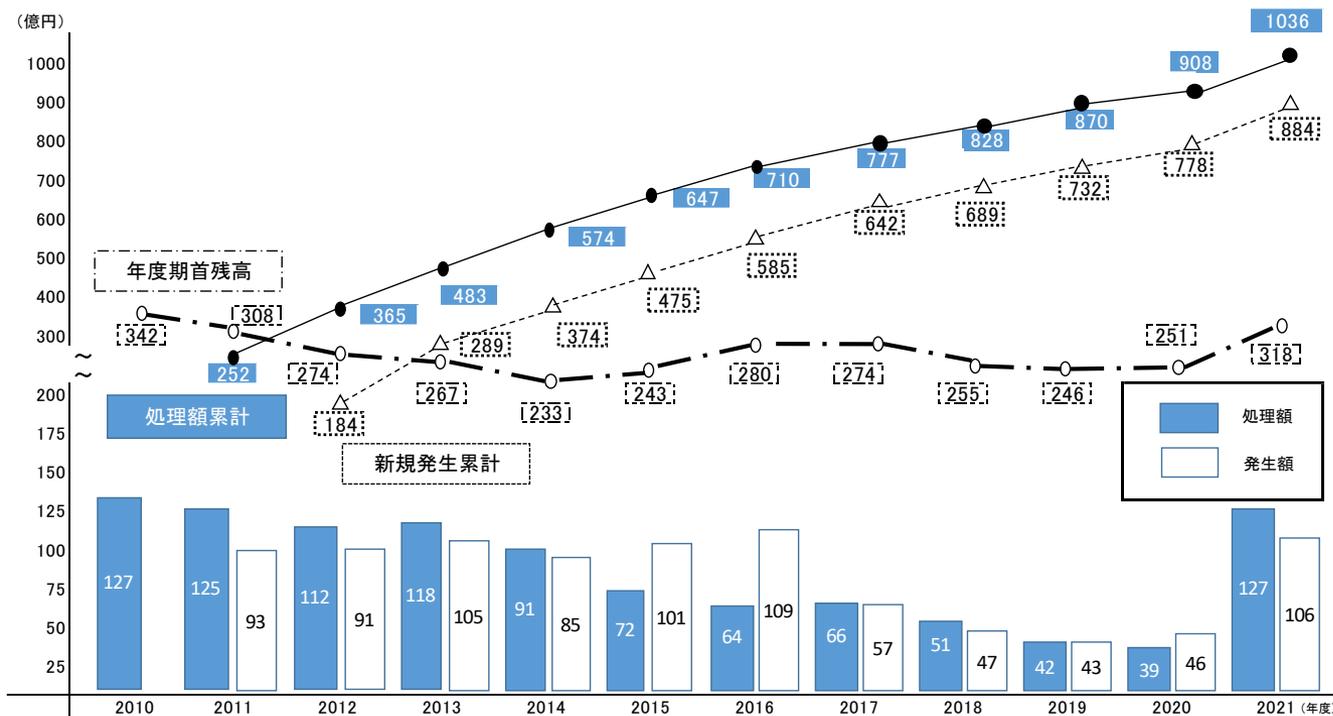
■滞納債権の回収・整理

2011年度から2016年度まで債権回収・整理の専属グループを設置。

2010年度期首に342億円に上っていた滞納債権について、着実に処理を進め、2021年度期末には、231億円まで減少。

2010年度からの12年間で累計1,036億円を処理。

滞納債権の処理額と発生額の推移



※債権回収・整理計画の対象外債権(市町村賦課徴収を行う個人府民税)を除く。

滞納債権の内訳 2021年度決算額



②府有財産の活用・売却

■経緯

2008年	2009年	2010年	2011年～
-------	-------	-------	--------

▲09年6～8月
府有施設の1割程
度の147件を抽
出調査

▲10年6月
府有財産自主点
検調査の実施・結
果公表

■府有財産の売却

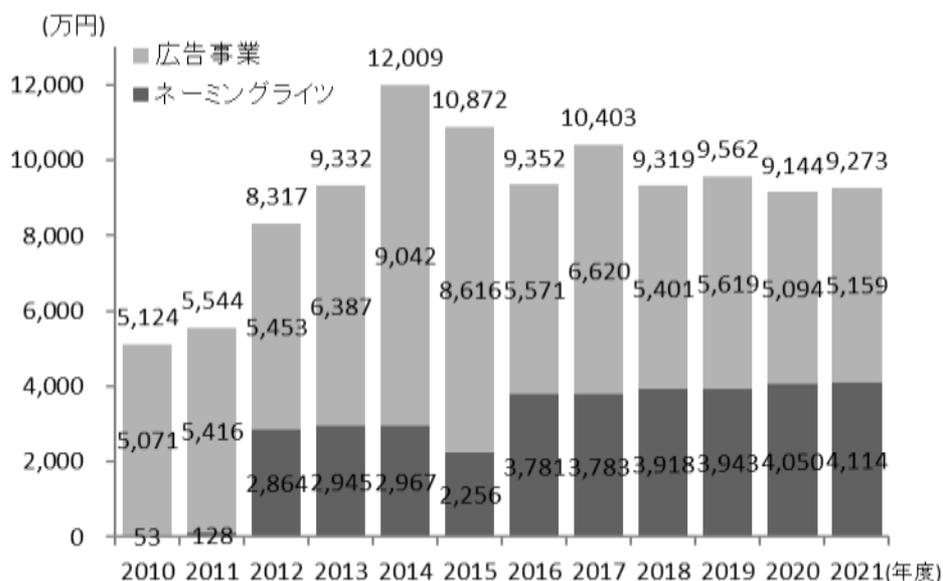
活用財産の掘り起しとして、2009年から2010年に「府有財産自主点検調査」を実施し、新たに174件を活用(売却、貸付)可能と認定した。2005年以降累計で見ても、都市部を有する他府県を大きく上回る売却を行ってきた。



③ 広告事業・ネーミングライツ等のさらなる推進

広告事業、ネーミングライツによる収入は、2010年度5,124万円に比べ2012年度に8,317万円、2014年度に1億2,000万円超となり、その後も毎年1億円程度を維持。

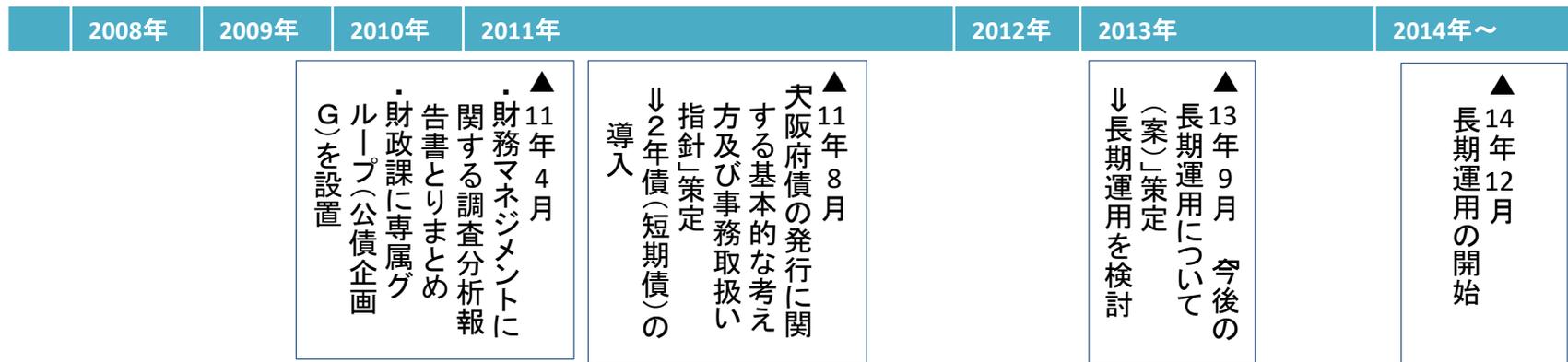
特に、ネーミングライツは府立体育館や門真スポーツセンターのネーミングライツが決まったこと等により大きく伸びた。(2010年度 53万円⇒2012年度 2,864万円⇒2017年度3,783万円⇒2021年度4,114万円)



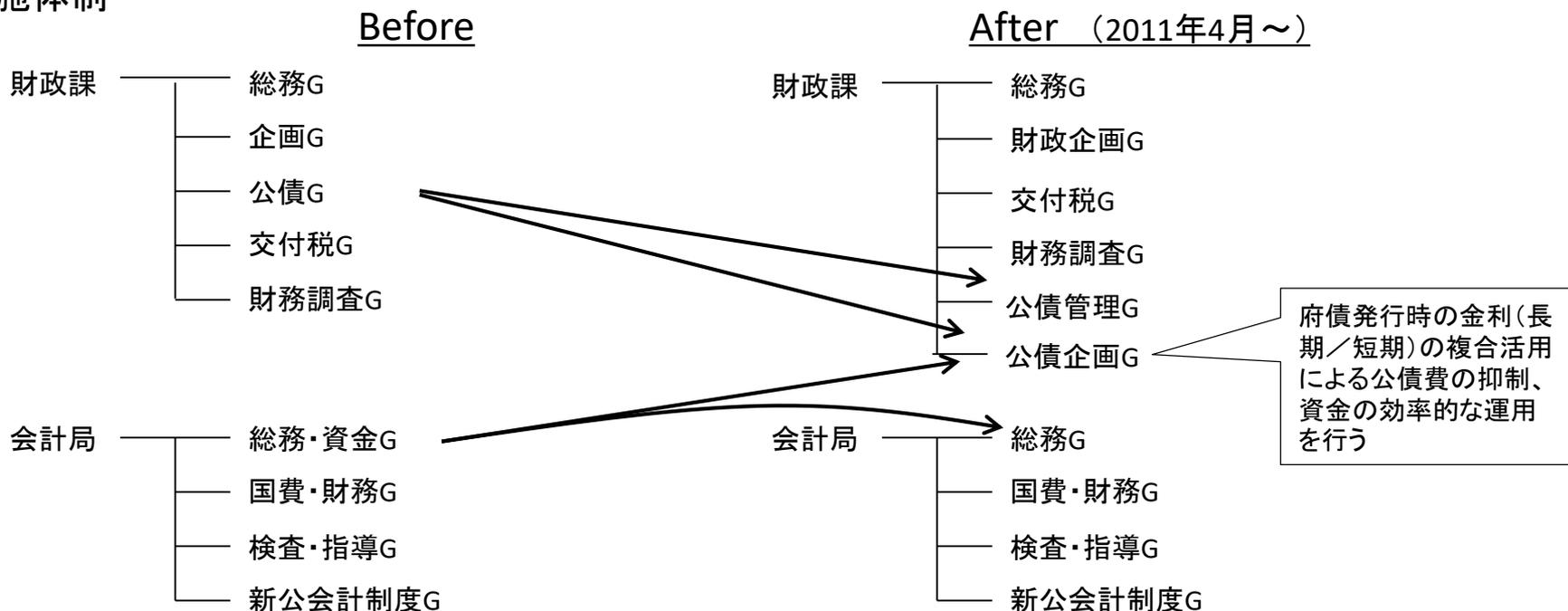
主な契約事例		※金額は、当該年度の収入額
2005年	パスポートセンター壁面広告の掲出、企業チラシラックの設置	240万円 ※全国初
	府ホームページへのバナー広告掲載	719万円 ※都道府県2例目
2008年	流入車規制適合車等標章交付請求書写しに広告掲載	310万円
2010年	歩道橋命名権を締結 (※全国初) ※2011年1月以降は随時募集に切替えて順次拡大。2021年度では、24か所の歩道橋で実施し、収入総額は700万円となっている	45万円
2012年	大阪府立体育会館の命名権締結	2625万円
2013年	千里中央駅連絡通路(府道大阪中央環状線)に広告を掲出	55万円
2015年	門真スポーツセンターの命名権締結	540万円

④財務マネジメント

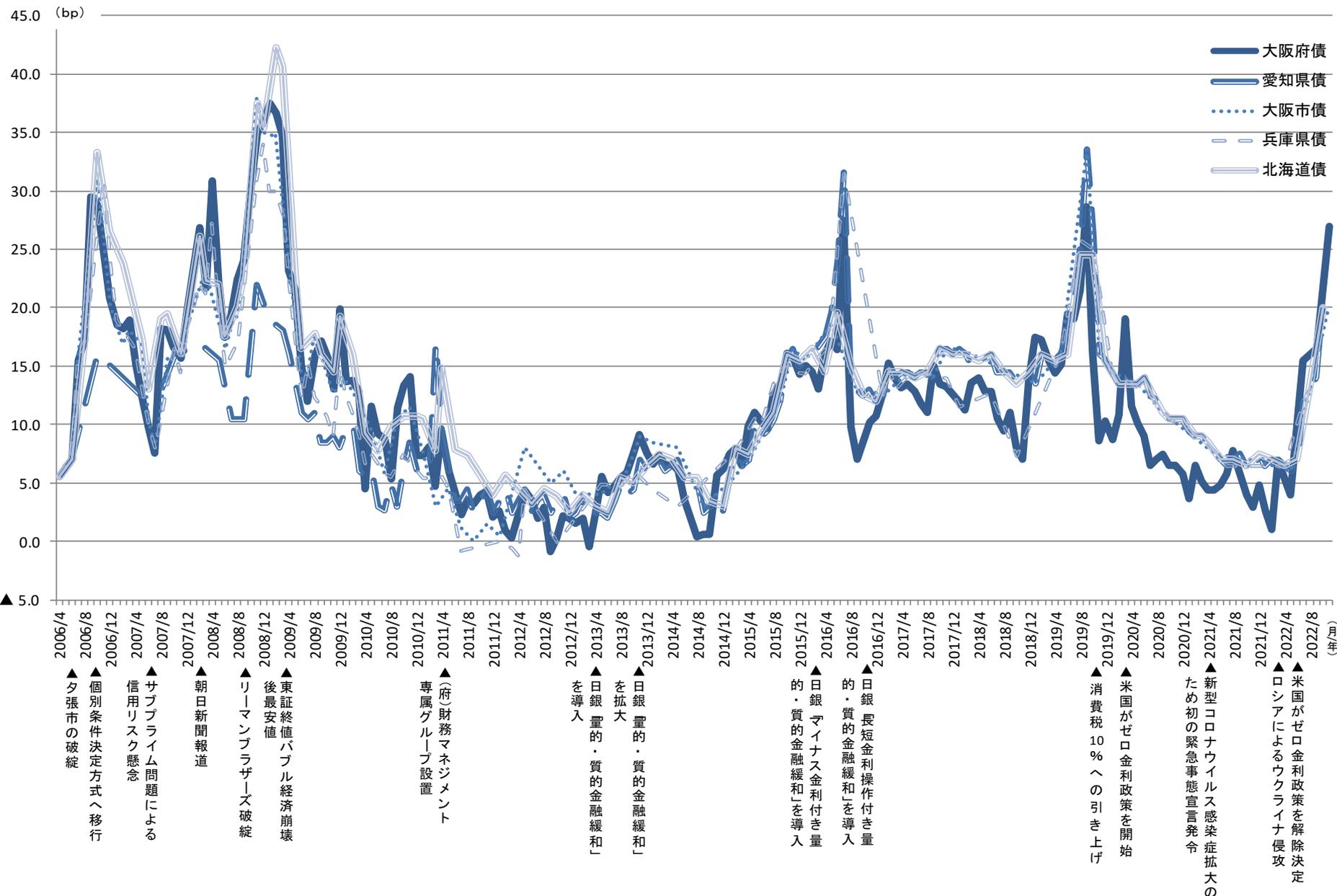
■経緯



■実施体制



■新発地方債におけるスプレッド(国債との利回り差)の推移



※財務マネジメント資料等をもとに財政課作成

Ⅲ 行財政改革

【人事】

(3) 人事・給与制度

(4) 公募制度

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・財政改革の一環として、1997年度より、昇給の停止や給料水準の見直し、手当のカットを実施し、2007年度までに約1,170億円を削減。</p> <p>・また、計画的に職員数を削減し、2008年度には、人口10万人当たりの職員数が106.5人(全国平均201.6人)、ラスパイレス指数98.5(全国30位)の水準となる。</p> <p>・一方で、給与制度については、年功序列的な部分があるなど、「頑張った人が報われる」制度とは必ずしもなっていない状況。</p> <p>・また、より一層、府民の信頼を得る必要が生じており、人事給与システムの構築が求められている。</p>	<p>・透明性を高め、頑張った人が報われ、能力、資質及び執務意欲が向上する等、人事給与面等で魅力がある制度の構築が求められる。</p>	<p>①府独自の給与制度改革</p> <p>②職員採用試験の抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験科目の見直し <ul style="list-style-type: none"> - 択一式と記述式専門を廃止 - エントリーシート導入(受験者の意欲・行動力などを問う) - 人物評価の重点化(都道府県で初の取り組み) ・試験日程の見直し <ul style="list-style-type: none"> - 民間就職活動のスケジュール、社会人等の転職のタイミングを踏まえた日程を設定 <p>⇒2015年に、より優秀な人材を確保できるよう、試験内容の一部見直し等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 小論文を廃止 - SPI3導入、論文試験を、見識分野と法律・経済分野からの選択制に <p>③相対評価の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員基本条例(2012年4月施行)において、予め分布割合を定め、相対評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> 第一区分 5% 第二区分 20% 第三区分 60% 第四区分 10% 第五区分 5% ・評価結果を給与、任用、研修などに反映 <p>④再就職等に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続20年以上の職員又は職員であった者の出資法人等への再就職の原則禁止等を定める「職員基本条例」を制定(2012年7月施行) ・条例改正により、管理職の職員又は職員であった者を規制対象に追加(2014年4月施行) ・退職後に再就職した職員の現職職員に対する働きかけの禁止を定める「職員の退職管理に関する条例」を制定(2011年3月施行) ・地方公務員法の改正により、働きかけの禁止の根拠規定が条例から法及び条例に変更(2016年4月施行) <p>⑤政治規制等3条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例 ・労使関係における職員団体等との交渉に関する条例 ・職員の政治的行為の制限に関する条例 	<p>・より職務給原則を徹底した給与制度の実現</p> <p>・部長級・次長級の定額制は全国初(2011年度)</p> <p>・申込者数の増加(行政職 22-25) 2008～2010年 平均: 644名 2011～2022年 平均: 2,004名 ※制度実施12年目。人材の確保状況については検証中</p> <p>・条例の目的に合致したものとなっているか毎年度検証作業を実施</p> <p>・2020年度以降の人事評価結果の給与反映の見直し(昇給及び勤奨手当のメリハリを強化、昇給の将来への影響を抑制する制度)</p> <p>・条例等による厳格な再就職規制等により、一層の透明性を確保するとともに、公務の公正性、府民の信頼を確保</p> <p>・2014年4月施行。条例に基づいて適正に運用され、透明性がより一層向上。</p>

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・財政改革の一環として、1997年度より、昇給の停止や給料水準の見直し、手当のカットを実施し、2007年度までに約1,170億円を削減。</p> <p>・また、計画的に職員数を削減し、2008年度には、人口10万人当たりの職員数が106.5人(全国平均201.6人)、ラスパイレス指数98.5(全国30位)の水準となる。</p> <p>・一方で、給与制度については、年功序列的な部分があるなど、「頑張った人が報われる」制度とは必ずしもなっていない状況。</p> <p>・また、より一層、府民の信頼を得る必要が生じており、人事給与システムの構築が求められている。【再掲】</p>	<p>・透明性を高め、頑張った人が報われ、能力、資質及び執務意欲が向上する等、人事給与面等で魅力がある制度の構築が求められる。</p> <p>【再掲】</p>	<p>⑥定年引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から定年年齢を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる(令和13年度完成) ・管理監督職勤務上限年齢(60歳)に達した管理職を管理監督職以外の職に降任する役職定年制を導入 ・当分の間、60歳を超える職員の給料月額は60歳前の7割水準に設定する ・60歳の年度末以降、定年退職までの間に退職した者を、短時間勤務の職で任用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入 ・定年を段階的に引き上げる移行期間において、定年後65歳までの間、1年を超えない範囲で任期を定めて再任用(フルタイム・短時間)することができる暫定再任用制を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力と意欲のある高齢期職員を最大限活用 ・次世代へ知識、技術、経験などを継承

■人事・給与制度改革の経過

	2011年度	2012年	2013年	2014年～	2018年～	
①府独自の給与制度改革	<ul style="list-style-type: none"> 給与制度改革の実施 ・給料表を再編 -1つの役職に1つの職務の級を割り当て -昇任しない限り昇格しない制度へ ・「職務給原則」の徹底 -部長級・次長級の定期昇給廃止、給料月額定額化 ・役職間の給料月額重複解消 -給料表「号」を見直し、「重なり」幅を縮減 ・技能労務職員に技能労務職給料表を適用 				<ul style="list-style-type: none"> ・2015年給与制度の総合見直し(即時実施) 	
②職員採用試験の抜本的見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・試験科目・日程を変更 -択一式と記述式専門を廃止 -エントリーシート導入 -人物評価の重点化 				<ul style="list-style-type: none"> ・2015年試験内容を一部見直し -SPI3導入等 	
③相対評価の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年度から職員の勤務実績や能力を評価する制度(人事評価制度)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> <相対評価の試行実施> ・制度全体のシミュレーション実施 ・結果検証の上、翌年度からの本格実施に向けた制度設計 	<ul style="list-style-type: none"> <本格実施> 			
④再就職等に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の退職管理に関する条例(2011年3月施行)を制定(運用は2012年度から) -府の再就職支援の方針を明記 -退職後に再就職した職員の現職職員に対する働きかけの禁止 -再就職届出の義務化と管理職退職者等の再就職情報の公表 -規制違反に関する人事委員会の関与等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員基本条例(2012年7月施行)で再就職等に関して規定 -勤続20年以上の職員又は職員であった者等の出資法人等への再就職を原則禁止 -職員による再就職のあっせんの禁止 -規制違反に関する人事監察委員会(外部委員で構成)の関与等 				<ul style="list-style-type: none"> ・2014年改正条例により規制対象を追加 ・2016年 地方公務員法改正に伴う罰則規定整備
⑤政治規制等3条例の制定			<ul style="list-style-type: none"> 以下の条例制定(2014年4月施行) ・政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例 ・労使関係における職員団体等との交渉に関する条例 ・職員の政治的行為の制限に関する条例 			

■人事・給与制度改革の経過

2011年度

2012年

2013年

2014年～

2023年～

⑥定年引上げについて

・2023年度から定年年齢を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる(2031年度完成)

①給与制度改革 ～「職務給の原則」の徹底

大阪府独自の給与制度改革により、「職務給の原則」を徹底した。

- ・ 上位の役職につかない限り、上位の職務の級の給料は支給されない。
- ・ 部長級、次長級については、定期昇給を廃止し、「定額制」とした。

職務の級の再編

【行政職給料表】

(注)  一定の年数が立てば、上位の役職の給料となる仕組み

(改正前)											
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		9級	10級
役職等	主事・技師		副主査	主査級 			課長級 			部長級	本庁部長
			主任主事 主任技師 		課長補佐級			次長級 			
(改正後)											
職務の級	1級	2級	3級	4級		5級	6級	7級	8級		
役職等	主事・技師	副主査	主査級	課長補佐級	課長級 所属長以外 所属長			次長 【定額制】	部長 【定額制】		

※「職務の級」は、役職等の職務の複雑、困難及び責任の度に応じて設定する給料表の区分。

②職員採用試験の抜本的見直し

■見直しの内容(行政職)

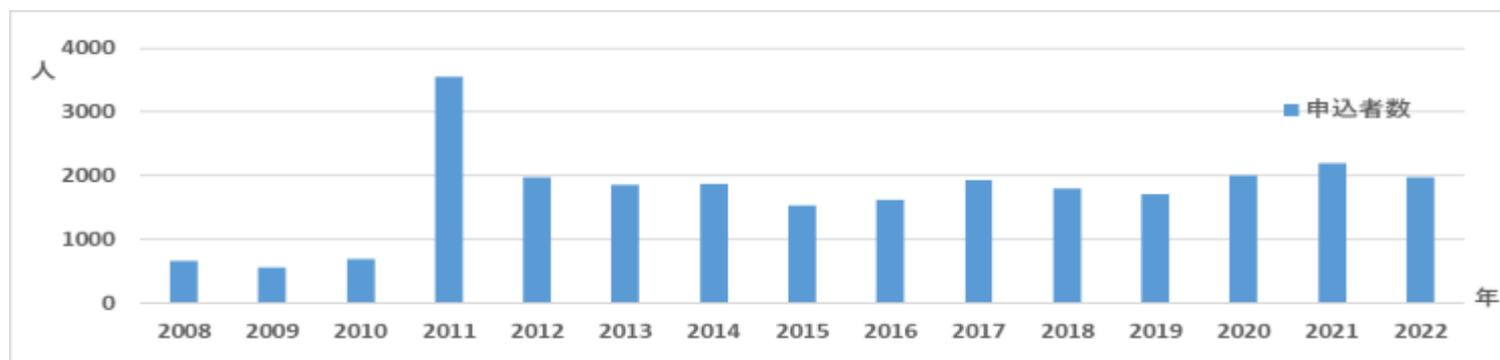
エントリーシートの導入や、択一・記述式試験の廃止等、府として求める人材をより確実に獲得できる試験制度へ再構築した。

2015年に、より優秀な人材を確保できるよう、試験内容の一部見直し等を実施した。

見直しの項目	内容		
	2010年実施試験まで	2011年実施試験～	2015年実施試験～
試験区分	①高校卒程度(18～21歳) ②大学卒程度(22～29歳) ③社会人採用(30～34歳)	①18～21歳 ②22～25歳 ③26～34歳	
試験科目	①1次 択一式、作文 ②1次 択一式;2次 記述式(見識・専門) ③1次 択一式、記述式(見識)、経験論文	①1次 択一式、作文(変更なし) ②1次 小論文、エントリーシート;2次 論文 ③1次 小論文、エントリーシート;2次 論文	①1次 択一式、作文 ②1次 SPI3、エントリーシート;2次 論文(見識分野と法律・経済分野からの選択制) ③1次 SPI3、エントリーシート;2次 論文
面接等の種類	①2次 個別面接 ②2次 個別面接;3次 個別面接、 <u>集団討論</u> ③2次 プレゼン面接;3次 個別面接、 <u>集団討論</u>	①2次 個別面接(変更なし) ②2次 個別面接;3次 個別面接、 <u>グループワーク、適性試験</u> ③2次 プレゼン面接;3次 個別面接、 <u>グループワーク、適性試験</u>	①2次 個別面接 ②2次 個別面接;3次 個別面接、 <u>グループワーク</u> ③2次 個別面接;3次 <u>プレゼン面接、個別面接、グループワーク</u>
試験実施時期	①9月下旬 ②6月下旬 ③6月下旬	①9月下旬(変更なし) ②5月上旬 ③10月中旬	①9月下旬 ②5月下旬 ③10月中旬

■行政職大学卒程度 申込状況

2011年の見直し後、申込者数の平均は、約3倍に増加した。



③相対評価の導入

■相対評価の反映

分布の割合を定めて区分し、職員がどの区分に属するか評価する方法

➔ 前年度の評価結果に応じ、勤勉手当に差を設ける

(勤勉手当の総額では、最大約156万円(2022年度)の差を設ける等、仕事の成果をきっちりとし給与に反映)

分布の割合と2021年度実績(分布の割合は条例に記載:第一区分が最上位)

区分	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分
分布の割合	5%	20%	60%	10%	5%
2021実績	486人	1,711人	5,136人	845人	411人

モデルによる勤勉手当の差 (第一区分【最上位】と第五区分【最下位】の支給額差)

職階	部長	次長	課長 (55歳)	課長補佐 (45歳)	主査 (35歳)	主事 (25歳)
支給額差	156万円	140万円	101万円	44万円	30万円	18万円

(注) 2022年度(人事委員会勧告反映前)の参考モデル
(2021年度の実施結果に基づくもの)

■絶対評価と相対評価の割合分布（2021年度実施結果）

- ・ 相対評価の一部の区分において、絶対評価との乖離が発生
- ・ 特に絶対評価が良好「B」の職員のうち、相当数が下位の相対評価に分布

絶対評価基準		相対評価		絶対評価					割合
		第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分	総計		
際立って優れている	S	6					6	0.1%	
非常に優れている	A	480	1,415	485			2,380	27.7%	
良好	B		296	4,651	845	297	6,089	70.9%	
やや劣る	C					44	44	0.5%	
劣る	D					70	70	0.8%	
	総人数	486	1,711	5,136	845	411	8,589	100.0%	
	割合	5.7%	19.9%	59.8%	9.8%	4.8%	100.0%		

Ⅲ【人事】（４）公募制度

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
知事・副知事に次ぐ府政運営の重要な役割を担う職である「部長」の登用に際しては、行政・民間を問わずマネジメント力・リーダーシップに長けた優秀な人材を任用することが必要。	部の長の職等については、庁内外を問わず広く人材を募集し、より優秀な人材を確保。	職員基本条例（2012年3月制定）に基づき、部の長の職等については、原則、公募（職員からの募集を含む）により任用。	職員基本条例に基づき部長ポストを公募 ⇒10名のうち4名が公募を経て任用された部長 （2022年4月現在）

■部長公募の実施状況・成果

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
部長ポスト	9人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	11人	11人	10人
うち 公募部長	1人 (11%)	2人 (20%)	3人 (30%)	3人 (30%)	3人 (30%)	4人 (40%)	3人 (30%)	3人 (30%)	5人 (45%)	5人 (45%)	4人 (40%)
うち 外部人材	1人 (11%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	2人 (18%)	2人 (18%)	1人 (10%)

■部長公募の実施経過

2012年	2013年	2014年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
<p>▲ 12年2月 商工労働部長を公募 (庁外の者のみ対象)</p> <p>△ 12年3月 職員基本条例制定↓部長は原則公募に職員からの任用含む)</p>	<p>▲ 12年4月 商工労働部長就任</p> <p>▲ 12年11月 福祉部長を公募</p>	<p>▲ 13年4月 福祉部長就任</p> <p>▲ 13年11月 健康医療部長、住宅まちづくり部長を公募</p> <p>△ 13年12月 商工労働部長による不祥事発生 懲戒処分(減給6月)↓自主退職</p> <p>▲ 14年4月 健康医療部長就任 住宅まちづくり部長就任</p> <p>△ 14年9月 公募制度の今後の方向性に「つて」を取りまとめ</p>	<p>▲ 16年10月 商工労働部長、環境農林水産部長、住宅まちづくり部長を公募</p>	<p>▲ 17年4月 商工労働部長、環境農林水産部長、住宅まちづくり部長 就任</p>	<p>▲ 18年11月 環境農林水産部長、住宅まちづくり部長を公募</p>	<p>▲ 19年4月 環境農林水産部長、住宅まちづくり部長 就任</p>	<p>▲ 19年11月 福祉部長、商工労働部長を公募</p> <p>▲ 19年12月 スマートシティ戦略部長を公募</p>	<p>▲ 20年4月 福祉部長、商工労働部長、スマートシティ部長 就任</p>	<p>▲ 21年10月 福祉部長、環境農林水産部長を公募</p>	<p>▲ 22年4月 福祉部長、環境農林水産部長 就任</p>

■選考経過 ※()内は府職員

実施年度	募集ポスト	申込者数	一次合格者数	二次合格者数	最終合格者
2011	商工労働部長	13名	8名	2名	外部人材
2012	福祉部長	30名(2名)	10名(2名)	4名(2名)	府職員
2013	健康医療部長	2名(1名)	2名(1名)	2名(1名)	外部人材
	住宅まちづくり部長	11名(3名)	6名(3名)	3名(2名)	府職員
2016	商工労働部長	6名(2名)	3名(2名)	3名(2名)	外部人材
	環境農林水産部長	4名(4名)	4名(4名)	3名(3名)	府職員
2018	住宅まちづくり部長	2名(1名)	1名(1名)	1名(1名)	府職員
	環境農林水産部長	1名(1名)	1名(1名)	1名(1名)	府職員
2019	住宅まちづくり部長	8名(5名)	6名(5名)	3名(2名)	外部人材
	福祉部長	5名(4名)	3名(3名)	2名(2名)	府職員
2021	商工労働部長	14名(3名)	5名(3名)	4名(3名)	府職員
	スマートシティ戦略部長	14名(外部のみ)	11名(外部のみ)	3名(外部のみ)	外部人材
2021	福祉部長	3名(2名)	3名(2名)	2名(1名)	府職員
	環境農林水産部長	4名(4名)	4名(4名)	2名(2名)	府職員

Ⅲ 行財政改革

【業務執行の刷新】

- (5) 働き方改革
- (6) ICT活用
- (7) サービス改善
- (8) 市町村との連携強化、市町村支援等
- (9) 補助金等の見直し
- (10) 府民利用施設の廃止・改革

Ⅲ (5) 【業務執行の刷新】働き方改革

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>少子高齢化による生産年齢人口の減少、育児や介護など制約のある働き手の増加、女性の社会進出など、社会的にワークライフバランス実現の要請が高まっている。</p> <p>大阪府庁においても、長時間労働や固定的な働き方を前提とした労働環境が続くなど、状況の改善が必要。</p> <p>さらに、2020年からは、新型コロナウイルスへの対応やポストコロナを見据えた府政の推進にあたり、柔軟な働き方の浸透を図るとともに、長時間労働の是正や育児休業等の取得促進などが一層必要。</p>	<p>仕事の質を高め、組織パフォーマンスの最大化を図りつつ、職員の心身の健康確保・ワークライフバランス・女性活躍の促進等を加速させる。</p>	<p>○大阪府庁版働き方改革 (第1弾:2016年11月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上司の働き方をかえる ・柔軟な働き方を提案 ・長時間労働を是正 <p>(第2弾:2017年9月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の手間に潜むムダをスリム化する ・制約をなくし、柔軟な働き方を提案する ・長時間労働を抑制する ・知識や経験を補う ・庁内推進体制と部局の取組サポート <p>(リニューアルバージョン:2021年3月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの項目の最新の取組み状況や、各部局の取組を紹介することで、職場環境・実態に応じた自発的な取組みの促進と横展開をめざす。 	<p>一長時間労働の抑制 2021年度実績(2016年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務総時間数 +33,272時間(+3.3%) ・月80時間超え職員数 前年度比 ▲33人(▲8.4%) <p>※新型コロナウイルス感染症による通常業務への影響等により、2016年度比で総時間数は増加となったが、月80時間超の職員数は減少した。</p> <p>一柔軟な働き方の実現(選択肢の多様化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの強化 ・サテライトオフィスの拡充 ・勤務時間の柔軟化 ・フリーアドレス(一部所属での導入) ・フレックスタイム制度の導入 <p>一組織風土改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC一斉シャットダウンシステムの導入と、時間外勤務縮減に向けた意識の向上 ・働き方改革推進アンバサダーの取組 <p>一ICTを活用した業務改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声認識技術(AI)を活用した議事録等作成業務の効率化 ・RPAを活用した庁内業務の効率化 ・ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を導入 <p style="text-align: right;">など</p>

■策定経過



■大阪府庁版働き方改革の取組状況

観点	取組	取組状況	経過
組織風土改革	【重点】 パソコン一斉シャット ダウンシステムの構築	◎パソコン一斉シャットダウンシステムの導入 ◆目的 時間外勤務縮減に向けて上司と職員の更なる意識改革を図る。 ◆対象 管理職以外の全職員(府立学校・警察はシステム対象外) (なお、部局と調整の結果、当面の間はコロナ対応部局等でのシャットダウンは行わないこととしている。)	リニューアルバージョン から取組開始
	【重点】 AI・RPAを活用した 業務の効率化	◎次世代情報システム技術の導入 ◆人工知能(AI)の事例研究、企業の先端技術の情報把握、自治体導入事例などの 情報の把握 ◆音声認識技術(AI)を活用した議事録等作成支援システムの導入 ◆RPA導入の実証実験の実施、 <u>試行導入を経て2020年度から本格導入(通勤経路 検索業務、照会集計業務など)</u>	リニューアルバージョンで 取組強化(第二弾～)
	【重点】 会議の効率化	◎効果の上がるミーティング ◆働き方改革・ITセミナーで民間企業の取組講演 ◎ペーパーレス・ミーティングの推進 IT・業務改革課内で実践(タブレット端末機、モニターを活用) ◆庁内ニーズ把握 26所属から回答 ◆ペーパーレス会議指針の策定 ◆ペーパーレス用タブレットの導入	リニューアルバージョンで 取組強化(第二弾～)
	イクボス運動の展開	◆『イクボス運動ポスター』を各部局に配布 ◆知事によるイクボス宣言の実施	リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)
	上司のマネジメント力の 発揮	◎上司がマネジメント力を発揮して自ら実践 ◆全庁周知を実施 ◆各種研修(管理職研修等)やセミナー等を通じた啓発を展開	リニューアルバージョンで 取組強化(第二弾～)
	グループ長のマネジメント力 の向上	◆課長補佐級研修(マネジメント上級)、主査級職員研修(マネジメント基礎)の実施と 各職場での共有(毎年度)	リニューアルバージョン から開始
	定時退庁の取組み	◆『定時退庁の取組ちらし』を各部局に配布 ◆ゆとり推進月間(毎年11月)に合わせ重点的に取り組む ◆ゆとりの日に併せた庁内放送のリニューアル及び職員端末機への定時退庁促進の お知らせ表示を実施	リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)

■大阪府庁版働き方改革の取組状況

観点	取組	取組状況	取組の経過
組織風土改革	時間外勤務の見える化	<ul style="list-style-type: none"> ◆『時間外管理シート』を各部局に配布 ◆RPAを活用し、全部局の時間外管理シートを作成 	リニューアルバージョンで取組強化(第一弾～)
	過重労働ゼロに向けた改善措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆時間外勤務実績が月80時間を超えている職員に対し、部局の次長等による面談を実施し、改善方策を検討・実施 ◆過重労働者の状況 延べ274名(2021年度) 	第一弾から継続
	年次休暇の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆全庁周知を実施 ◆ゆとり推進月間(毎年11月)に合わせ重点的に取組む 	第二弾から継続
	キャリア形成に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎若手職員への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ベテラン職員の知識・経験を有効活用するため、センター研修等を通じた働きかけを実施 ◆センター研修において昇任時等における研修を体系的に実施 ◎女性職員への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆女性活躍推進研修にて女性先輩職員によるパネルディスカッションを実施 	リニューアルバージョンから掲載
	時間外勤務実績に着目した人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆削減 3部局から28人 ◆配置 8部局へ28人(2017年度のみ実施) 	第一弾で実施
	電子決裁のスリム化	<ul style="list-style-type: none"> ◆2017.9.15以降に起案する文書から適用 	第二弾から継続
	決裁権限の下位委譲	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務決裁規程及び実施細目を改正(2017.12施行) 	第二弾から継続
	時間外勤務の適正な把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆全庁周知を実施 ◆ゆとり推進月間(毎年11月)に合わせ重点的に取組む ◆次長会議・働き方改革推進責任者会議による周知 	リニューアルバージョンで取組強化(第二弾～)
	前倒し採用の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆2017.11から実施 	第二弾から継続
	庁内ウェブページの検索機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆絞込み検索機能の上手な使い方の紹介、マニュアルの整備 ◆IT・業務改革課の庁内ウェブページの再構築・シェアポイントへの移行 ◆しごとポータルサイトの改善 	第二弾で取組完了
	庁内推進体制と部局の取組サポート	<ul style="list-style-type: none"> ◆働き方改革推進責任者会議の定期的な開催 ◆働き方改革・ITセミナー(毎年度1回実施) 	第二弾から継続

■大阪府庁版働き方改革の取組状況

観点	取組	取組状況	取組の経過
	<p>【重点】 勤務時間の柔軟化</p>	<p>◎勤務時間の割振り変更 ◆利用業務 夜間の住民説明会や早朝の啓発事業など一時的に発生する時間外業務にあわせ、勤務時間を柔軟に変更(7時～22時) ◆利用実績 延べ128名(2021年度)</p> <p>◎咲洲庁舎の昼休み(休憩時間)の柔軟化 ◆利用実績 207名(2022.3実績)</p> <p>◎全庁の昼休み(休憩時間)の柔軟化 ◆利用実績 548名(2022.3実績)</p>	<p>リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)</p>
<p>柔軟な働き方の実施</p>	<p>【重点】 テレワーク ～在宅勤務の定着～</p>	<p>◎テレワーク(在宅勤務)の試行実施 ◆テレワークの効果や課題を検証 ◆働き方改革・ITセミナーで民間企業の取組講演 ◆対象を全所属に拡大(2018.7～)</p> <p>◎モバイル型パソコンの導入 ◆調達台数 25台(2018年:10台、2019年:15台) ◆利用対象 所属長・グループ長や育児・介護等要件のある職員を対象に試行実施 ◆利用実績 延べ478回</p> <p>◎緊急テレワークシステムの導入(新型コロナウイルス感染症対策) ◆自宅パソコンから庁内と同じような環境で一定範囲の業務ができる「緊急テレワークシステム」を導入</p> <p>◎ウェブ会議システム「Microsoft Teams」の導入 ◆全職員がいつでも庁外とのウェブ会議を出来るよう導入</p> <p>◎テレワーク定着化モデル所属(8所属)による実践 ◆テレワーク定着化モデル所属(8所属)を選定し、IT人材による課題抽出・解決策を提案、「モデル所属事例集」としてとりまとめ ◆民間のIT人材の知見を活かし、テレワーク定着化に向けた「働き方改革ガイドライン」をとりまとめ。(管理職向けガイドラインを2022.2末、全体のガイドラインを2022.3末にとりまとめ)</p>	<p>リニューアルバージョンで 取組強化(第二弾～)</p>
	<p>【重点】 テレワーク ～モバイルワークの推進～</p>	<p>◎タブレット端末機の本格導入(2017.8～) ◆調達台数 500台 ◆利用業務 児童相談担当:担当者が面談時の報告書作成 土木担当:災害時での道路・河川等の画像報告 など</p> <p>◎タブレット端末機の更新及び機能改善(2021.8) ◆調達台数 350台</p>	<p>リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)</p>

■大阪府庁版働き方改革の取組状況

観点	取組	取組状況	取組の経過
柔軟な働き方の実施	<p>テレワーク ～サテライトオフィスの 拡充～</p>	<p>◎サテライトオフィス試行実施 ◆導入場所 泉北府民センター内(3階 企画厚生課分室)(2017.4に開設) ◆利用対象 育児・介護等を行う職員、出張中の業務中継拠点(最大6名程度が執務可能)</p> <p>◎サテライトオフィスの利用拡大(2017.9から実施) ◆利用要件の拡大(ソロワーク利用、親族に対する一時的な介助)</p> <p>◎サテライトオフィスの拡充 ◆導入場所(2022.11時点 計4か所) 泉北(2017.4)・三島(2019.5)・大手前(2021.4)・咲洲(2021.5) ◆利用実績 延べ383名(2021年度)</p>	<p>リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)</p>
	<p>フリーアドレスの試行実施</p>	<p>◆IT・業務改革課業務改革G内で実践(8名) セキュリティ・個人ロッカー購入、モバイル型内線の試行 ◆行政経営課公民戦略連携デスクで実践(2018.4～)</p>	<p>第二弾から継続</p>

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>情報通信技術 (ICT) は大きく発展しており、生産性の向上などの社会的課題の解決にICTの利活用が有効。</p>	<p>① 次世代技術等のICTを行政活動に導入することで職員の生産性の向上や業務の効率化を図る。</p>	<p>①次世代技術等の導入</p> <p>■ICTの利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末機を本格導入 (500台) (2017年8月～2021年7月) ・タブレット端末機の更新及び機能改善(350台)(2021年8月～) ・大手前庁舎に無線LANを整備 (2016年12月) ・ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を導入(2021年3月～) <p>■AI・RPAの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声認識技術 (AI) を活用した議事録等作成支援システムの導入 (2018年5月～) ・RPAの導入 (2019年5月～) 	<p>①次世代技術等の導入</p> <p>■ICTの利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主にモバイルワークへ活用し、府職員の働き方改革を推進。 ・職員端末機の利便性向上。 ・全職員がいつでも庁外とのウェブ会議が可能に <p>■AI・RPAの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録等の作成に係る負担軽減 ・パソコン上で行う単純な繰り返し作業をRPAにより自動化し、業務を効率化

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>情報通信技術(ICT)は大きく発展しており、生産性の向上などの社会的課題の解決にICTの利活用が有効。</p>	<p>② 行政情報のオープンデータ化や利活用、クラウドサービス活用などによる府民サービス向上に取り組む。</p>	<p>②オープンデータ等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集やリンケージ等活用に必要な仕組みや費用対効果、集約されたデータの活用可能性など府としての方向性を検討し、取組みを進める。 ・クラウドサービス等を活用した行政手続きのオンライン化を進める。 	<p>②オープンデータ等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータポータルサイトの運用 <ul style="list-style-type: none"> - 府のホームページ内に全庁のオープンデータをまとめて掲載する「ポータルページ」を開設(2015年1月) - 庁内各部局のデータ取得や更新等を容易に行うことができ、府民への発信等を行うことができるオープンデータサイトの運用を開始。(2021年8月) ・デジタルマップ等の展開 <ul style="list-style-type: none"> - 庁内各部局だけではなく、市町村等のデータを活用して、赤ちゃんの駅マップ等のデジタルマップサービスを府民等に提供。(2021年2月) ・新型コロナウイルス感染症対策関連業務を中心に、迅速に手続きのオンライン化を展開し、府民の利便性が向上(2020年4月～)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>従来の各施設での業務改善は、主にコスト削減を重視したものであり、府民・利用者へのサービス向上という観点での業務改善が十分ではなかった。</p> <p>そこで、2008年に知事が、府民に直接サービスを提供する施設の管理運営のあり方の検証・見直しを全部局に指示。</p>	<p>府民のニーズ・満足度、時代の要請、戦略的な施設改修、コスト管理、増収の工夫などの観点から、管理運営を抜本的に改善。</p> <p>施設の現場が主体的に改善案を検討・企画。</p> <p>利用者満足度調査手法を活用したPDCAのマネジメントサイクルを導入・確立。</p>	<p>「府庁ホスピタリティ向上調査」を実施(2008年)</p> <ul style="list-style-type: none"> -調査対象:4施設 -利用者満足度調査(利用者へのアンケート調査) -サービス観察調査(匿名の民間調査員による接遇調査) <p>2009年度以降、府民サービスを提供する施設(55施設※)について3年に1度のサイクルで利用者満足度調査を実施。調査結果を踏まえ、施設が改善案を企画・検討・実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> -サービス改善に取り組んだ施設:51施設(改善点) ・利用時間の延長 ・施設改修 ・ICT改善 ・サービス改善 など <p>※51施設・・・公の施設、府の機関、その他の施設。ただし、府営公園内のプール、箕面昆虫館、都市緑化植物園については、府営公園とは別にそれぞれ1施設として調査を実施</p>	<p>利用者満足度調査等による継続的なニーズ把握・効果検証、PDCAマネジメントが一定定着。</p> <p>府民ニーズや時代の要請に合わせたサービス内容の改善や、ICTを活用した積極的な情報発信が実現。</p> <p>また、抜本的な改善とまでは位置付けられないものでも、府民ニーズ等を意識した日常業務の改善・工夫も定着しつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数(公の施設) 27,326,387人(2008年) ➡27,973,895人(2012年) (2008年比:102.4%) ➡32,428,100人(2015年) (2008年比:118.7%) ➡32,191,571人(2017年) (2008年比:117.8%) ➡24,060,921人(2021年) (2008年比:88.1%)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

		主なサービス向上の取組み				
施設	ICT改善	施設改修	時間延長・時間滞改善	サービス改善	その他	
1	青少年海洋センターファミリー棟	<ul style="list-style-type: none"> Wi-Fiの設置(2012年4月～2020年) ネット予約サイトの利用開始(2016年～2020年) ネット予約サイトの管理方法改善(2017年～2020年) Twitterアカウント開設(2022年～) <p>※2020年11月からコロナ禍の影響で休館中。開館に向け設備改修が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大浴場脱衣場床面マット張替(2012年8月) 客室バルコニー防水工事(2013年9月) 電話交換機設備改修工事(2015年4月) ボイラー制御盤補修工事(2016年3月) テニスコート人工芝補修(2017年3月) 全館洗浄機付きトイレ化(2018年3月) 高圧ケーブル改修(2022年8月) <p>※2020年11月からコロナ禍の影響で休館中。開館に向け設備改修が必要。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 海洋センターと受付システムを共有することで問合せに対し即対応、紹介が可能となる(2017年～2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットを明確にした新しいプランの企画・実施(2012年度以降順次) トレッキングプラン(中高年)、フィットネスセットプラン、アロマ教室とトレッキングのセットプラン(女性)など 海洋センターのプログラムの積極的な活用 マリパック導入(マリスポーツ体験+宿泊) 地元自治体と連携したプランの開発(合宿パック等)
2	青少年海洋センター	<ul style="list-style-type: none"> Facebookの開始(2011年～) Facebookによる情報発信の強化(2017年～) Instagramアカウント開設(2018年～) 	<ul style="list-style-type: none"> 宿舎入口扉への指詰め防止器具の取付(2012年5月) 宿泊管理棟トイレの一部洋式化(2013年1月) 浴室タイルの張替補修(2013年1月) 体育館床面補修(2013年2月) 宿泊管理棟の冷暖房設備の改修(2013年3月) 宿泊管理棟の冷暖房設備の一部改修(2013年8月、12月) 男女シャワールームへの手摺の設置(2014年2月) 外壁改修工事(2015年2月) 機械棟中央監視設備改修工事(2015年10月) 高圧ケーブル補修工事(2016年12月) 電気設備改修工事(2017年3月) 宿泊管理棟ファンコイル補修工事(2017年2月) 屋上シート防水工事(2017年5月) 宿泊管理棟ファンコイルユニット取替工事(2019年8月) テーブルリフター改修(2020年3月) ヨットハウスファンコイルユニット取替工事(2021年7月) 		<ul style="list-style-type: none"> ファミリー棟と受付システムを共有することで問合せに対し即対応、紹介が可能となる(2017年～2020年) 広報紙やチラシにQRコードを掲載し、携帯電話・スマホからの利用参加申込に対応(2020年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施(2012年度以降順次実施) 食育を見据えたアウトドアッキング、日帰りプラン(海洋センターで採れた海藻類、釣った魚を野外で料理等) 閑散期プログラムの開発 キャンプ飯、おもちゃ作り、流木アート等 岬町のふるさと納税返礼品としてマリプログラム体験を登録

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
3	上方演芸資料館	<ul style="list-style-type: none"> 館内にフリーWi-Fiを設置(2019年度～)。 Twitter、Instagram、Facebook(2019年度～)、YouTube(2022年度～)を活用した情報発信の強化 HPの改修(2019年度～) 資料館年報や収蔵資料一覧についてHPに掲載(2019年度～) 	常設展示、企画展示やワークショップ、高座など上方演芸の魅力を体験できる施設に改修(2019年4月リニューアルオープン)	<ul style="list-style-type: none"> 資料館の開館日を週5日から週6日に拡大(2019年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> 収蔵資料を活用し、年3回以上の展示を実施。(2019年度～) 府民に上方演芸に親しんでもらう機会を提供するため、毎月第1・3土曜日にプロの演芸人によるワークショップや専門家による講座を実施。(2019年度～) 館内に図書コーナーを設置し、上方演芸に関する書籍の閲覧を可能とした。(2021年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> アマチュアの落語団体や講談団体と連携し、館内でイベントを共催(2019年度～)
4	男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)	<ul style="list-style-type: none"> 2、4、5階に無料Wi-Fiの設置(2016年度～) HPトップページの改修(2016年度) Facebook(2017年度～)、Twitter(2018年度～)により、会議室の空き室状況やイベント情報の発信 インターネットによる施設利用予約を開始(2019年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 大会議室の壁紙張替え(2016年度) 館内サインエージの更新(2017年11月) 階段の壁紙張替(2018年度) 自動火災報知機の更新(2018年度) 情報ライブラリーの照明の増設(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 祝日及び振替休日を全日開館(2016年10月～) 早朝延長・区分延長・夜間延長を導入(2016年4月～) センターの開館日拡大に併せて、情報ライブラリーの開室日を拡大(2016年10月～) 駐車場の開館日時を拡大(2016年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> 貸し会議室の受付と情報ライブラリーの受付を一元化し、総合案内サービスを開始(2016年度～) 空き会議室の直前割引、中高生への自習室開放を実施(2016年度～) 情報ライブラリー内に中高生対象の自習室を設置(2021年度～) 貸し会議室の受付と情報ライブラリーにコンシェルジュを設置(2021年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> NPO団体の活動支援のために、NPO協働フロアを設置(2016年度～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
5	国際会議場	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -アクセス情報の充実(2010年3月～) -ブログでのグルメ情報、社会貢献活動、安全安心の取組み等を発信(2011年2月～) -スマートフォン版ウェブページ作成(2012年9月～) -動画サイトを追加し具体的な館内施設利用の情報を発信(2013年1月) -SEO対策を実施(2014年9月～) -館内施設のバーチャル内覧機能(360度パノラマビュー)追加(2017年9月～) ・無線LAN設置(2010年)、増設(2015年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信設備改修工事、メインホール機構制御装置改修工事、ITV設備改修工事、同時通訳・会議システム改修工事(2014年度) ・メインホール音響設備改修工事、照明制御設備改修工事、駐車場管制設備改修工事(2015年度) ・中央監視設備改修工事(2016年度) ・映像設備改修工事、機械警備改修工事(2017年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始における休館日についてニーズに応じて開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -利用頻度の高いプロジェクターの更新(2010年) -ビジネスコーナーの設置(2015年度～) ・オープンカフェ開設(2016年9月～) -高性能のプロジェクター導入(2016・2017年度) -デジタルサイネージの導入(2017年度) -地階スペースに自動販売機や休憩コーナーを設置(2017年9月～) ・広報ツールの刷新・充実 -広報誌の内容を刷新。館内施設情報、催事、イベント情報、周辺観光情報を提供(2013年8月～) ・アクセス情報の発信強化 -JR新福島駅及びJR福島駅に案内板地図広告を掲出(2011年12月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者等への対応を充実 -車いすの貸出台数の拡大(2014年3月～) -ベビーカーの貸出(2014年度～) ・授乳室、礼拝室を設置(2014年度) ・ニーズを踏まえた新たなイベント・企画の実施 -「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪」への参画(2017年度～) -小学生を対象にした「夏休み子供応援企画(館内見学会)」の実施(2018年8月) -万博支援シンポジウムの支援(2020年度) -感染症対策シンポジウムの支援(2020年度)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設	主なサービス向上の取組み				
	ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ配信プランの開発(2020年度) ・無線LANのAPを新機種に入替(103台)(2020年度) ・SNSによる情報発信(2020年度) ・光ネットワーク回線の増設、オンライン予約の開始(2021年度) ・メインホールにスマートトイレの導入(2021年度) ・デジタルサイネージの設置(12台)(2021年度) ・利用申込・承認手続きを完全WEB化(2022年度) ・5G通信設備導入(3カ所)(2022年度) ・自動ドア付トイレ、オストメイト(簡易オストメイトを含む。)を各階に整備(2022年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス吸収式冷温水器改修工事、部屋前表示設備改修工事(2018年度) ・ESCO事業の開始(2019年度) ・映像設備改修工事、消防設備改修工事(2019年度) ・空調設備改修工事(2020年度) ・空調設備改修工事空調自動制御設備改修工事(2021年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設名称板の設置、プロジェクターの購入(2018年度) ・1階案内板改修、ゴミ箱サイン改修(2019年度) ・1階及び地下1階エントランス並びに2階ロビーの整備(2019年度) ・エレベータ内カーペットの張替、抗菌処理等(2020年度) ・50,000lmプロジェクター、移動型ステージの設置(2021年度) ・キャッシュレス決済導入(2021年度) ・OICC・MICEロードウォークナビ(アクセス動画)(2021年度) ・チャットボット導入(2022年度) ・大阪土産の販売(2022年度) ・水上観光の送客事業開始(2022年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期及び月曜日の料金割引制度の導入(2019年度) ・ドアの自動化、ディスプレイの設置等の感染症対策の実施(2020年度-) ・大阪府・大阪市と津波避難ビル協定の締結(2021年度) ・自衛隊大阪大規模接種センターの設置(2021年度) ・天満警察署と災害時におけるヘリポート使用協定(2021年度) ・中之島駅にぎわい創出(2021年度) ・会議室、トイレ等に抗菌・抗ウイルス溶剤の塗布(2021年度) ・会議室空間除菌装置の設置(46台)(2021年度) ・英語版館内安全ガイド作成(2021年度)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
6	江之子島文化芸術創造センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -ホームページ全面改定(2013年8月、2015年10月、2022年4月) ・無線LAN設置 <ul style="list-style-type: none"> -地下カフェスペースへの無線LAN導入(2013年度～) ・Twitter、Facebookに加え、Instagramを開設(2016年8月～) ・ワークショップ等の参加料についてスマホ決済を導入(2021年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下に誰もが自由に利用できる休憩スペースを配置 ・入口付近に館内の案内図を掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリーを常時開放(2014年10月～) ・府民サービスの向上と施設の適切な管理運営に資することを目的に、多目的ルーム1から4(展示室仕様)の利用可能時間を延長。(※規則改正)(2017年4月～) ◎改正前 午前11時から午後7時 ◎改正後 午前10時から午後8時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -貸室の長期利用ができるよう規定を改正(2013年度～) ・若年層割引、直前割引等を開始(2020年度～) ・全国の文化施設等が発信する文化・芸術に関する情報を1階のインフォメーションコーナーと地下1階のポスターコーナーに掲出(2013年度～) ・専門家によるマンツーマン相談事業を実施(2014年10月～2022年3月)→文化芸術に関する相談を受け付けるワンストップ窓口へ変更(2022年4月～) ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -施設パンフレットをリニューアル(2013年4月、2022年4月) -ニューズレターの発行(2014年4月一年2回発行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・創造的なイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -毎回テーマを変えて年に3回程度マルシェを開催し、これまでアートに触れたことのない人に対して、アートに触れる機会を提供(2015年度～2021年度) -他部局や他事業と連携した出張ワークショップ等を開催(2022年度～) -ミニFM局を開局し、府民の交流・協働機会を創出(2015年11月～2022年3月) -「enocoコレクションキャラバン」府内の小中高等学校を対象に美術コレクションを持参して、展示だけでなく対話型鑑賞イベントを実施。(2016年度～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
7	大型児童館ビッグバン	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -職員ブログ開始(2011年度～) -コンビニエンスストアで入館券を購入できることを周知(2013年1月～) -大阪市キッズプラザとの共同PR(2013年1月～) ・LINEによるクーポン等の配信を開始(2013年9月～) ・多言語リーフレットを配信(2014年度) ・Facebookでの情報配信を開始(2016年度～) ・ホームページのスマートフォン対応化及びSSL化(2019年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の増設(2011年度～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・団体昼食場所として近隣施設ビッグアイのエントランス等の確保(2012年～) ・入館券を1割引で購入できるコンビニエンスストアの拡充(2013年4月～) ・65歳以上の半額割引(2011年度～) ・イベントチラシへの割引券の添付(2013年11月～) ・団体向け割引チケット販売(2014年度～) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭で楽しめるクラフトや折り紙などを来館者に無料配布(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年4月堺市に施設移管

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
8	労働センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアル(2019年～) ・ホームページに音声読み上げソフトを導入(2020年～) ・ホームページに簡易見積りシステムを導入(2020年～) ・ホームページに会議室を360度見渡せる動画(Googleストリートビュー)を導入(2019年～) ・メールでの利用申込みに対応(2019年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室フロアにWi-Fi設備を導入(2019年～) ・本館5階会議室防音化工事(2019年) ・視聴覚室に外気冷房設備を設置(2019年) ・本館10階トイレ改修 ・南館5階、7階、10階トイレ改修 ・南館会議室に有線LANポートを設置(2021年) ・駐車場照明LED化工事(2022年) ・本館7階会議室防音化工事(2022年) ・エル・シアターのインターネット環境をIPoEプランに変更し強化(2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会室の利用時、前後1時間を準備と片付けの時間として無料サービス(2019年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プチ・エル利用者に対しメンバーズカードによるポイント制度を導入(2019年～) ・夜間利用者に対しポイント制度を導入(2019年～) ・共同事業体エル・プロジェクトが「利用日直前の夜間利用予約」、「近隣の自治体・管理組合の予約」「障がい者支援事業所の夜間利用予約」に対し、利用料金の一部を負担(2019年～) ・大阪府の広報担当副知事「もずやん」とエル・おおさかのイメージキャラクター「エルちゃん」を配置したメモ帳を製作(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エル・おおさか」のロゴを制定(2019年～) ・広報紙「エルちゃん☆通信」をカラー化(2019年～) ・車椅子の方用の駐車スペースを障がい者や妊婦の方も利用できるスペースに拡充(2022年～) ・プライバシーマークの取得(申請中)(2022年)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
9	花の文化園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -見頃の花情報、各種イベント情報等を週1回以上の頻度で随時発信(2016年) -イベントホール、研修室等の空き状況をホームページで公開し、メールにて利用申込可能とした(2016年) ・園内に植物検索を行うパソコン閲覧場所を設置(2018年) ・検索できる植物の登録品種を充実(2019年) ・LINEやInstagram、twitter等のSNSを活用した積極的な情報発信(2018年～) ・利用料金支払い時の電子マネー払いを可能に(2021年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場に遊具、ツリーハウスを設置(2010年) ・園内の身障者トイレが設置されている施設を中心に洋式トイレに改修(2013年) ・園路の舗装改修(2017年以降随時) ・もみじ谷改修(2016年) ・球根園改修(2017年) ・ハーブ園の移設(2017年) ・園内各エリアを觀賞しやすいうように改修 <ul style="list-style-type: none"> -ふるさとの花園を設置(2018年) -園内各地にベンチを順次設置(2018年～) -装飾花壇にフォトスポット(フラワードレス)を設置(2019年) -大温室入口看板を新規に設置(2019年) -クリスマス園の整備(2019年) -バラ園周囲にトリスを設置(2019年、2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス到着時刻に合わせ、3月から9月の間は開園時間を10時から9時半に前倒し(2016年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと連携し、園内ガイドを実施(2011年～) ・ニーズを見据えた物販の実施 <ul style="list-style-type: none"> -多肉植物やクリスマスローズ(2010年～) ・駐車場の無料化(2014年～) ・見頃マップの配布(2014～) ・植物を様々な角度から楽しむサークル活動「花の文化園倶楽部」の開始(2017年～) ・道の駅と連携した共通チケットの試験運用(2018年) ・イベント広場の休憩所を売店に改装(2018年) ・ショップ前の一部をイングリッシュガーデン調とし、見本展示エリアとして活用(2020年～) ・センター棟図書室をキッズルームに改修(2021年) ・バラ園の樹名札に詳細情報を添付(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントプランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -フラワーコンサート(2010年～) -イベントホールの活用(押し花等) ・寄せ植え講習会、自然観察会、花摘み園を定期開催(2017年～) ・コスプレイベントを実施し、インターネットでPR(2013年～毎月定期開催) ・高木の剪定による大温室等や芝生広場の日照改善(2018年～) ・花の工房の壁面を改装してボランティア活動を紹介(2019年～) ・エントランス前に寄せ植えを行いフォトスポットを設置(2020年～) ・センター棟ロビーの壁面に木製掲示板を設置し、植物保全活動を紹介(2020年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
10	農業公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -オープンに合わせて公開したHPIについて随時情報を更新(2022年) ・キャッシュレス決済の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドオープン前に屋外トイレを新設(2022年2月) ・車いす等での通行が危険な砂利道について舗装を実施(2023年2月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキューでのコンロやタープの無料レンタル(2022年8月) ・近隣の温泉施設との提携(2022年) 	
11	府民の森	くろんど園地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアル -イベント、生き物さんさくのページから最新情報発信(2022年4月～) ・Instagram、Facebook、Twitter(2022年4月～) ・LINEによる最新情報配信、アンケート実施(2022年7月～) ・キャッシュレス決済の導入(2022年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャワー修理(2021年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日の定休日を廃止(2022年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コースを踏まえた新たなイベント・企画の実施 -公式アウトドアサークル「knots」発足(2022年8月)
12		ほしだ園地	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiの設置予定(2022年度内) ・ホームページリニューアル(2022年4月) ・Instagram、Facebook、Twitter(2022年4月～) ・LINEによる最新情報配信、アンケート実施(2022年7月～) ・キャッシュレス決済の導入(2022年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピトンの小屋の隣:女子トイレを新設(2020年3月) ・ピトンの小屋の隣、やまびこ広場:トイレの洋式化を実施(2021年3月) ・展望台に望遠鏡を設置(2021年9月) ・ピトンの小屋に授乳室を新設予定(2022年度内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日の定休日を廃止(2022年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コースを見据えた物販の実施 -アイスクリーム販売、キッチンカー(2018年8月～) -園地内で採取したハチミツの販売(2022年10月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
13	むろいけ園地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアルイベント、生き物さんさくのページから最新情報発信(2022年4月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日の定休日を廃止(2022年4月) 		
14	なるかわ園地・くさか園地・ぬかた園地・みずのみ園地	<ul style="list-style-type: none"> ・Instagram、Facebook、Twitter(2022年4月～) ・LINEによる最新情報配信、アンケート実施(2022年7月～) ・キャッシュレス決済の導入(2022年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・展望台に望遠鏡を設置(2021年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日の定休日を廃止(2022年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぬかた:あじさい祭りカフェ(2018年8月～) ・なるかわ:らくらくセンターハウスに大型ディスプレイを設置して、季節の情報や園地情報などの映像を配信(2022年7月～) ・ニーズを見据えた物販の実施 ー園地内で採取したハチミツの販売(2022年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・企画の実施 ーなるかわ:つつじ園(5月) ーぬかた:あじさい祭り(6、7月) ーなるかわ:自動音声アプリを使ったスタンプラリーを実施(2022年10、11月)
15	ちはや園地	<ul style="list-style-type: none"> ・Instagram(2020年11月～) ・YouTubeによるリモート天体観測をライブ配信(2021年10月～) 			<ul style="list-style-type: none"> ・案内所でカップ麺等を販売(2018年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・企画の実施 ー春祭り、夏祭りを実施(4月、8月) ー小惑星リュウグワンプラ特別展示(2022年6～9月) ーごろ寝星空観測会、ナイトハイクの実施(2022年7、8月)
16	ほりご園地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアル(2019年11月) ・Instagram(2021年6月～) ・キャッシュレス決済の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊棟の畳・建具等の内装を改修(2022年3月) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 ーもちつき大会(1月)、焚火、石窯料理(2019年1月～) ー冬季の小学生キャンプ(2019年2月～) ・りんくう地区と連携宿泊ツアー(2021年3月)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

主なサービス向上の取組み

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
17	住吉公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イラスト、写真、マップを掲載(2012年4月～) -Facebookを開始(2013年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊技場改修(2015年3月) ・体育館改修(2016年3月) ・トイレ改修(2018年3月・2019年8月) ・園内全外灯LED化(2020年6月～) ・体育館全空調設備改修(2020年12月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとの連携 -高齢者や障がい者の利用をサポートするヒーリングガーデナーの養成講座を開講し、ボランティアグループを育成(2013年6月～) ・広報ツールの刷新・充実 -定期的に公園新聞にイベント情報を掲載(2017年6月～) ・BBQごみ回収の有料化(2020年2月～) ・有料BBQエリア開設(2020年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントプランの企画、実施 (例)自然観察会など、高齢者の興味等に配慮した自然観察会、親子参加型の工作プログラム 住之江公園と連携したフェスタ・マルシェ開催、 花と水の広場で夜の音楽ライブ ・利用者のマナーアップに向けた啓発 -犬の糞用トイレ設置、犬のしつけ教室開催(2006年11月～) ・公園150周年記念事業季刊誌「歴史探訪」発行(2018年12月～) 「記念フォーラム」開催(2022年7月～)
18	府営公園 浜寺公園 (プール舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イラスト、写真、マップを掲載 -デジタル・アーカイブスを開設 公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2012年4月～) ・交通遊園にFreeWi-Fiを設置(2020年1月～) ・浜寺公園ホームページリニューアル(2021年4月) ・浜寺公園内デジタルサイネージ設置(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プールサイド休憩スペースの拡大(2014年7月) ・アーチェリー場改修(2015年3月) ・遊技場改修(2016年3月) ・プール改修(2017年7月～) ・レストハウス解体(2021年4月～2022年2月) ・中央エントランス噴水工事(2021年8月～) ・園内トイレ洋式化(2021年11月～) ・第三駐車場拡張(2022年1月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -定期的な公園新聞の発行、イベント情報の発信(2012年4月～) ・窓口対応の充実強化 -利用者アンケートによりニーズを把握。見所や見頃の花などの情報を職員で共有し、問合せに対応 ・公園パンフレットの多言語化(2014年4月～) ・ラピート等身大模型の設置(2020年10月～) ・自動音声通訳機(ポケット)の設置(2021年11月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントプランの企画、実施 (例)メダリストによる水泳教室、子供の走り方教室、松林散策イベント、子ども汽車フリーパスDay、浜寺ローズカーニバルなど ・利用者のマナーアップに向けた啓発 -遊具等の利用を巡視やホームページで注意喚起 ・駐車場満車状況発信 ・高石市ふるさと納税返礼品登録(2021年7月) ・フィッシングパーク営業(2022年11月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
19	箕面公園 (全般) 府営公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -多言語化 (2016年4月～) ・箕面公園アプリ「まちやまナビ」開設(2019年4月～) -英語・中国語表記追加設定(2020年7月～) ・箕面公園 Instagram開設(2019年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・落石対策 ・トイレ改修 (2016年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間利用の促進 -箕面大滝ライトアップの拡充:照明機器設置。季節ごとに開催可能とする。 (2022年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -タウン情報誌に定期的にイベント情報を掲載 (2013年4月～) ・まちやまカフェ(キッチンカー)昆虫館前に配置 (2020年8月～の土日祝) ・利用者安全対策 -園路自転車走行禁止(許可証制)(2021年4月～) -滝前保安カメラの設置 (2021年3月～) -滝前放送設備の設置 (2022年2月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -自然観察会 -自然・クラフト工作教室 (年3回程度開催) -川床プラス(「ホテル観賞の夕べ」)(6月開催) -寄席(年1回程度開催) -ハイキングイベント(年5回程度開催) -野外音楽ライブ(年4回程度開催) ・健康促進イベントの実施 -滝道週末ウォーキング(毎週土曜日・箕面市と連携) -「まちやまウォーキング」(第1日曜日) -健康体験フェア「健康ピクニック」の開催 (2017年～年一回) ・箕面市観光PR「箕面Pr-Day」(阪急西宮駅)パンフ配布協力(4月・10月)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
21	府営公園 住之江公園 (プール含)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イラスト、写真、マップを掲載 (2012年4月～) -Facebookを開始 (2016年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化した幼児用プールのプールサイドを塗り直し(2012年6月) ・幼児用プールに魚の絵を描画 (2012年6月) ・プールサイドのベンチ上のテントを張り替え、葎簀(よしず)の日陰3箇所程度を設置 (2012年6月) ・テニスコート改修 (2015年3月) (2019年3月) ・受変電設備改修 (2018年3月) (2020年3月) ・橋梁補修 (2018年3月) ・野球場スコアボードLED化改修 (2021年2月) ・トイレ改修 (2022年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料施設の早朝利用(午前7時から独自延長運用) 4月1日～10月31日 (2012年4月～) ・野球場ナイター使用期間の延長 4月1日～9月30日 (2012年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応の充実強化 -苦情・イベントの情報を職員間で共有。問合せ等に対応 (2012年4月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -管理事務所で遊具等を貸出し (2012年4月～) ・ボランティアとの連携 -高齢者や障がい者の利用をサポートするヒーリングガーデナーの養成講座を開講し、ボランティアグループを育成(2013年6月～) ・広報ツールの刷新・充実 -定期的に公園新聞にイベント情報を掲載(2012年4月～) ・有料施設2時間以上利用のオーパスカード保有者に対し1時間分の駐車料金を割引する。(2020年4月～) ・駐車料金を早朝・夜間割引を導入。(2022年4月～) ・駐車料金を1日最大料金を設定。平日800円。土日祝1,600円。 (2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 手作り音楽イベントの定期開催(2011年1月～)、住之江公園野球場で地域とのにぎわいイベントの実施など <ol style="list-style-type: none"> ①森のコンサート ②ミュージックガーデン ③すみのえ♡ハートスタジアム ④星空★シアター ⑤すみすみ公園フェスタ ⑥わんにゃんマルシェ ⑦ハロウィンパーティー <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のマナーアップに向けた啓発-犬の糞用のトイレの設置(2012年4月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設			主なサービス向上の取組み				
			ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
22	府営公園	枚岡公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イラスト、写真、マップを掲載(2012年4月～) -デジタル・アーカイブスを開設。公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2012年4月～) -Facebook、Twitterを開始。桜の開花状況など最新情報を紹介(2014年2月～) -イベント情報の発信(2015年4月～) -情報発信ツール「WEBひら」開設(2021年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊技場改修(2017年3月) ・園路等改修(2019年3月) ・梅林基盤整備(2020年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -園内おすすめ散策マップなど、手軽に森林浴を楽しむためのツールを提供(2013年4月～) -地域情報誌「ひら」を発行、HPにも掲載し、枚岡公園を軸に地域の情報を発信(2014年11月～) ・ニーズを見据えた物販等の実施 <ul style="list-style-type: none"> -事務所受付コーナーで飲料水等販売(2022年5月～) -ハイキング後の足水浴サービス(2022年6月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -広場テーブルで、太陽光パネルを利用した充電スポット設置(2022年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 例)各種自然体験イベント、親子参加型のハイキングなど(2012年4月～)、地域の商店街等と連携した自然体験イベントの実施 -近隣小学校等の課外学習協力(2021年11月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

			主なサービス向上の取組み				
			ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
施設							
23	府営公園	服部緑地(プール含)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -ホームページへのプール関連情報の掲載 -Facebook、Twitterを開始(2014年～) ・Youtubeチャンネル開設(2021年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プール改修(2014年7月) ・野外音楽堂改修(2015年3月) ・テニスコート改修(2016年3月) ・陸上競技場改修(2017年3月) ・遊技場改修(2018年・2021年3月) ・トイレ改修(2019～2022年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設(テニス、陸上競技場個人使用)の午後6時までの貸出(2010年～) ・人工芝サッカー場の午後9時までの貸出(2000年～) ・プール営業、7月20日以降の日曜日及びお盆休みは9時(30分早く)から開場 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -近隣の電鉄駅構内や車内中吊りでのイベント情報の配架・掲載(2012年4月～) -服部緑地パークライフ手帳発行(2012年4月～) ・ニーズを見据えた物販の実施 <ul style="list-style-type: none"> -プール内外の売店で飲食物を販売(2012年7・8月) -利用者サービスの向上と節電クーポンへの協力を兼ねたプール回数券を制作・販売(2012年6～) ・レストハウス利用において、キャッシュレス決済を導入(2021年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -周辺地域の関係企業・団体・公園管理者等が主体となった運営協議会による旬のイベント(5月祭・10月祭)を実施(2013年～) -地域・企業・各団体・ボランティアと連携し、各種イベントを実施(2013年4月～) 例：GREENLOHAS × FESTA、チョコラン、ヘルシージョイフェス、プールサイドにてフランダース(2013年～2015年の毎年7月)、ヨガ(2017年7月)実施 ・新型コロナウイルス感染症防止対策としてホームページに「混雑情報」を掲載(2020年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
24	服部緑地 (都市緑化植 物園) 府 営 公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -ホームページへのプール関連情報の掲載 -Facebook、Twitterを開始(2014年～) ・YouTubeチャンネルを開設。(2021年4月～) ・服部緑地都市緑化植物園公式Instagramを開始(2021年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板を設置(2013年8月) ・温室改修(2016年3月) ・施設設備改修(2018年3月) ・椿山つばき解説看板改修(2019年11月) ・トイレ改修(2020年3月) ・植物園デッキテラス設置(2021年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -チラシ・HPによる開花情報の提供(2012年4月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -年間フリーパスの発行(2013年7月～) -入園料を270円から200円に値下げ(2013年4月～、消費前8%変更により2014年4月～210円、消費税10%変更により2019年10月～220円) ・収蔵・展示資料の充実強化 -温室内において珍しい観葉植物や食虫植物展示のさらなる充実。(2017年2月～) -観葉植物の立体展示(2018年4月～) -椿山において花の観察改善に向け前列を低くする立体的剪定の実施(2018年4月～) -温室内において休憩施設や写真スポット施設の充実(2020年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや開花情報など情報誌への積極的な提供。 ・ラジオ番組において毎週、公園における旬の情報提供や月一回の生出演にて植物相談など実施。(2014年8月～) ・植物園建物内の倉庫等を入園者における展示・発表の場となる「みどりのギャラリー」として開放するとともに、おむつ替えや授乳室となるベビースタジオとして充実。(2014年4月～) ・地元自治会や学校・団体などの学習会や研修会の場として第1スタジオを「みどりのサロン」として活用。(2014年4月～) ・豊中市立岡町図書館と連携した移動図書館「みどりのライブラリー」を実施。(2018年～) ・第1スタジオ未使用時において休憩施設としてマットの貸し出しなど充実(2020年5月～) ・入口前広場にて臨時駐輪場を増設(2020年5月～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設			主なサービス向上の取組み				
			ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
25	府営公園	二色の浜公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -イラストや美しい花や風景の写真を掲載(2012年4月～) ・来園者対応に自動翻訳機を導入(2019年～) ・イルミネーション、クリスマスイベント等のWEB配信、SNS映えスポット設置、親子ふれあいスポーツ教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備改修(2016年3月) ・照明設備改修(2020年9月) ・トイレ、テニスコート改修(2021年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料BBQ施設の運営時間を1時間延長 ～16:30 → ～17:30(2018年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コースを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -宿根草や葉物を取り混ぜてデザインし、一年草で季節感を選出(2012年4月～) ・野外炉利用において、キャッシュレス決済を導入(2018年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のマナーアップに向けた啓発 <ul style="list-style-type: none"> -「犬の放し飼い」を巡視やホームページで注意喚起(2012年4月～) -さくら猫対策としてのTNRの実施(2018年～) ・コースを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
26	長野公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化(2010年4月～) －ホームページ内公園図鑑の新規拡張(2013年4月～) －Facebookを開始(2012年4月～) －YouTubeチャンネルを開設(2019年4月～) －Instagramを開始(2020年1月～) －夜桜ライトアップ YouTubeライブ配信(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板改修(2017年3月) ・展望台、キャンプ場ベンチ、四阿等塗装工事(2021年度中) ・キャンプ場テーブル、ベンチ、ウッドデッキ各修繕(2022年7月～10月) ・休憩室照明LED化(2022年10月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 －貸出自転車を実施(2009年4月～) －繁忙期のトイレ等の施設管理の充実 ・広報ツールの刷新・充実 －長野公園新聞の発行(2009年4月～) ・ベビーカーお預かりサービスの開始(2022年8月～) ・障がい者移送サービスの開始((2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 －花見イベントや夜桜ライトアップ(2013年4月～) －駅前子供教室など(2012年4月～) －自然観察会の充実や公園観察ガイドの設置(2013年4月～) －石川流域の自然環境保全に関わる団体との連携イベント(観察会&ワークショップ)開催(2013年9月～以降毎年10月) －各種地域活動団体との連携(2022年4月～)
27	府営公園 久宝寺緑地(プール舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 －Twitterを開始(2013年5月～) －Facebookを開始(プール)(2012年7月～) －Instagramを開始(2021年8月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プール日よけ施設の増設(2012年6月～) ・放送設備 ・スポーツハウス設備改修(2015年3月) ・野球場スタンド改修(2016年3月) ・野球場フェンス改修(2017年3月) ・遊技場改修 ・プール防水改修(2018年3月) ・テニスコート改修(2019年3月) ・園路広場改修(2020年3月) ・東地区整備工事(2020年8月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 －久宝寺緑地新聞を発行しイベントを周知(2012年4月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 －バリアフリープールにおける遊泳用車椅子の無料貸出及び監視員による遊泳補助(2013年7月・8月～) ・ニーズを見据えた物販の実施 －プールでの水鉄砲の販売 ・ランニングステーションの設置(2015年4月) ・ローソンオープン(2018年3月～) ・有料BBQエリアの設置(2018年4月) ・プールにてフィッシングランド開設(2022年11月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 －各種の季節イベントや定期的なスポーツ教室の開催、植物講習会など(2013年5月～) －きらきらナイト開催(2013年12月～) －久宝寺こうえんマルシェで地域と公園の賑わい創出(2016年3月～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
28	大泉緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -デジタル・アーカイブスを開設。公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2013年4月～) -アクセス情報の充実(2013年4月～) ・ふれあいの庭への案内システムとして「ココシル」を運用(2019年2月～) ・SNSによる情報発信 <ul style="list-style-type: none"> -Twitterの運用(2014年4月～) -Facebookの運用(2013年4月～) -Instagramの運用(2018年2月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯場改修 ストックヤード改修(2015年3月) ・遊戯場改修(2016年3月) ・サイクルどろんこ広場観覧席改修(2019年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝利用、タイム7によるスポーツ施設等の利用時間の拡大(過年度より実施) ・タイム6によるスポーツ施設等の利用時間の拡大(2019年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -定期的な大泉だよりの発行や新聞への折込みなど、イベント情報の発信(2009年4月～) ・OPAS施設利用者に対する平日の駐車場料金割引(2014年4月～) ・有料BBQエリアの設置(2018年4月～) ・野外炉利用において、キャッシュレス決済を導入(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -「百年の森づくり」をテーマにした間伐体験や自然観察会(2013年4月～)、スポーツ教室(2013年8月～) -健康プログラム教室を実施(2014年8月～) -ボランティアとの協働によるイベント開催(2016年3月～)
29	山田池公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -ユニバーサルデザインを取り入れHPを刷新(2014年9月～) -Facebook開始(2014年3月～) -Instagram開始(2021年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修(2015年3月) ・水生花園改修(2019年3月) ・園路改修(2020年3月) ・北入口広場改修(2021年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・花しょうぶ園において、開花最盛期のライトアップ実施期間中は、夜間まで開園時間を延長。(2012年6月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -あそびばマップ、見ごろの花木やイベント、農業体験等の園内情報をHPや掲示板などで提供(通年) ・ニーズを見据えた物販の実施 <ul style="list-style-type: none"> -土・日・祝日やイベント時に売店の営業を実施(随時) ・有料BBQエリアの設置(2018年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -山田池公園フェスティバル(2008年10月～) -スロージョキングイベントの開催(2013年11月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
30	寝屋川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -デジタル・アーカイブを開設。公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2012年4月～) -Facebook、Twitter開始(2014年8月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1野球場スコアボード改修(2019年3月) ・自由広場整備(2020年3月) ・トイレ改修(2021年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -寝屋川公園だよりを発行し、イベントの周知(2013年4月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -初心者と経験者をコース分けしたテニススクールを開催(2014年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -寝屋川公園フェスティバルの開催(2009年11月) -星空観察会の開催(2014年8月) -青空体操・健康教育の開催(2022年4月)
31	錦織公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -ホームページ、Twitter、公園新聞などによりイベント情報を発信(2012年4月～) -園内の花の見頃を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修(2015年3月) ・放送設備改修(2016年3月) ・遊技場改修(2018年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -イベント情報のミニコミ誌への掲載(2013年4月～) ・休憩スポットづくり -里山の中でリラックスし、くつろいでいただけるベンチ等のスペースの提供(2017年4月～) ・電動アシスト付自転車の貸出(2022年4月～) ・平日駐車場料金の無料化(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -春秋の大規模イベントの開催(2012年～) -里山づくり体験の開催(2012年～) -ケータリングカーサービスの実施(2018年10月～)
32	蜻蛉池公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -デジタル・アーカイブを開設して公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2012年4月～) -Facebook、Twitter開始 -花の見頃、イベント情報掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯場改修 ・駐車場改修(2015年3月) ・出入口改修(2016年3月) ・照明放送設備改修(2017年3月) ・出入口改修(2018年3月) ・水辺の広場開設(2019・2020・2021年) ・トイレ、園路改修(2020年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -イベント情報を地元ケーブルテレビHPで提供(2013年5月～) ・駐車料金季節割引及び早朝割引実施(2014年4月～) ・イベントポスターを100駅に配架(2015年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -春と秋の「ローズフェア」、「あじさいフェア」、(2013年5月～) ・有料BBQエリアの運営(2018年11月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
33	深北緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -Twitter、ブログ開始 (2012年4月～) -アクセス情報の充実 (2013年4月～) -Facebook開始 (2015年3月～) -ホームページをリニューアルし駐車場の混雑予想等を発信 (2022年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・とりで広場改修 (2019年3月) ・トイレ改修 (2020年3月) ・トイレ改修 (2021年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -「駅からマップ」の作成と最寄JR2駅での設置 (2014年3月～) -3ヶ月ごとのイベントガイドを配布 (2012年4月～) -駐車場平日料金の2割引 (2022年4月～) -ふかきたアクティブパークセンターの運営 (2022年9月～) -キッチンカーの常設営業 (2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -音楽祭やスポーツ塾、自然体験プログラム (2013年8月～) ・新規来園者の創出 <ul style="list-style-type: none"> -ストライダー大会 (2017年12月～) -BBQセットのレンタル (2018年8月～) -夏期のミストシャワースポットの設置 (2022年7月～)
34	府営公園 石川河川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -Twitter、Facebook開始 (2014年4月～) ・パークゴルフ場の休業情報をメールアドレス登録者へ送付するサービスを実施 (2014年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口改修 (2016年3月) ・遊戯場改修 (2019年3月) ・遊戯場改修 (2020年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・GWなど繁忙期の駐車場開門時間を30分前倒し (2018年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -石川河川公園新聞(石川ぐるっとかわらばん)による公園及び石川流域施設のイベント周知 (2013年4月～) ・有料レンタサイクル (2019年3月～) ・有料駐車場利用者へのパークゴルフ場1ラウンド1名無料サービス (2013年4月～) ・お正月の凧無料貸出 (2017年及び2018年1月) ・パークゴルフフリー制度の導入 (2019年4月～) ・春秋の行楽シーズンにキッチンカーの導入 (2019年9月～不定期) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -自然観察や自然講習会、ウォーキング (2013年4月～) -小さな子どもから高齢者、障がい者などの川に近づけない方にも生きものを楽しんでもらう水族館イベント(毎年7・8月) -自然保全活動の開催 (2015年4月～) -パークゴルフ団体利用の開始 (2020年6月) -小学生対象自然探検隊の実施(長野公園、ボランティア団体と共催) (2020年4月～) ・大規模持込イベントへの協力(関西シクロクロス、エシカルフェスタ、とんさい) (2019年3月～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設			主なサービス向上の取組み				
			ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
35	府営公園	りんくう公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イベント情報の充実 -Facebook開始(2014年5月～) -ユニバーサルデザインを取り入れHPを刷新(2014年12月～) -Instagram開始(2019年3月) -公園の細部の画像146枚をHPに掲載(2021年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修(2016年3月) ・照明設備改修(2020年1月) ・連絡通路開設(2020年8月) ・北側通路開設(2021年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -イベント情報を掲載する掲示板を増設(2012年4月) -チラシを近隣のホテルや観光案内所等に配布(2013年4月～) -PRポスターを作成し、周辺施設に掲示(2021年9月～) ・各施設の貸出サービス -更衣室の貸出(2018年4月～) -総合休憩所の貸出(2020年8月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色を活かした新たなイベントの企画、実施 -りんくうPARKフェスタ(2015年3月) -ケーティングカーサービスの実施(2018年5月～) -内海生き物観察会を実施(2018年8月～) -りんくうタウン観光地としてお土産販売(2020年12月～)
36		せんなん里海公園	<ul style="list-style-type: none"> ・潮騒ビバレー無料休憩所及びしおさい楽習館に「Wi-Fi」スポットの設置(2018年4月～) ・ライブカメラ設置による「さとうみ磯浜」のリアルタイム映像の配信(2018年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・落石対策(2016年3月) ・照明設備改修(2020年9月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -多目的トイレなどの位置を案内するバリアフリーマップ作成(2012年7月～) -定期的に里海Newsでイベント情報を発信(2012年4月～) ・ホームページ、Facebook・Twitter、広報誌などで、幅広い情報発信を行い、より多くの方々に公平に情報が伝わるように配慮(2018年4月～) ・潮騒ビバレー内に、休憩所兼授乳室を設置するほか、車椅子、砂浜車椅子の貸出しを実施(2018年4月～) ・障がい者手帳アプリ「ミライオID」をホームページで案内運用を開始(2021年2月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コースを踏まえた新たなイベントプランの企画、実施 -ボランティアとの協働による自然観察会や夏・冬の地域協働型イベントの開催(2013年4月～) -公園特性を活かしたスケルトンヤックレンタル(2018年4月～) ・自然とのふれあい、にぎわいの創出を図るため、夏期に「ムシムシハウス」を設置、カブトムシの生態展示、と観察セットの販売を実施(2019年7月～) ・今後のさとうみ磯浜・しおさい楽習館の管理運営のあり方・具体の取り組みなどをテーマとした、「さとうみ磯浜・しおさい楽習館管理運営協議会」を開催(2019年12月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
37	堺泉北港の緑地		・ベンチを設置(2013年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の口座振替制度を導入(2017年10月) ・利用予約システムを口座振替制度と連動するよう改良(2017年10月) 	・2019年5月泉大津市と協定締結。以降、同市による管理
38	狭山池博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -案内ページ拡充など ホームページ改良、スマートフォン版ウェブページ作成(2020年3月～) -Twitter導入(2020年～) ・Wi-Fiの設置 <ul style="list-style-type: none"> -Osaka Free Wi-Fi 導入(2020年～) ・システム改善 <ul style="list-style-type: none"> -QRコードによる「音声ガイドシステム」へ更新(2021年3月～) 	・ESCO事業により館内照明のLED化、空調熱源の更新(2018年4月サービス開始)	・イベント時に開館時間を延長(2010年4月～)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -2,3月単位の催し物カレンダーを製作、配布(2010年度4月～) ・収蔵・展示資料の充実強化 ・ニーズを見据えた物販の実施 <ul style="list-style-type: none"> -特別展図録の頒布(2010年4月～) ・博物館ボランティアと連携し「多言語リーフレット」を配布(2018年～) ・効果的、効率的な運営 <ul style="list-style-type: none"> -大阪府立狭山池博物館運営審議会の「答申」に基づく博物館事業(企画・展示等)の評価制度の開始(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設特性やニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -多くの団体と連携した「開館20周年記念イベント」の実施(2020年10月～2021年12月) -气象台・大阪狭山市教育委員会と連携した教員研修での「防災講座」の実施(2020年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
39	門真スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・全館フリーWi-Fiを設置(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要照明をLEDに変更(2020年) ・更衣室ロッカーの入替(2022年) ・空調自動制御設備改修工事を実施(2020年) ・非常電話設備改修工事の実施(2022年) ・温水プール用ろ過設備(3基)改修工事の実施(2022年) ・一部トイレの洋式化を実施(2020年) ・サブアリーナのフローリングを改修(2022年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日の開館や開館 時間の延長をニーズ に応じて柔軟に実施(2012年4月以降随時 実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の当日最大料金制の導入(2017年7月～) ・クレジットカードやICカード決済が可能な駐車場関連機器に更新(2022年) ・大会議室のカーペットを張替(2022年) ・トレーニングマシンの入替(2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設特性やニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -アイススケート教室などの開催など(2010年～) -障がい児スポーツ教室、親子で活動できるスポーツ教室の開催(2014年8月～) ・リトモス教室の開講(2021年～) ・キッズダンス教室を開講(2022年～)
40	体育会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -全面的にリニューアル。施設の空き室など情報充実(2011年4月～) -意見お問合せページを追加(2012年4月～) -Facebookを開始(2013年4月～) ・Instagram開設(2021年～) ・正面ピロティのOsaka Free Wi-Fi整備(2022年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明のLED化を実施(2015年3月～) -第1競技場、第2競技場、事務室、柔剣道場、ピロティ、外灯等 ・中央監視設備・自動火災報知設備改修工事の実施(2022年3月) ・歩道の掲示板2箇所をサイネージに変更(2022年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日の開館や開館 時間の延長をニーズに応じた柔軟に実施(2011年4月以降随時実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元広報誌を活用した情報発信(2017年～) ・授乳室の設置(2021年～) ・ワーキングスペースの設置(2022年2月～) ・正面ピロティにてキッチンカー出店、ビアガーデン開催(2022年6月～) 	

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
41	臨海スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -全面的にリニューアル。空き室など情報を充実(2011年4月～) -意見お問合せページを追加(2012年4月～) ・SNS(LINE・Twitter)を開始(2021年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備改修工事の実施(2014年) ・耐震改修工事の実施(2015年) ・スケートリンク改修工事の実施(2018年) ・館内照明LED化の実施(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日の開館や開館時間の延長をニーズに応じて柔軟に実施(2011年4月以降随時実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種割引制度の導入(2011年4月以降随時実施) ・キャッシュレス対応レジ、券売機の導入(2021年) 	LPG仕様の整氷車導入(2021年4月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
42 43	近つ飛鳥博物館、 近つ飛鳥風土記の丘	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -風土記の丘の梅・桜開花情報を収集、発信 -動画配信の開始(2020年度～) -Facebookの開始(2019年度～) -LINEの開始(2020年度～) -Instagramの開始(2022年度～) ・無料Wi-Fi整備(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCO事業により館内照明のLED化、空調熱源の更新(2019年4月サービス開始) ・修羅室・特別収蔵庫空調機改修(2022年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -開花情報を収集し、案内看板、JRネット季節情報センターに掲載 -ロビーに百舌鳥・古市古墳群の情報コーナーを設置(2012年度～) ・ニーズを見据えた物販の実施 -近つ飛鳥博物館限定 キューピーの開発・発売(2009年度～) -新たなミュージアムグッズの作成・販売(2013年3月～) ・多言語解説整備(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -出前授業(52件、2,985人)、校外学習の実施(18校、1,197人)(2021年度) -りそな銀行本店において講演会を開催(2012年度～) -こども一日館長の実施(2012年度～) -土曜講座の開催(2013年5月～)
44	弥生文化博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -Facebookの開始(2016年度～) -Instagramの開始(2018年度～) -動画配信の開始(2010年度～) -クイズコンテンツの追加(2020年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁、空調機器をはじめとする施設・設備等の大規模な改修工事(2022年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -展示解説シートの充実化を実施(2009年度～) -マンガ解説シート発行(2013年度～) -ミュージアムカードの発行(2017年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -池上曾根弥生学習館へ館蔵資料を貸し出し、展示を実施(2009年度～) -小学校の生徒・保護者向けに、春・夏・冬の各休み期間中やゴールデンウィーク中に、それぞれ約1週間無料入館にし、日替わりのさまざまなワークショップを実施(2011年度～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
45	少年自然の家	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールに無料Wi-Fiの設置、研修室への有線LANの敷設(2015年度～) ・研修室へ無線LAN敷設 ・研修室への無料wi-fiの設置 ・SNSによる広報配信 ・動画共有サイトの有効活用(2021年3月～) ・オンラインによる打合せの実施(2021年～) ・イベント受付、アンケートのオンライン化(2021年～) ・テレワークの推進(2021年～) ・HP一部改定 ・BBQサイト、テント利用専用ページの作成 ・(予定)WEB広報の強化 ・facebook有料広告等の活用 ・(予定)勤怠管理システム導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーリング用の表示や所内の樹木表示を刷新(2012年9月～) ・体育館LDE化(2016年～) ・野外倉庫給湯機設置(2017年～) ・BBQガーデン新設(2018年3月～) ・アスレチック場設置(2018年2月～) ・オリエンテーションホールLED化(2018年3月～) ・BBQガーデンにアスレチック設置(2018年7月～) ・食堂ホールLED化(2018年9月～) ・カリヨン・玄関ホールLED化(2021年3月～) ・第三浴室改修・独立給湯化(2021年3月～) ・スイングベル修理(2022年4月～) ・アスレチック遊具増設(2022年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金区分の「日帰り」の取り扱いを、10-17時から10-20時に変更(2018年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -企業向け宿泊研修プランを作成し広報(2011年7月～) -手洗い場に除菌アルコール及び紙タオルを設置(2011年4月～) ・ボランティアとの連携 -大学生主体の専属ボランティアリーダーを新たに組織し、プログラム支援(2012年5月～) ・オリジナル毛布の設置(2019.2021年) ・利用者の要望によりプログラム指導員を派遣 ・ツリーイングフィールド整備 ・テントサイト増設・整備(2021年～) ・宿泊パック(テント、宿泊棟泊)推進 ・テント泊レンタル用品の強化(2021年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -近隣施設と連携し、オープンデーにあわせて「奥貝塚ゆったりウォーク」を実行委員会方式で実施(2008年より毎年11月に実施) -コスプレの森(2014年より毎年6回程度実施) -森の中で読み聞かせ(2016年より毎年11月に実施) ・施設内外へ防犯カメラの設置(2018年～) ・軽自動車導入(2019年4月～) ・軽トラック導入(2020年10月～) ・ワーケーションプラン案内(2021年～) ・女子ソロキャン実施(2021年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
46	中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -蔵書検索システムとSNSとの連携、Twitter 開始(2014年1月～) -児童文学館所蔵の街頭紙芝居のデジタル化、HP公開(2014年5月～) -子どもの読書活動推進のページ、やさしいにほんごのページを掲載(2015年3月～) -当館所蔵資料のデジタル画像・統計等をCCBYライセンスによりオープンデータ化(2017年3月～) ・システム改善 <ul style="list-style-type: none"> -電子資料検索システム「おおさかeコレクション」公開(2014年1月～) -国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の登録(2014年1月～) -オンラインデータベースの拡充(2014年4月～) ・オンラインによる視覚障がい者向け対面朗読の開始(2020年5月～) ・Youtube公式チャンネルを開設(2018年12月～) ・YA世代向けインスタグラムの開設(2021年4月～) <ul style="list-style-type: none"> -利用者用無線LANサービスの認証方法の改善(2018年1月～) -「日本十進分類法」第10版による分類情報の提供開始(2018年1月～) -府内市町村図書館との情報共有ツールの試行開始(2020年7月～、本格実施2021年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書カフェをオープン(2015年4月～) ・大阪府内産木材利用促進モデル整備等事業により読書カフェ及び展示コーナーの木質化を図り、木の温もりを感じる憩いの場を提供(2022年2月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -児童文学館資料の閲覧予約サービス開始(2010年5月～) -個人貸出点数を12点に変更(2014年10月～) -国際児童文学館「特別研究者」「専門協力員」制度試行開始(2015年4月～、本格実施2016年4月～) -カラー複写サービスの拡大(2016年1月～) -予約資料の着払いによる郵送貸出開始(2020年5月～) ・他機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> -府内図書館への貸出対象資料の拡充(2013年6月～) -書庫出納案内システム導入(2014年4月～) -中央図書館所蔵雑誌の府内市町村図書館への協力貸出試行開始(2018年7月～、本格実施2019年7月～) -中央図書館所蔵雑誌の中之島図書館への貸出開始(2019年2月～) -府立図書館で借りた資料を市町村図書館で返却する「遠隔地返却」の試行開始(府内7市町村)(2019年3月～、本格(府内10市町村)2020年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -利用者向け情報検索講座 ・施設管理業務等指定管理制度を導入(2015年4月～) ・コロナウイルス感染症対策の対応(貸出期限延長、貸出可能冊数の増加、間隔確保のための座席の撤去、施設面での対応等)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
47	中之島図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -蔵書検索システムとSNSとの連携、Twitter開始(2014年1月～) ・メールマガジン配信(2005年9月～) ・YouTube公式チャンネルを開設(2018年12月～) ・システム改善 <ul style="list-style-type: none"> -電子資料検索システム「おおさかeコレクション」公開(2014年1月～) -国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の登録(2014年1月～) -オンラインデータベースの拡充(2014年4月～) -「おおさかポータル」提供開始(2019年1月～) -「おおさかポータル」APIを公開(2019年4月～) -利用者用無線LANサービスの認証方法の改善(2018年1月～) -「日本十進分類法」第10版による分類情報の提供開始(2018年1月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本館(国指定重要文化財)、左右翼棟の耐震補強工事(2014年12月竣工) ・正面玄関からのフリー入退館が可能となるようBDSの導入(2014年度) ・快適で心地よく使用できるようにトイレを改修(2015年度) ・館内カフェを開設(2016年4月～) ・書庫棟他の耐震改修工事(2021年～2025年1月予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフ複写受付時間延長(2020年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -予約資料の着払いによる郵送貸出開始(2020年5月～) -FAXによるレファレンス・複写申込受付開始(2022年4月～) ・他機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> -中央図書館所蔵雑誌の中之島図書館への貸出開始(2019年2月～) -中之島図書館所蔵雑誌の中央図書館への貸出開始(2020年3月～) -府立図書館で借りた資料を市町村図書館で返却する「遠隔地返却」の試行開始(府内7市町村)(2019年3月～。本格(府内10市町村)2020年4月～) ・ビジネス関係機関と連携をして展示やセミナー等を実施2013年6月～) ・古典籍資料(芝居番付)のデジタル化、大学研究機関ポータルサイトへの公開(2016年12月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -利用者向け情報検索講座 -定期的な書庫ツアーの実施(2013年5月～) ・指定管理者制度の導入第1期2016.4～2021.3第2期2021.4～2026.3 ・コロナウイルス感染症対策の対応(貸出期限延長、貸出可能冊数の増加、間隔確保のための座席の撤去、施設面での対応等)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
48	津波・高潮ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -多言語対応ホームページを開設【日本語、英語、中国語、韓国語】(2017年3月～) -2018年台風第21号時の記録や水門試運転のようすなどをYouTubeへ動画投稿(2018年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内展示物を一部リニューアル -津波災害体感シアター(ダイナキューブ)のリニューアル(2014年3月) -2018年台風第21号の記録映像の展示(2018年10月～) -津波災害体感シアター(ダイナキューブ)の一部映像更新(2022年3月) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -東日本大震災追悼イベント「ぼう祭の集い」を年1回実施(2012年3月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
49	大阪国際平和センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページをより見やすく改善(随時) ・イベント情報等のSNS(Facebook、Twitter)発信(2020年度～) ・館内Wi-Fi設置(2020年度～) ・大阪空襲死没者名簿検索システムの導入(2021年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内トイレ、照明設備のLED化等の改修(2018年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日の見直しで開館日数を年5日程度増加(2020年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示解説の英語表記追加(2019年3月) ・ミュージアムショップのリニューアルとグッズの充実(2020年7月) ・館内スロープに空襲体験画増設(2020年10月) ・展示ガイドンスアプリの導入(2021年7月) ・刻の庭銘板追加(2021年9月) ・新作アニメ(どうぶつたちのねがい)の上映開始(2022年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内図書の整理(2019年9月～) ・講堂、会議室を自治体等の平和、人権研修に開放(2020年度～) ・会議室研修用プロジェクター設置(2020年4月) ・寄贈折鶴掲示台の設置及び増設(2020年度～)
50	日本民家集落博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -行事案内の充実(2012年8月～) ・フェイスブックの充実(2018年11月～) ・ユーチューブでの展示民家解説動画発信(2021年11月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・摂津能勢民家・大和十津川民家・南部曲屋・越前敦賀民家・小豆島農村歌舞伎舞台の保存修理工事・耐震補強工事(2018年度) ・事務所棟の設置(2018年度) ・奄美高倉の保存修理工事(2020年度) ・信濃秋山民家の保存修理工事(2020・2021年度) ・トイレ設備の改修工事(2021年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「朗読とチェロの夕べ」の夜間開館(17-19時)(2013～2018年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -敬老の日:65歳以上半額(2013年～) -わくわくワークまつり:一般半額、高校生以下無料(2013年～) -月額定額で入館できるサブスクリプションの「ソノリゴ」に参加(2021年12月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -地域の文化サークル等との共催による市民展示(2013年～) -民家解説見学会(2018年～) -和の装い体験(2019年) -紙芝居・竹細工づくり体験・(2020年～) -民家保存修理工事見学会(2021年) -スタッフと巡る写真映えスポット(2021年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
51	万博記念公園	<ul style="list-style-type: none"> ・自然文化園及び日本庭園内に、無料公衆無線LANサービス「Osaka Free Wi-Fi」を2018年より順次導入し、現在園内に40基のアクセスポイントを設置 ・「太陽の塔」入館予約時にクレジットカード決済を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの美装化、ベビーシートの設置等を段階的に実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・年未年始における自然文化園、日本庭園及び駐車場の臨時開園(場)(2016年度～) ①自然文化園及び日本庭園(総合案内所含む。) 【2016年度】 2016年12月29日から2017年1月1日まで臨時開園 【2017年度】 2017年12月28日から2018年1月1日、及び2018年1月3日を臨時開園 【2018年度】 2018年12月28日から2019年1月1日まで臨時開園 ②駐車場 ・①の臨時開園に伴い、一部駐車場を臨時開場 ・休園日(水曜日)の中央駐車場運営団体バス事前予約制開始に伴い中央駐車場を無休とした(2016年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントの平日開催日を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・コースを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -自然観察会・学習会の実施 -季節ごとの花のイベント開催 -夜間ライトアップなど

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
52	泉佐野丘陵緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -Facebook開始(2011年5月～) -イベント情報の充実(2014年8月～) -Instagram開始(2021年11月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・落石対策(2019年3月) ・落石対策(2020年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> -府民にイベントの企画・実施を行ってもらう「えんづくりプログラム」、公園の景観づくりを行ってもらう「郷の棚田プログラム」の実施・充実(2015年7月～) -観光ボランティアによるウォーキングコース地点の一つとして指定(2016年3月～) -泉佐野青年会議所との連携イベント実施(2021年10月) ・広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> -周辺市町広報紙へのイベント掲載(2018年2月～) -英語版案内パンフレットの試作及び外国人モニターツアーの実施(2018年2月) -10周年記念誌「つくり続ける泉佐野丘陵緑地のあゆみ」の作成(2021年2月) -泉佐野シティプロモーション推進協議会のパンフレットへの掲載(2021年9月) ・園内ガイドの実施(2014年9月～) ・パークセンターの掲示の充実 <ul style="list-style-type: none"> -竹製楽器の展示(2017年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -パークレンジャー養成講座の開催(2015年9月～)など -公園ボランティアによるイベントの充実(夏休みの自由研究に利用できるキアゲハの飼育(2017年8月)等)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>①府内市町村間の広域連携等への支援</p> <p>市町村が身近なサービスを提供する総合的に担うため、基礎自治機能の充実・強化を図る。</p>	<p>①市町村が、地域の実情に応じて自らの責任と判断で、住民に身近なサービスを提供することが、基礎自治機能の充実・強化につながる。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理特例制度を活用し、2010年度から、全市町村(政令市を除く)に対する特例市の権限及び国の一次勧告事務を中心とした「特例市並みの権限移譲」を推進。 ・事務の共同処理制度等を活用し、市町村間の広域連携を推進。 ・2017年度に「基礎自治機能の維持・充実に関する研究会」を立ち上げ、住民サービスの維持・充実に必要な方策について、市町村と共同で研究。 ・2020年度に全10町村と「町村の将来のあり方に関する勉強会」を立ち上げ、将来課題が町村の財政に与える影響を分析し、必要な取組みを検討するため中長期財政シミュレーションを共同作成。 ・市町村へのサポート機能を強化するため、2022年4月に市町村局を設置。市町村とともに将来課題の見える化に取り組むとともに、さらなる行財政改革や広域連携を提案。 	<p>①基礎自治体の充実・強化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> -権限移譲の実施状況 ・781条項(2009年度)【全国15位】 ↓ 2,284条項(2022年度)【全国1位】※2012年度～現在 ・府から提案した事務の約9割が市町村に移譲された。 -中核市移行の実現 ・2012年以降、新たに5市(豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市)が中核市に移行 →府内の中核市数は計7市と【全国トップ】に -市町村における権限移譲の受皿として【全国初】の機関等(内部組織)の共同設置や教職員人事協議会の設置が実現 →機関等の共同設置 2011年10月～ 現在府内4地域に設置 →教職員人事権を移譲 2012年4月～ 豊能地域

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
			<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村事務での広域連携の拡大 ・自治体クラウドの推進 2015年7月～ 府内市町村と検討会を設置 2018年7月時点で、2グループが府主導により実現 <p>※2021年9月にシステム標準化法が施行されたことにより、ガバメントクラウド活用に向けた支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム共同化支援 府と府内市町村で構成するGovTech大阪を中心にシステム共同調達を実施 <p>【導入実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○チャットツール(2021年5月～) ⇒現在32団体 ○電子申請システム(2021年6月～) ⇒現在26団体 ○文書管理・電子決裁システム(2023年1月～) ⇒現在3団体

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>② 府と府内市町村のパートナーシップ強化</p> <p>府と府内市町村が、共通する課題の解決に向けた取組を推進する必要がある</p>	<p>② 市町村とのパートナーシップを強化し、府と市町村の双方に効果があり、スケールメリットを活かせる連携を進める</p>	<p>② 市町村との連携に向けたコーディネートや、技術的なサポートやスケールメリットを活かした行政運営面で支援</p>	<p>② スケールメリットを活かし、次の分野で連携が進展</p> <ul style="list-style-type: none"> —大阪府域地方税徴収機構の設置【2015年4月～】 →発足時27市町が参加。その後順次拡大 2018年度：34市町 2022年度：37市町村 →2017年度までの3年間で、累計93.5億円の滞納債権を引受け43.5億円を徴収 →2018年度から2021年度までの4年間で、累計91.7億円の滞納債権を引受け48.6億円を徴収 —「地域維持管理連携プラットフォーム」の設置【2014年11月～】 →延べ33市町村の橋梁点検業務の一括発注など実施

基礎自治機能の充実・強化に向けた主な取組内容

市町村局設置

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度

市町村の将来課題とその対応策に関する**基本的な**検討・研究

課題・対応策に関する**具体的な**検討

市町村職員への意識啓発

首長・議会との議論・意見交換

基礎自治機能の維持・
充実に関する研究会
(市町村と共同実施)

「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究」

対応策として

- ・「広域連携に関する研究」
- ・「合併に関する研究」
- ・「市町村単独の取組に関する研究」
【組織力強化】【行革】【公民連携】

民間講師による講演会
「人口2〜3激減時代の到来と
「新」成長戦略」
【南河内地域】

町村の将来のあり方に
関する勉強会【10町村】

「中長期
財政シ
ミュレー
ション」の
共同作成
【8団体
公表】

「首長・町村議会との
意見交換会」の実施
※「財シミュ」の結果等を
踏まえ、今後のあり方等
を議論

具体的な行政
課題の対応方
策等について、
町村と共同で
検討開始

「中長期財政シミュレーション」
の更新

市町村職員等への「出前講義」
【26団体】

「中長期財政シミュレーション」
作成等を市へ働きかけ

さらなる
広域連携
の推進

コーディネート(地域ブロック会議の主催・地域勉強会への参加)
【消防・文化財調査業務の広域化、物品・再エネの共同調達等】

●市町村支援(市町村の消防の広域化)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>■市町村消防の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する <p>■市町村の消防の広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の消防の広域化は、消防体制の整備・確立を旨とし行わなければならない <p>■市町村の消防の広域化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●府内市町村は依然厳しい財政状況 ●今後も消防サービスを提供していくためには行財政基盤の充実強化が不可欠 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の消防の広域化により、 ✓住民サービス向上 ✓人員配備の効率化と充実 ✓消防体制の基盤強化 を図り、消防体制を整備・確立する <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■大阪府が消防広域化を推進する目的・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大阪府における市町村の消防の広域化は消防力の維持強化と行財政基盤の強化で住民サービスの向上を目的として推進 ●広域化の実現に向け、府のリーダーシップの発揮と関係市町村間における総合的な調整等を行う役割が求められている <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">大阪府は市町村の取組みの推進・支援を行う</p>	<p>■推進計画及び都道府県知事の関与等(消防組織法第33条抜粋)</p> <p>都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならない</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■大阪府消防広域化推進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H20年3月 大阪府消防広域化推進計画策定 ●H31年3月 同計画再策定 →市町村や学識者など関係者の合意のもとに以下の方向性を示す <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■小規模消防本部の消防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体制強化が必要な小規模本部の広域化は、具体的に動いている地域を重点地域に指定するなど動きを止めることなく進める </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■当面広域化すべき組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●8ブロックを基本とするが、気運が高まった地域や必要に応じてブロックを超える広域化へも柔軟に対応する </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■市町村の消防の連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防の広域化の実現に時間を要する地域は、指令台の共同運用など消防の連携・協力を要する必要がある </div>	<p>■府知事による消防広域化重点地域の指定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●H26.2 大東市・四條畷市 ●H26.3 富田林市・河南町 ●H26.3 豊中市・能勢町 ●H27.8 箕面市・豊能町 ●H30.12 堺市・高石市・大阪狭山市 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●R4.7 富田林市・河内長野市 柏原市・羽曳野市・藤井寺市 太子町・河南町・千早赤阪村 </div> <p>■大阪府の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域事情を捉えた協議の場の提案・調整 ●協議会設置に向けた積極的かつきめ細やかな支援 ●市町村との勉強会など、地域の気運醸成 ●協議会設置後の協議の場への参加 ●消防広域化に関する情報提供、普及啓発、指導・助言 ●地域の求めに応じた必要な仲介、調整 ●国の支援策の活用等の連絡調整 ●市町村振興補助金による支援 ●先進事例等の調査研究及び情報提供 	<p>■消防の広域化の実績 (*は小規模消防本部)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 泉佐野市、泉南市*、熊取町*、阪南岬組合*による広域化 (H25.4) ② 大東市、四條畷市*による広域化 (H26.4) ③ 富田林市、河南町*による広域化 (H26.10) ④ 豊中市、能勢町*による広域化 (H27.4) ⑤ 箕面市、豊能町*による広域化 (H28.4) ⑥ 堺市、大阪狭山市*による広域化 (R3.4) <small>※同期間の全国の実績は57件</small> <p>これにより、 小規模消防本部は15から6本部へ、 消防本部の総数は33から26本部へ減少</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>さらに、 「<u>富田林市・河内長野市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・太子町・河南町・千早赤阪村</u>」 で広域化を協議中 (R6.4広域化予定) →人口規模で府内4番目の消防本部となる予定</p> </div> <p>■指令台の共同運用の実績</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 豊中市と池田市による共同運用 (H27.4) ② 枚方寝屋川消防組合と交野市による共同運用 (H27.7) ③ 吹田市と摂津市による共同運用 (H28.4) ④ 岸和田市と忠岡町による共同運用 (R3.2) <small>※同期間の全国の実績は46件</small> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>さらに、 「<u>大阪市・松原市</u> 「<u>堺市・和泉市</u> 「<u>豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市</u> 「<u>高槻市・島本町</u>」 の4地域で指令台の共同運用を予定</p> </div>

市町村の消防の広域化（参考情報）

【市町村の消防の広域化に関連した国の動き】

- 平成6年9月
「消防広域化基本計画について（通知）」で広域化を推進
- 平成18年6月
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け
- 平成18年7月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】
- 平成25年4月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設（※）
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。
- 平成29年4月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、消防事務の一部について連携・協力の仕組みを創設
- 平成30年4月【第Ⅲ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（6年延長）
- 令和3年1月
「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について」通知
・各都道府県及び市町村に対し、消防の広域化及び連携・協力の推進につき、一層の検討の加速を要請
- 令和4年3月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（広域化の推進期限と同じ）

小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進

- 小規模消防本部：管轄人口10万人未満の消防本部
- ・推進計画策定時（H20.3）：池田市、貝塚市、摂津市、交野市、阪南岬消防組合、泉大津市、泉南市、大阪狭山市、四條畷市、熊取町、島本町、豊能町、忠岡町、河南町、能勢町（非常備）

- ・計画更新時（R4.7）：貝塚市、摂津市、交野市、泉大津市、島本町、忠岡町

※阪南岬消防組合、泉南市、大阪狭山市、四條畷市、熊取町、豊能町、河南町、能勢町は広域化、池田市は人口増により小規模消防本部から除外

- 大阪府消防広域化推進計画 策定（H20.3）：
 - ・当時33消防本部あった大阪府内を6ブロック※に分けて広域化を推進
 - ※北部ブロック、東部ブロック、南河内ブロック、泉州ブロック、大阪市、堺市
 - その後H23.6の改定で、南河内及び泉州ブロックをそれぞれ2分割したことで、8ブロックとなる

- 消防広域化重点地域：
 - ・消防の広域化の気運が高まっている地域等を都道府県知事が消防広域化重点地域に指定することで当該地域に対して都道府県が積極的に支援を行うとともに、国による財政措置を重点的に受けることが可能となる。

- 大阪府消防広域化推進計画 再策定（H31.3）：
 - ・これまでの市町村による消防の広域化や連携・協力の検討状況を踏まえて消防の広域化の方向性、ブロック割、及び消防広域化重点地域、連携・協力対象地域を示す

【広域化の方向性（H31.3）】



【広域化のブロック割（H31.3）】

北部ブロック	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
東部ブロック	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、東大阪市
南河内北ブロック	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
新南河内ブロック	富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州北ブロック	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、忠岡町
泉州南ブロック	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
大阪市域	大阪市
堺市域	堺市、高石市、大阪狭山市

【消防広域化重点地域（R4.7） 及び 連携・協力対象地域（R4.7）】

消防広域化重点地域	富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村
連携協力対象地域 ①	大阪市、松原市
連携協力対象地域 ②	堺市、和泉市
連携協力対象地域 ③	豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市

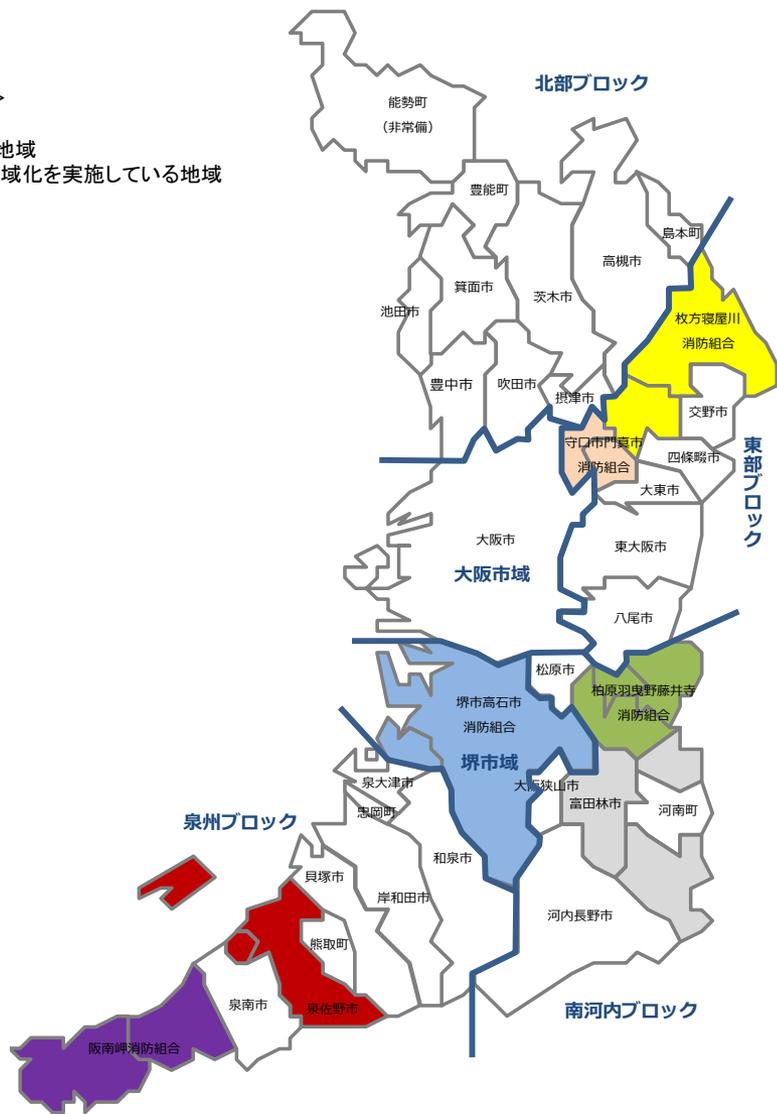
※高槻市と島本町も連携協力の準備を行っており、今後推進計画に掲載する予定

●市町村の消防の広域化の状況

広域化推進計画策定時(H20年3月)

<凡例>

・色付き地域
消防広域化を実施している地域

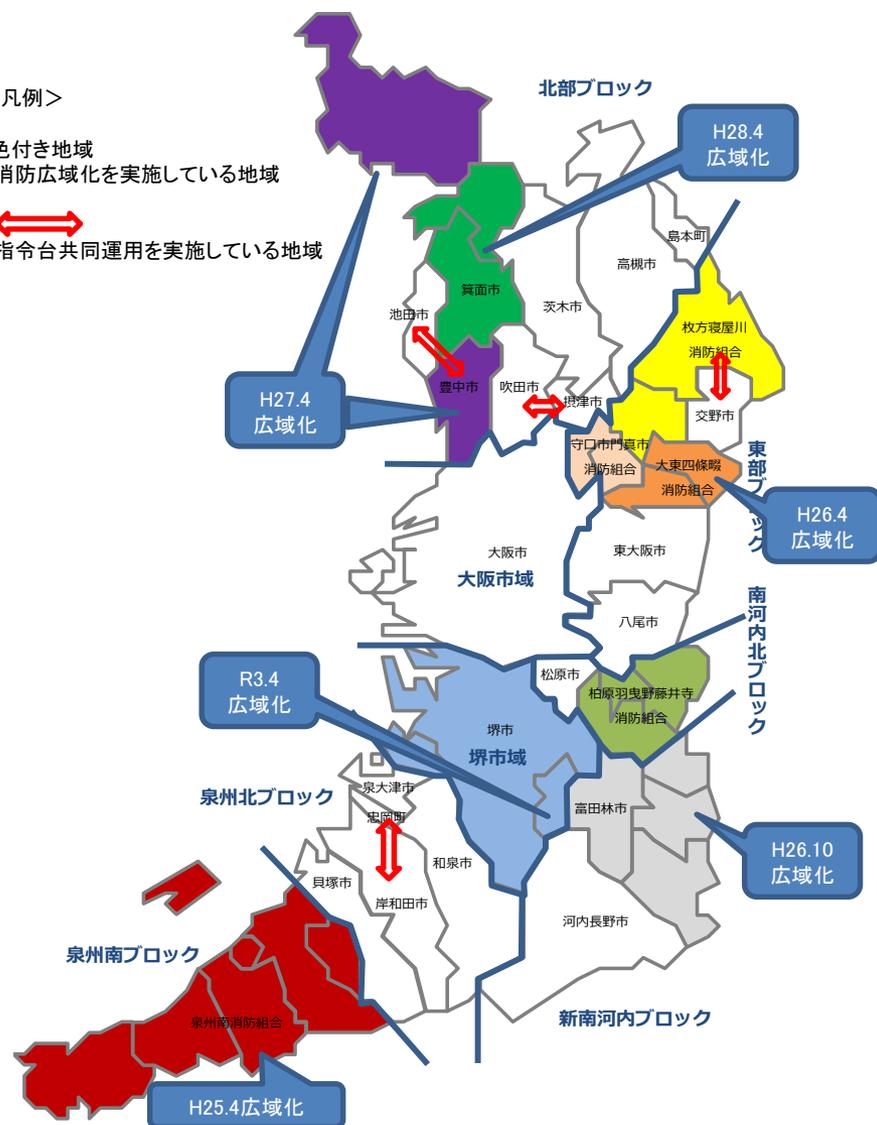


令和4年12月現在

<凡例>

・色付き地域
消防広域化を実施している地域

⇄
指令台共同運用を実施している地域



●市町村支援(水道(ブロック化))

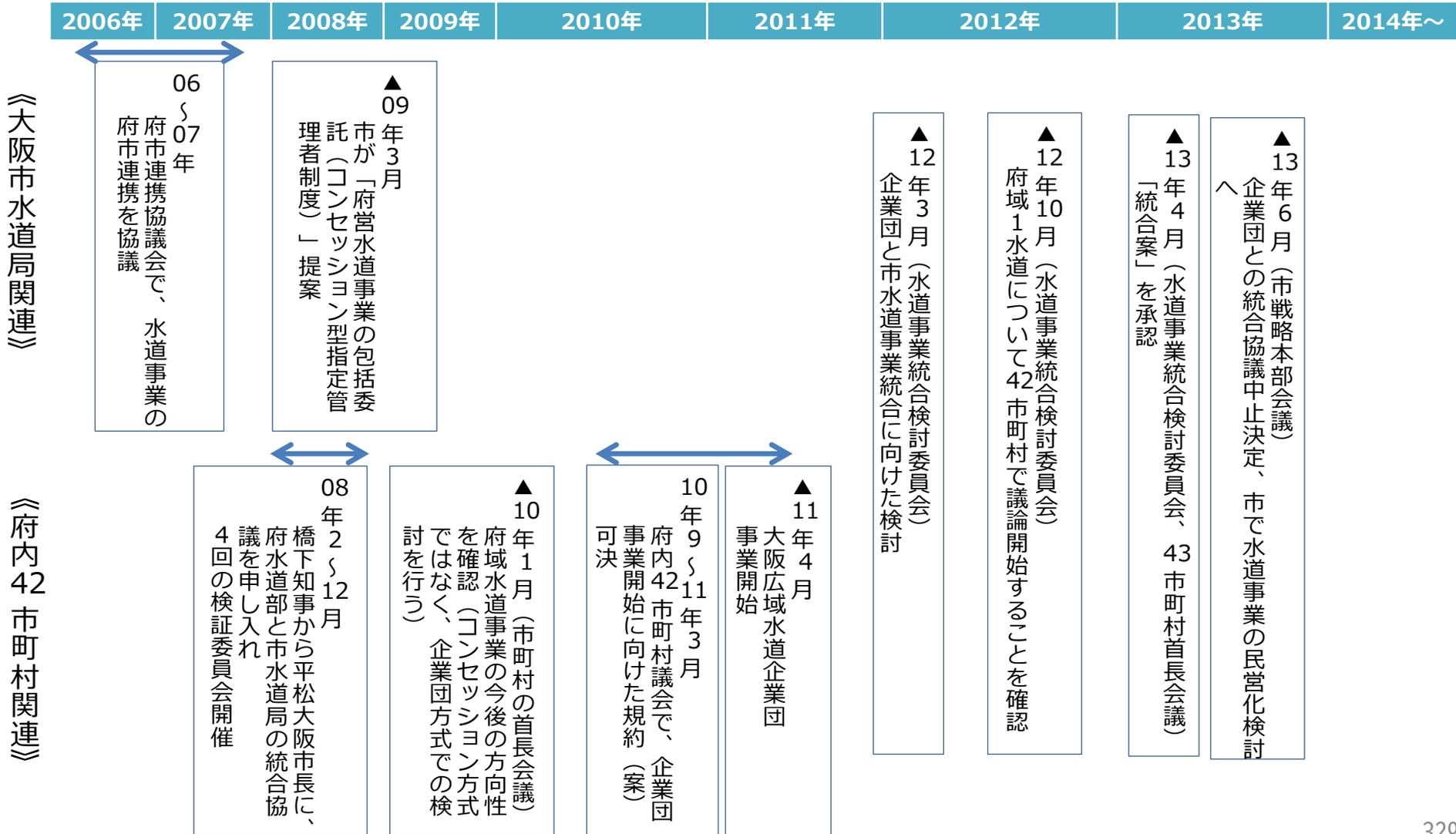
<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>人口減少等の要因により水需要の長期低落傾向が見込まれる中、施設能力と実需要とのかい離が拡大。行政区域を前提とした従来の供給体制のもとでの経営改善努力では限界が見えていた。</p> <p>団塊の世代の退職による技術継承や施設更新に係る財政負担など、厳しい経営課題を抱えていた。</p>	<p>従来の、用水供給事業は府、水道事業は市という体制と、それぞれがダウンサイジング、施設更新を実施するやり方を抜本的に見直し、エンドユーザーの立場で経営改革できる体制を構築。</p> <p>府域一水道を見すえた市町村の広域連携の実現</p>	<p>○大阪広域水道企業団の設立(2010年11月)</p> <p>大阪広域水道企業団と大阪市水道局の経営統合について、43市町村首長会議で承認(2013年4月)されたが、大阪市の議論を経て統合協議をいったん中止(2013年6月)。</p> <p>今後は企業団構成市町村と議論を深め、「府域一水道を目指していく」ことを決定。</p> <p>○「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」の設置(2018年8月)</p> <p>府域一水道に関する府と府内の全水道事業体の共通認識として検討報告書(2020年3月)をとりまとめ、これを「大阪府水道広域化推進プラン」とした。</p>	<p>企業団設立による、市町村水道の連携拡大を図る体制・環境が整いつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域トータルでの水需要を踏まえ、府域一水道を模索する環境の実現 ・市町村の意向、エンドユーザーのニーズが反映されやすい組織体制の実現 <p>(企業団との統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年4月統合 四條畷市・太子町・千早赤阪村 ・2019年4月統合 泉南市・阪南市・豊能町・忠岡町・田尻町・岬町・能勢町(2024年に統合) ・2021年4月統合 藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町 ・2024年4月統合に向けた検討 岸和田市・八尾市・富田林市・和泉市・柏原市・高石市・東大阪市 <p>(あり方協議会での検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域水道の基盤強化のため、「おおさか水道ビジョン」と「大阪府水道広域化推進プラン」に基づく、実施計画である水道基盤強化計画策定に向け検討中。

■ 企業団設立に至る大阪市・関係市町村との協議の経緯

従来から、水道事業の府市連携については協議・検討が行われてきたが、目立った進展はなかった。

橋下府政以降、統合に向けた具体的な検討・協議を開始。大阪市を除く府内42市町村において、企業団を設置し一元的に水道事業を運営する体制が実現。

その後、企業団と、大阪市水道局の統合について再度検討を進め、大筋の合意を得るに至ったが、大阪市会議論を経て統合協議をいったん中止。



●下水道事業の見直し

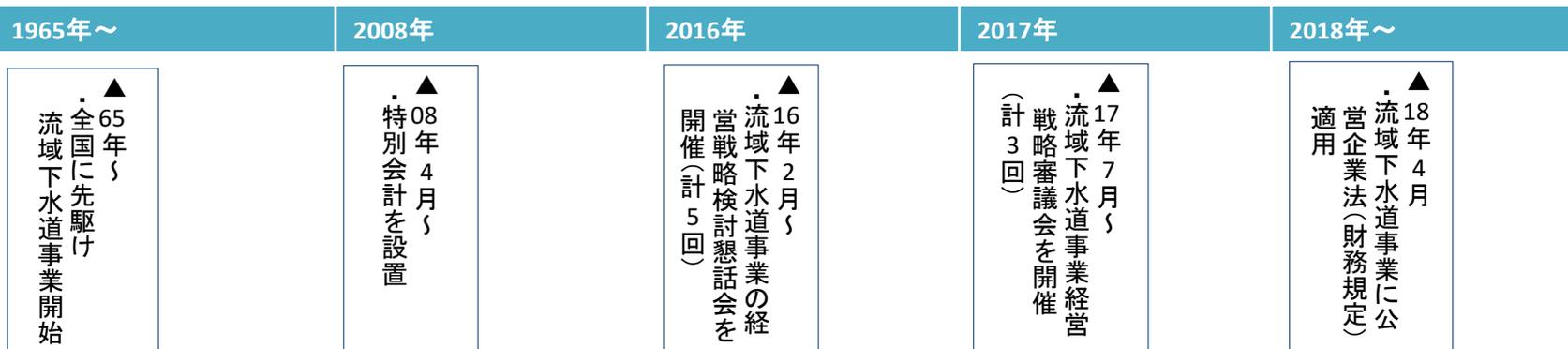
<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>市町村固有の事務である下水道のうち、根幹となる幹線管渠や処理場を整備する流域下水道を府は1965年に全国に先駆け事業開始。</p> <p>下水道の普及に伴い建設から改築時代へ。市町村は人口減少に伴う収入減など、厳しい経営環境に直面していた。</p>	<p>多発する局所的短時間豪雨への対応など強まる府民ニーズや、施設老朽化に伴う維持管理経費の増嵩、人口減少による減収などに対応できる経営体制の構築。</p>	<p>持続的・安定的な下水道サービスを提供するために、資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財務マネジメントの向上に取り組むため、地方公営企業法を適用するとともに、経営戦略を策定することとした。</p>	<p>2018年4月から地方公営企業法(財務規定のみ)を適用し、公営企業会計を導入。</p> <p>また、社会経済情勢の変化や諸課題に対応するため、2018年度からの10力年を対象とする「大阪府流域下水道事業経営戦略」を策定(2018年3月)。</p> <p>策定以降、毎年度進捗管理を実施。また、2023年度には中間見直しを行うべく作業を進めているところ。</p>

●市町村支援(下水道(下水道ビジョン、市町村支援))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・大阪府内の下水道事業は、市町村と協力しながら広域的・効果的に事業展開を進めてきた結果、下水道普及率は96.9%(令和3年度末)に達しており、住民の安全で快適な暮らしを支えている。</p> <p>・一方、多くの府内市町村で下水道施設が概成しているが、今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、施設老朽化に伴う改築更新事業の増大、職員数の減少等により、下水道事業の経営環境はさらに厳しさを増すことが想定される。</p>	<p>・大阪府と大阪市(以下、府市)が連携し、府市それぞれの強みを生かすことにより、「府市の下水道事業の更なる発展」と「府内市町村の下水道事業の持続性確保への貢献」により、府域全体の下水道事業の発展をめざす。</p>	<p>・令和3年12月に、府市が連携して行う府内市町村への支援を含めた今後30年の下水道事業実施の方向性を定めた「大阪府市下水道ビジョン」を策定。</p> <p>・令和4年2月に、ビジョンに掲げた取組を着実に推進するとともに、必要に応じてビジョンの内容を見直すため、「大阪府市下水道ビジョン推進会議」を設置。同推進会議には、12のテーマ別のWGを設け、府市連携して取り組んでいる。</p> <p>※12のテーマ ①官民連携、②府内市町村下水道事業の持続性確保、③ストックマネジメント、④技術力向上、⑤下水道PR、⑥治水対策、⑦地震対策、⑧部品共有化、⑨下水道用地のまちづくりへの活用、⑩技術開発、⑪処理場空間の多様な活用、⑫国際貢献・海外展開</p>	<p>今後、ビジョンに定めた12のテーマについて議論し、取り組んでいく。</p> <p>(めざすアウトカム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用の推進 ・広域化・共同化の推進(事務の共同発注等) ・職員技術力向上(府・市町村) ・施設の強靱化(浸水、地震) <p style="text-align: right;">等</p>

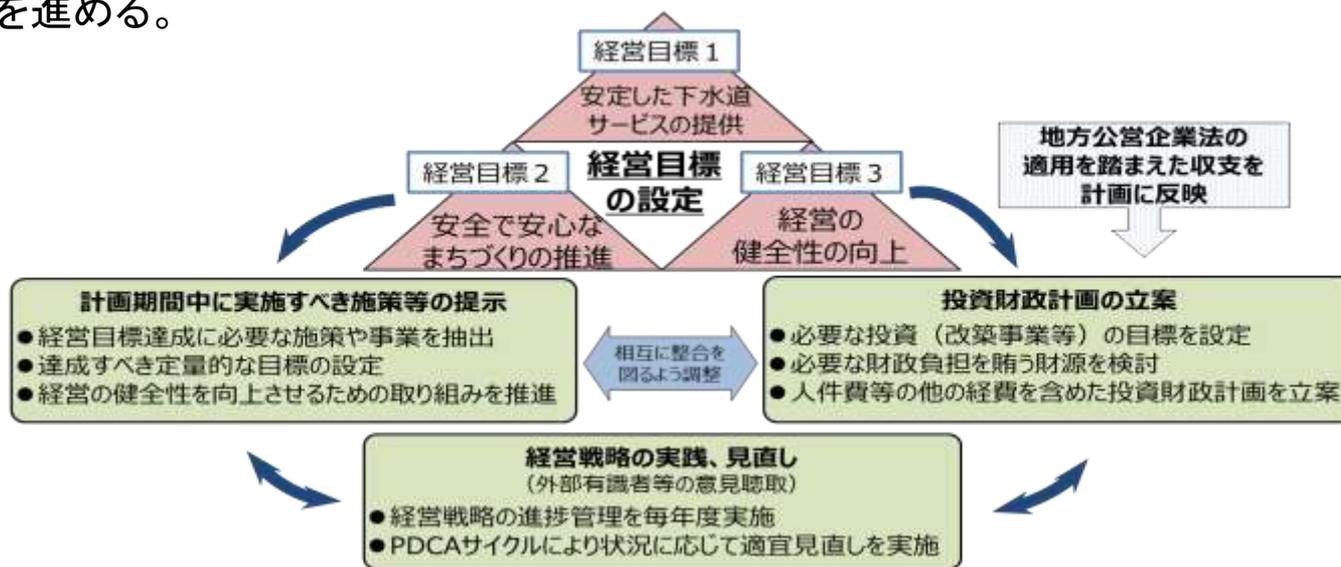
■流域下水道事業の経営形態見直し・経営戦略策定の経緯

<経緯>



<経営戦略の概要>

流域下水道事業をとりまく諸課題に的確に対応し、安定したサービスを持続的に提供するため「大阪府流域下水道事業経営戦略」(計画期間:2018年度から10年間)を策定し、計画的・合理的な事業運営を進める。

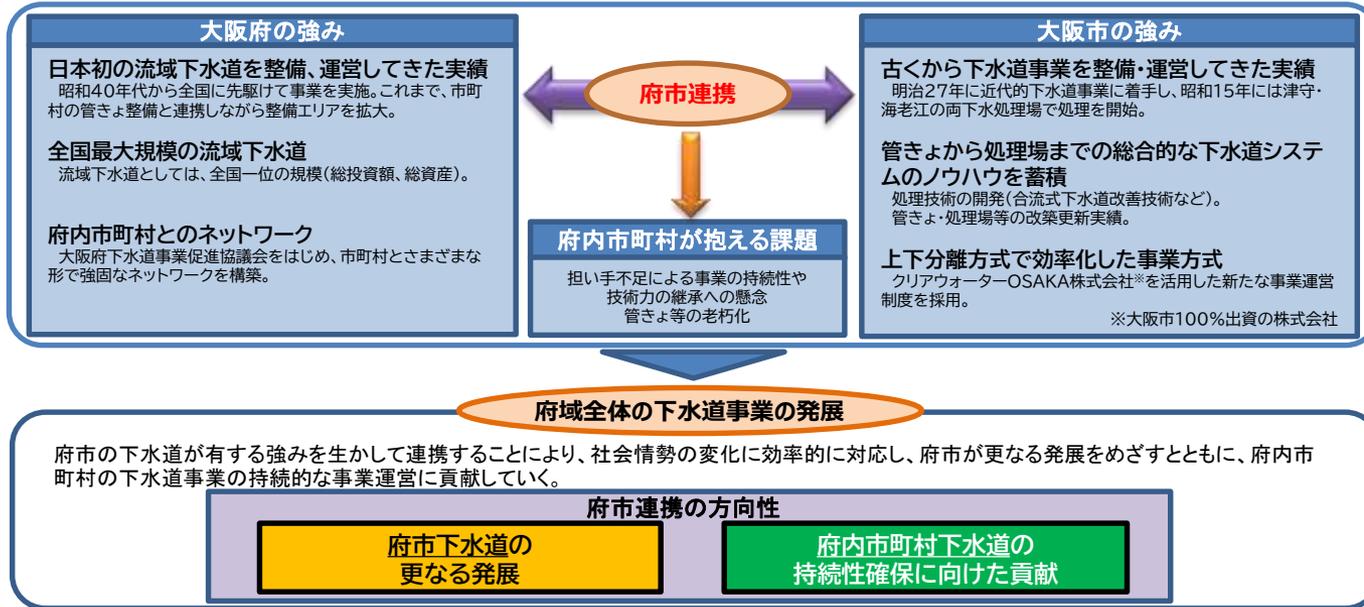


大阪府市下水道ビジョンについて

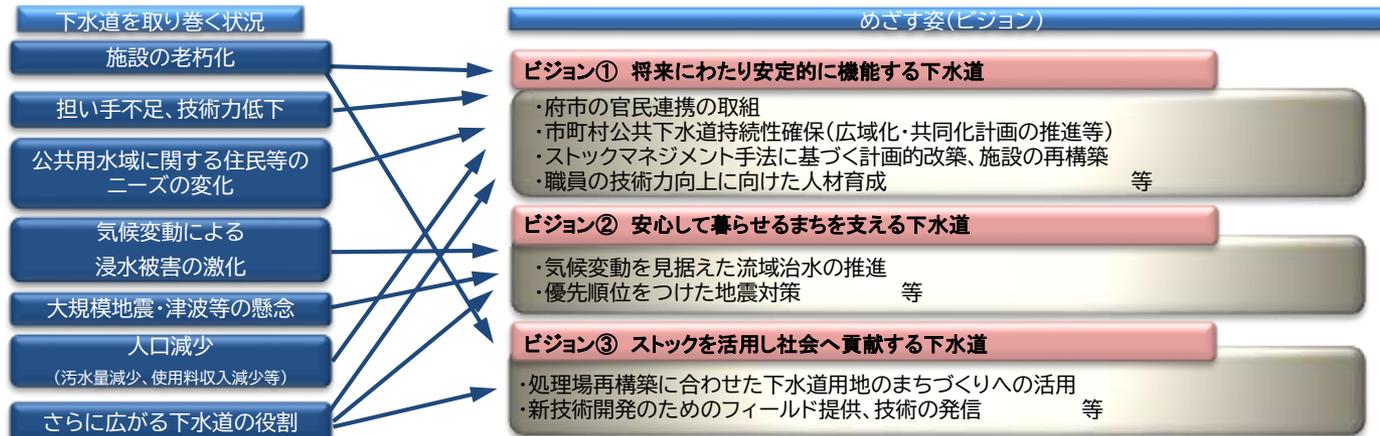
<ビジョンの目的>

府市の下水道事業の更なる発展とともに、府内市町村の下水道事業の持続性確保に貢献し、

府域全体の下水道事業の発展をめざす。



<府域全体の下水道事業の発展のための3つのビジョン>



<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>①～⑤ 補助金等の見直し ・府補助金の使途が不明であり、団体の運営(役員の報酬等)に使われるなど、府民に還元されていない可能性。 ・相談事業等において、一件あたりの補助単価が極めて高い補助金が存在。 ・従来から補助金を出しているという理由で、必要性を十分検討せずに補助している団体の存在。</p> <p>補助金の予算額 2007年度 1,583億円</p>	<p>エンドユーザーである府民の視点から有効性・妥当性・特定の団体の既得権になっていないかを検証。 そのうえで、補助対象、費用対効果等観点から補助手法を見直し。</p>	<p>①透明性の低い団体運営費補助から施策対象に確実に効果のある事業費補助に転換。 ②一件あたりのコスト(費用対効果)に着目した補助形態の見直し。 ③これまで府の補助金により運営してきた団体等について、補助を打ち切ることにより自立化など法人のあり方を見直しを促す。 ④広域自治体として必要な補助の範囲を精査。 ⑤府の厳しい財政事情に鑑み、経費を精査。</p>	<p>【削減(効果)額】 2008～2010年度 対象額約706億円のうち約93億円(13.2%) 2011～2013年度 対象額約66億円のうち約23億円(34.9%) ⇒ 6年間(2008～2013年)の削減(効果)額合計348億円</p> <p><small>※見直し対象:実績一覧のとおり 対象額は基準年度の予算額 実績は単年度平均</small></p> <p>2014年度 補助金等の更なる見直し 約34億円</p>
<p>⑥ 分担金等の見直し ・地方の側から額や使途がコントロールできず、一方的に住民の税金を支出するルールが出来上がっており、それが国から「天降り」した役員の報酬に充当されているケースが存在。</p>	<p>分担金等の支出の必要性を厳しく精査。</p>	<p>以下の点について確認のうえ、支出の是非を判断。 ・府として分担金を支出する必要があるか。 ・国のOB職員が役員等に就任していないか ・分担金の使途が明確か</p>	<p>2011年度当初予算において51項目約2億1,000万円の支出を取りやめ。</p>

■補助金等見直し(総括)

<1> 補助金(2008～2013年度の見直し)

項目	改革の方向性	削減効果額	削減率	備考
①運営費補助から事業費補助への転換	競争性の導入	18億円	19.4%	
②一件当たりの補助コストの見直し	廃止・再構築	5億円	100%	
③補助金廃止による団体の自立化促進	寄附や収益事業等による自律的運営への転換	25億円	56.8%	
④役割分担の整理	府の役割分担の再整理等	37億円	22.2%	
⑤経費削減等	財政状況に鑑み規模の縮小等	266億円	13.1%	
合 計		348億円	15.1%	合計は端数処理により①～⑤の合計と異なる

補助金(2014年度の見直し)

「2014年度行財政改革の取組み」による補助金等の見直し	34億円	8.9%	2014年度単年度の取組み
------------------------------	------	------	---------------

<2> 分担金等

項目	改革の方向性	削減効果額	削減率	備考
⑥国関係法人	運営費的な分担金等の廃止	2億円	100%	2010年度

■改革の視点と主な事例

<1>補助金等

①運営費補助から事業費補助に変更したもの

(透明性の低い団体運営費補助から施策対象に確実に効果のある事業費補助に転換)

削減額：億円

項目(補助対象)	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
大阪府人権協会補助金 ((財) 府人権協会)	3	62.1%	2008.8	運営補助を事業費補助に転換。人権協会を活用するメリットが明確な事業に絞り込み(2012年度より実施主体を公募により選定)
小規模事業経営支援事業費補助金(府内商工会議所等)	11	14.4%	2008.8	人件費補助中心となっている状況等を踏まえ、小規模事業者等のニーズを踏まえた事業として再構築
運輸事業振興助成補助金 (府トラック協会、大阪バス協会)	4	35.6%	2011.4	2010年度補助金廃止 2012.9補正から施策目的(交通安全・環境等)に沿った事業補助に再構築

②一件あたりの補助コストが極めて高いため廃止・再構築したもの

(費用対効果の観点から、施策効果を高める)

項目(補助対象)	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
人権相談推進事業費補助金 (府内市町村)	2	100% 交付金化	2008.8	補助金を廃止し、他の市町村に対する相談事業補助金と併せて交付金制度を創設

③補助金廃止による団体の自立化を促進するもの

※見直し前の相談件数に対する補助コスト約2.4万円/件

(これまで府の補助金により運営してきた団体等について、自立化・法人のあり方の見直しを促す)

項目(補助対象)	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
文化関係事業 (大阪センチュリー交響楽団等)	13	42.0%	2008年度 から順次	大阪センチュリー交響楽団に対する補助金の段階的廃止等
大阪府青少年活動財団運営補助金 ((財) 府青少年活動財団)	11	100%	2011.3	2010年度末に法人自立化

④府の役割分担の再整理によるもの

項目(補助対象)	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
地域見守り・コーディネーター 関係事業(府内市町村等)	23	69.2%	2008~	地域における相談支援体制を強化する事業については、2008年度末で府の役割は終了
観光振興事業((財) 大阪観光 コンベンション協会)	3	60.2%	2008~	各主体(府・市・民間)の役割分担を整理するとともに、より高い効果が見込める事業に重点化

⑤府施策全体の経費削減・見直しによるもの

項目（補助対象）	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
私学助成【幼稚園振興助成】 （私立幼稚園）	11	2.5%	2008～	経常費助成（運営補助金）2.5%カット 2014当初から国標準額どおりに変更
私学助成【小中高及び専修学校 経常費】（私立学校）	106	12.1%	2008～	経常費助成（運営補助金）小中：25%カット、高・専修：10% カット。 2014当初から高：2%、小・中15%カットに変更

<2> 分担金

⑥国関係法人等への支出の見直しによるもの （賛助会費等（団体への運営費的なもの）について、廃止）

削減額：万円

項目（補助対象）	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
中央労働災害防止協会会費 （中央労働災害防止協会）	38	100%	2010	廃止
（社）日本観光協会負担金 （（社）日本観光協会）	170	100%	2011	廃止

【参考】補助金等見直しの実績一覧

<1> 補助金等

① 運営費補助から事業費補助に変更（3項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
(財)大阪府人権協会補助金	(財)大阪府人権協会	3	62.1%	再・構
小規模事業経営支援事業費補助金	府内商工会議所・商工会・商工会連合会	11	14.4%	再
運輸事業振興費補助金	(一社)府トラック協会、大阪バス協会	4	35.4%	構
計		18		

② 一件あたりの補助コストが極めて高いため廃止・再構築（2項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
人権相談推進事業費補助金	府内市町村	2	100%（交付金化）	再
地域就労支援事業	府内市町村	3	100%（交付金化）	再
計		5		

③ 補助金廃止による団体の自立化を促進（3項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
文化関係事業	大阪センチュリー交響楽団等	13	42.0%	再
(財)大阪人権博物館事業助成費	(財)大阪人権博物館	1	46.9%	構
(財)大阪府青少年活動財団運営補助金	(財)大阪府青少年活動財団	11	100%	構
計		25		

※備考欄 再:財政再建プログラム 構:財政構造改革プラン

④ 府の役割分担を再整理（9項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
市町村振興補助金	府内市町村	0.2	0.6%	再
観光振興事業	(財)大阪観光コンベンション協会	3	60.2%	再
地域見守り・コーディネーター関係事業	府内市町村、市社会福祉協議会等	23	69.2%	再
密集住宅市街地整備促進補助金	府内市町村	3	37.0%	再
老人地域活動促進費	府老人クラブ連合会	0.1	4.5%	構
看護職員養成所運営費補助事業費	看護師等養成所等	0.2	0.9%	構
産休等代替職員費補助金	児童福祉施設等	2	78.7%	構
学校支援人材バンク活用事業	府内市町村	0.9	52.0%	構
市街地整備総合補助	府内市町村	0.3	8.3%	構
計		32.7		

⑤ 府施策全体の経費削減・見直し（22項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
私学助成（授業料軽減助成）	私立学校	14	6.9%	再
私学助成（小中高及び専修学校経常費）	私立学校	106	12.1%	再
私学助成（幼稚園振興助成）	私立幼稚園	11	2.5%	再
私立学校教職員共済事業補助金	（独行）日本私立学校振興・共済事業団	14	66.7%	再
私立学校退職財団補助金	（財）大阪府私立学校退職金財団	25	66.7%	再
子育て支援関係事業	府内市町村	24	67.7%（交付金化）	再
救命救急センター運営関係事業	救命救急センター等	4	7.4%	再
高齢者の生きがい・地域生活支援事業	府内市町村	17	16.5%	再
企業立地促進補助金	民間企業	4	2.6%	再
空港周辺整備機構助成	（独法）空港周辺整備機構	0.1	16.6%	構
老人福祉施設運営助成費	社会福祉法人等	7	9.1%	構
老人福祉施設等整備助成事業	社会福祉法人等	2	27.8%	構
障がい福祉施設機能強化推進事業費	障がい児・者施設等	0.5	6.7%	構
障がい者福祉作業所運営助成費	府内市町村	7	86.5%	構
重度障がい者等住宅改造助成事業	府内市町村	1	50.0%	構
技能尊重対策費	（財）職業能力開発協会	0.2	11.4%	構
精神障がい者社会復帰施設運営助成事業費	NPO等	7	74.9%	構
障がい福祉施設機能強化推進事業費（授産施設）	障がい児施設	4	100%	構
障がい者小規模通所授産施設運営等助成費	府内市町村	11	89.8%	構
小規模通所授産施設機能強化支援事業	小規模通所授産施設	1	100%	構
地域生活支援事業市町村推進補助金	府内市町村	0.9	100%	構
石畳と淡い街灯まちづくり支援事業	府内市町村	9	66.7%	構
計		269.7		

<2> 分担金等(国関係法人等への支出)

⑥国関係法人等への支出の見直し(賛助会費等(団体への運営費的なもの)について、廃止 (51項目)

削減額：万円

事業名(補助対象)	補助対象	削減額	削減率	備考
全国航空消防防災協議会負担金	全国航空消防防災協議会	45	100%	注1
中央労働災害防止協会会費	中央労働災害防止協会	38	100%	
(財)日本不動産研究所会費	(財)日本不動産研究所	15	100%	
(財)行政管理研究センター負担金	(財)行政管理研究センター	3	100%	
(社)日本観光協会分担金	(社)日本観光協会	20	100%	
(社)日本観光協会負担金	(社)日本観光協会	170	100%	
(財)アジア太平洋観光交流センター会費	(財)アジア太平洋観光交流センター	350	100%	
(独)国際観光振興機構会費	(独)国際観光振興機構	100	100%	
(財)アジア太平洋観光交流センター補助金	(財)アジア太平洋観光交流センター	2,848	100%	
(財)長寿社会開発センター負担金	(財)長寿社会開発センター	30	100%	
(医)りんどう会補助金	(医)りんどう会	46	100%	
(社)全日本墓園協会負担金	(社)全日本墓園協会	3	100%	
(財)全国生活衛生営業指導センター負担金	(財)全国生活衛生営業指導センター	2	100%	
(財)全国中小企業取引振興協会負担金	(財)全国中小企業取引振興協会	131	100%	
(財)全国中小企業情報化促進センター会費	(財)全国中小企業情報化促進センター	38	100%	
(財)関西情報・産業活性化センター会費	(財)関西情報・産業活性化センター	10	100%	
全国労働委員会連絡協議会負担金	全国労働委員会連絡協議会	3	100%	
(財)関西環境管理技術センター委託料	(財)関西環境管理技術センター	90	100%	
(社)全国都市清掃会議負担金	(社)全国都市清掃会議	1	100%	
(財)関西電気保安協会大阪南支部委託料	(財)関西電気保安協会大阪南支部	16	100%	

※削減額は単年度(2011年度)の額

⑥ つづき

削減額：万円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
神崎川水質汚濁対策連絡協議会負担金	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	7	100%	
(財)関西環境管理技術センター委託料	(財)関西環境管理技術センター	74	100%	
(財)国立公園協会負担金	(財)国立公園協会	10	100%	
(財)日本さくらの会負担金	(財)日本さくらの会	15	100%	
(独)環境再生保全機構補助金	(独)環境再生保全機構	13,900	100%	
(社)日本騒音制御工学会負担金	(社)日本騒音制御工学会	7	100%	
(社)日本環境技術協会負担金	(社)日本環境技術協会	3	100%	
(財)日本農林漁業振興会負担金	(財)日本農林漁業振興会	102	100%	
(社)日本水産資源保護協会負担金	(社)日本水産資源保護協会	45	100%	
(社)全国豊かな海づくり推進協会負担金	(社)全国豊かな海づくり推進協会	216	100%	
(社)農林水産技術情報協会負担金	(社)農林水産技術情報協会	23	100%	
(社)日本環境技術協会負担金	(社)日本環境技術協会	3	100%	
(財)都市みらい推進機構負担金	(財)都市みらい推進機構	20	100%	
全国治水期成同盟会連合会負担金	全国治水期成同盟会連合会	195	100%	
全国収用委員会連絡協議会負担金	全国収用委員会連絡協議会	31	100%	
西大阪高速鉄道(株)負担金	西大阪高速鉄道(株)	135	100%	
中之島高速鉄道(株)負担金	中之島高速鉄道(株)	97	100%	
全国道路利用者会議負担金	全国道路利用者会議	83	100%	
道路整備促進期成同盟会全国協議会負担金	道路整備促進期成同盟会全国協議会	20	100%	
全国高速道路建設協議会負担金	全国高速道路建設協議会	25	100%	

⑥ つづき

削減額：万円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
北大阪急行電鉄(株)補助金	北大阪急行電鉄(株)	1,800	100%	
(社) 街づくり区画整理協会負担金	(社) 街づくり区画整理協会	4	100%	
(財) 区画整理促進機構負担金	(財) 区画整理促進機構	1	100%	
(社) 全国市街地再開発協会負担金	(社) 全国市街地再開発協会	3	100%	
(社) 公共建築協会負担金	(社) 公共建築協会	2	100%	
(財) 建築環境・省エネルギー機構負担金	(財) 建築環境・省エネルギー機構	3	100%	
(社) 日本住宅協会負担金	(社) 日本住宅協会	16	100%	
(財) 経済調査会関西支部負担金	(財) 経済調査会関西支部	1	100%	
(財) 自治体国際化協会負担金	(財) 自治体国際化協会	402	100%	注2
(財) 経済調査会負担金	(財) 経済調査会	1	100%	
(社) 公共建築協会負担金	(社) 公共建築協会	1	100%	
計		21,204		

注1・・・2014年度より負担金支出 注2・・・2013年度より負担金支出

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>												
<p>公の施設については、2007年度以前も、「公の施設改革プログラム(案)」等により、施設のあり方や運営改善等にかかる改革を実施してきたが、2008年度の「財政再建プログラム(案)」において、財政構造改革を行うため、全ての公の施設についてゼロベースで、さらなる抜本的な見直しを行うこととなった。</p>	<p>「財政再建プログラム(案)」や「大阪府財政構造改革プラン(案)」等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日的意義に照らして必要な施設か ・府立施設であることが最も有効か ・施設やサービスの廃止も含めた徹底したコスト縮減 <p>という3つの基本的視点により、ゼロベースで見直しを実施。</p>	<p>3つの視点に基づき、施設の廃止、市町村や民間への移管、市町村・NPO等との協働による新たな管理形態への転換等を行うとともに、存続する施設についても、運営の抜本の見直しや徹底したコスト縮減、一定の収益が見込める施設では府への利益還元を高めるといった取組みを実施。</p>	<p>【公の施設数(府営住宅除く)】 81施設(2008年4月) ⇒ 71施設(2013年4月) ⇒ 71施設(2018年4月) ⇒ 70施設(2022年4月)</p> <p>2008年度以降の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> -2008～2013年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 13施設廃止 ・ 5施設民営化等 -2014～2017年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2施設民営化等 -2018～2022年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3施設廃止 ・ 1施設民営化等 <p>※ 2008年度以降、新規に11の公の施設が開設したため、廃止・民営化の数と施設数の推移は一致しない。 ※ 府営住宅については、上記の施設数にはカウントしていないが、2015年度以降、69団地を大阪市・大東市・門真市・池田市へ移管している。</p> <table border="0"> <tr> <td>大阪市</td> <td>61団地</td> <td>12,311戸</td> </tr> <tr> <td>大東市</td> <td>4団地</td> <td>1,454戸</td> </tr> <tr> <td>門真市</td> <td>3団地</td> <td>2,492戸</td> </tr> <tr> <td>池田市</td> <td>1団地</td> <td>60戸</td> </tr> </table>	大阪市	61団地	12,311戸	大東市	4団地	1,454戸	門真市	3団地	2,492戸	池田市	1団地	60戸
大阪市	61団地	12,311戸													
大東市	4団地	1,454戸													
門真市	3団地	2,492戸													
池田市	1団地	60戸													

■府が保有する公の施設の数（府営住宅を除く）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
▲ 1998年4月 119施設	▲ 2008年4月 81施設					▲ 2013年4月 71施設					▲ 2018年4月 71施設				▲ 2022年4月 70施設

■公の施設の廃止・民営化の状況

	公の施設	
2007年度以前	○廃止 17施設 大手前整肢学園、身体障害者福祉センター 等	○民営化等 31施設 いずみ学園、老人総合センター 等
2008～2013年度	○廃止 13施設 2008年度：青少年会館、文化情報センター、東淀川高等職業技術専門校 2009年度：国際児童文学館 2010年度：総合青少年野外活動センター、介護情報・研修センター、特許情報センター 2011年度：現代美術センター、府民牧場、箕面通勤寮、健康科学センター 2012年度：守口高等職業技術専門校 2013年度：女性自立支援センター（よしみ寮）	○民営化等 5施設 2008年度：明光ワークス 2010年度：泉北考古資料館 2011年度：羽衣青少年センター 2012年度：インターネットデータセンター 2013年度：泉州救命救急センター
2014～2017年度		○民営化等 2施設 2015年度：整肢学院 2017年度：金剛コロニー（ただし府立障がい児施設としての機能は存続）
2018～2022年度	○廃止 3施設 2019年度：芦原高等職業技術専門校 2020年度：堺泉北港の緑地 2022年度：新石切立体駐車場	○民営化等 1施設 2021年度：大型児童館ビッグバン

IV その他

政策立案手法の刷新／データに基づく府民ニーズの分析

①分野：府政運営

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 政策企画部

⑤時期

2008年3月

政策マーケティング・リサーチチーム

発足

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・施策立案やサービス提供が、一部住民や関係団体等の声、府職員の経験則に頼りがち。 ・既存施策の進捗管理や撤退ルールなどのチェック機能が不十分。 ・施策目標の進捗管理などは各部局が案件ごとに独自調査を実施するなど非効率。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府民目線での施策構築を目的にPDCAサイクルに「民意」の視点を導入する。 ・府民のニーズを迅速かつ的確に把握できるようなマーケティング・リサーチ手法を企業マーケティングを参考にしながら開発し導入する。 ・これにより、府民目線の施策構築と施策のチェック機能の強化及び業務の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府独自の「政策マーケティング・リサーチ」手法を開発するとともに、インターネットによるスピーディーなアンケート調査の仕組みを構築し導入。 ・MR手法による調査実績(Qネット分) <ul style="list-style-type: none"> 2012年度32件 2013年度29件 2014年度32件 2015年度33件 2016年度37件 2017年度37件 2018年度28件 2019年度38件 2020年度46件 2021年度44件 2022年度39件 ・専属のMRT(マーケティング・リサーチ・チーム)を設置し、リサーチプランや調査票作り、結果分析までを一貫して実施し、事業部局へフィードバック。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府民ニーズをきめ細かくスピーディーに把握し、確度の高い分析に基づき、施策の立案や事業の効果検証が可能になった。 ・各部局の施策目標の達成状況等をまとめてMRTがリサーチすることで業務の効率化が図れた。 <p>【調査事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災意識」、「大阪880万人訓練」、「歩きスマホ」、「マイボトル」、「SDGs」他。 ・各事業の推進のための調査や各部局における行政計画等の策定のための基礎データとして活用。

全庁的な意思決定のあり方の見直し(戦略本部会議の設置・運営)

①分野: 府政運営

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 政策企画部

⑤時期
 2008年8月 経営企画会議設置
 2009年4月 戦略本部会議設置

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・2008年に過去のプロジェクトの検証を行ったところ、当初の需要見通しや採算面、関係者間のリスク負担などの課題について、十分な検討が行われずに意思決定がされていたのではないかとの分析がなされた。</p> <p>・また、知事、副知事に口頭で報告・判断を仰ぎ決定した事項について、その記録するルールがないなど、意思決定の過程等が不明瞭であった(誰が、いつ、どのような判断・決定をしたかの事後検証が困難)。</p>	<p>・重要な施策・制度等の方針決定に際しては、 ①知事の意思決定をサポートするための合議機関を設立する。 ②オープンな場で議論し、当該事業の課題等を府民等に明らかにする、といった観点から府の意思決定のあり方を見直す。</p>	<p>・大阪府経営企画会議を設置(2008年8月)。 -知事の意思決定をサポート -特に重要な施策・制度等に関することについて議論 -会議終了後、資料や議事録をHPにアップするなど意思決定プロセスの見える化を推進。</p> <p>・大阪府戦略本部会議を設置(経営企画会議を発展的に解消)。(2009年4月) -個別施策に加えて、次年度の予算編成・重点事業などの基本となる「府政運営の基本方針」をはじめ、府政の戦略的推進を図るための方針を議論し策定</p>	<p>A: 2008～2017 B: 2017～2022</p> <p>・合議制の議論により、課題や確認すべき論点の認識共有が徹底された。</p> <p>A: 部長マニフェスト、榎尾川ダム、OTK民営化、債権放棄案件、彩都まちづくり等 B: 新大学構想、成長・再生に向けた新戦略等</p> <p>・公開の議論により、施策の方向性について住民への情報発信が充実した。</p> <p>A: 榎尾川ダム、公共交通戦略、府立大学の大学改革、病院統合、大阪健康安全基盤研究所のあり方、森林環境税・宿泊税の創設等 B: 受動喫煙防止条例、府大・市大の授業料無償化等</p> <p>・訴訟リスク等に備えたりーガルチェックの実施が定着した。</p>

国と地方の関係再構築(関西広域連合の設立・運営等)(1)

①分野: 府政運営

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 政策企画部
都市整備部

⑤時期

・広域的な連携体制
2010年12月
関西広域連合設立

・ダム事業に係る国と地方
の検討の場
2008年11月
関係4知事による国への
意見申し入れ
2014年4月
「淀川水系水利用検討会」
発足

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>【広域的な連携体制構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から、自治体間の広域的な連携のあり方について、議論・検討が行われていたが、具体的な体制構築までには到らなかった ・地方を取り巻く次のような課題に対応し、大阪からの分権改革に取り組んでいく必要 <p>①霞が関・官僚主導の中央集権型システムの限界</p> <p>②国と都道府県、市町村が輻輳し、二重行政、三重行政の無駄</p> <p>③地域のことが住民の意思から遠いところ(国)で決定</p>	<p>【関西広域連合の設立・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の地方分権改革を待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくり ・既存の広域連携の取組みとは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体の設立と一体的な運営管理 ・国出先機関の事務・権限の受け皿づくり(丸ごと移管による国と地方の二重行政の解消) <p>⇒関西州実現へのステップへ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年から本格的に関西広域連合の検討を開始 ・2010年12月、全国で初めて7府県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)で構成される関西広域連合を設立 ・2012年度には4政令市(大阪市、堺市、京都市、神戸市)が参画 ・2015年12月に奈良県が加入 ・7つの広域事務(防災、観光・文化・スポーツ振興、産業、医療、環境、資格試験・免許等、職員研修)等を実施 2014年度当初予算総額14.8億円(うち府負担1.5億円) 2018年度当初予算総額23.3億円(うち府負担1.7億円) 2022年度当初予算総額27.2億円(うち府負担1.8億円) 	<p>○7つの広域事務等の取組を本格化させ、以下のとおり成果を挙げてきた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震におけるカウンターパート方式による支援や台風災害等への対応(2011年3月～) ・ドクターヘリ運航事業による救急医療体制の充実(2011年4月～) ・電力不足に対応した関西地域の節電対策の実施(2011年11月～) ・官民連携による広域連携DMOとして、一般財団法人「関西観光本部」設立(2017年4月) ・広域的な医療連携等による新型コロナウイルス感染症への対応(2020年3月～)

国と地方の関係再構築(関西広域連合の設立・運営等)(2)

①分野: 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

- ④担当部局
- 府 政策企画部
 - 都市整備部

- ⑤時期
- ・広域的な連携体制
2010年12月
関西広域連合設立
 - ・ダム事業に係る国と地方の検討の場
2008年11月
関係4知事による国への意見申し入れ
2014年4月
「淀川水系水利用検討会」発足

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
			<ul style="list-style-type: none"> ・国への提案・意見申し入れ -原子力防災に関する申し入れ(2011年4月~) -北陸新幹線(敦賀以西)整備促進等要請(2016年12月~) -2025年大阪・関西万博関連事業に関する要望(2021年7月~) -新型コロナウイルス感染症に関する要望(2020年3月~) ・政府機関等の移転推進 -文化庁(京都府・市) -消費者庁(徳島県) -総務省統計局(和歌山県) ・ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催にむけて、国際マスターズゲームズ協会と開催の基本同意書を締結(2013年11月)、新型コロナウイルス感染症の影響により延期され、2027年に開催決定(2022年7月)

国と地方の関係再構築(関西広域連合の設立・運営等)(3)

①分野: 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

- ④担当部局
- 府 政策企画部
 - 都市整備部

- ⑤時期
- ・広域的な連携体制
2010年12月
関西広域連合設立
 - ・ダム事業に係る国と地方の検討の場
2008年11月
関係4知事による国への意見申し入れ
2014年4月
「淀川水系水利用検討会」発足

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>【ダム事業に係る国と地方の検討の場】</p> <p>・ダム事業は地方も事業費の一部を負担するが、国主導であり、「地域のことは地域で決める」ための検討の場すら未設置</p>	<p>・広域的な課題について、府県が連携して国へ働きかけるなど取組みを進める</p>	<p>・淀川水系河川整備に関する検討、関係4知事による国への意見申し入れ(2008年11月)</p> <p>・淀川水系5ダムに関する要望を民主党、国土交通大臣へ提出(2011年1月)</p>	<p>・2025年国際博覧会の大阪・関西への誘致を関西全体で推進(2018年11月開催決定)</p> <p>・2025年大阪・関西万博へのパビリオン出展等に向けた取組を推進</p> <p>・広域的な様式・基準の統一・共通化</p> <p>-高圧ガス保安法の販売事業届</p> <p>・水需要予測の下方修正に伴う既存ダムの利水容量活用について検討を行う「淀川水系水利用検討会」が発足(2014年4月)</p> <p>-第1回検討会開催(2014年6月)</p> <p>-第2回検討会開催(2015年2月)</p>

条例・審査基準の見直し

①分野：府政運営

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 政策企画部
総務部
財務部

(規制・サービス改革部会)

⑤時期

2009年
規制条例の総点検実施
2010年
業規制条例の見直し
2013年
規制・サービス改革部会
の取組として規制条例・
審査基準を点検
2017年
規制条例等の点検

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定当初は妥当であった規制が、年月を経て見直しがなされないまま、現在の社会経済情勢にそぐわなくなってしまうことがある。 ・大阪が再び力強く成長する都市となるためには、民間の活動がしやすい環境を整備していくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府民・事業者の権利を制限し、または義務を課する条例(規制条例)を全庁一斉に総点検を実施する。 ・府民への説明責任を果たす観点から、国ガイドラインや他府県条例の規制内容とも比較する。 	<p>規制の必要性、有効性、効率性、基本計画適合性、適法性の5つの視点で点検。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年度 規制条例(61件)を対象に点検。 ・2010年度 規制条例のうち特定の業種の業務等を規制する業規制条例(26件)を対象に、さらに見直し検討。 ・2013年度 定期的に行っている規制条例(69件)の点検の際に、府市統合本部のもとに設置した「規制・サービス改革部会」において、規制改革の観点も含めて取り組む。審査基準(637件)についても点検。 ・2017年度 規制条例等(90件)の点検 ・2022年度～ 各条例所管室課において毎年度、規制条例の自主点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年度 青少年健全育成条例などを改正(6件)、廃止(1件)。 ・2010年度 理容師法施行条例などを改正(7件)。また、認定こども園の認定の基準に関する条例など国に改正要望(3件) ・2013年度 自然環境保全条例など条例・規則を改正(10件)、廃止(1件)。審査基準を見直し(6件)。※予定含む。 ・2017年度 ふぐ販売営業等の規制に関する条例など条例・規則を改正等(6件)。 <p>→4回の点検により、現在の社会経済情勢にそぐわない規制条例の見直しは一定達成。</p>

出資法人等の改革

①分野: 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 財務部

⑤時期
2008年
財政再建プログラム(案)策定
2010年度～
財政構造改革プラン(案)策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・法人が実施している事業について、必要性や効果の検証が、未だ不十分 ・類似する事業を実施する出資法人が複数存在 ・民間・NPO等の活動領域が広がるなかで、出資法人の役割・あり方を見直す必要性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・出資法人のすべての事業をゼロベースで見直すとともに、府と出資法人の関係(財政的・人的関与など)を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似する法人の統廃合、法人の自立化・民営化を促進 ・財政的援助の原則廃止 ・出資法人役員ポストに府関係者(OB職員、派遣職員)が就任する必要性を府指定出資法人評価等審議会等で点検(2009年,2013年,2016年,2019年,2022年) ・府OB役員報酬制度について、同審議会等で報酬基準を点検・見直し(2010年,2013年,2016年,2019年,2022年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定出資法人数の削減 44法人(2008年) ↓ 23法人(2013年) ↓ 21法人(2018年) ↓ 20法人(2022年) ・府関係者が就任する必要がある役員ポスト数の削減 59(2009年) ↓ 25(2013年) ↓ 23(2018年) ↓ 20(2022年) ・派遣職員引き上げ(指定出資法人) 41法人572人(2008年) 17法人86人(2013年) 15法人96人(2018年) 14法人89人(2022年)

徹底したプロセスの見える化、仕事の内容にも踏み込んだ透明化(オープン府庁)

①分野: 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 府民文化部

- ⑤時期
- 2008年
予算編成過程の公表開始
 - 2010年
府民の声の見える化開始
 - 2011年
施策プロセスの見える化開始
 - 公金支出情報公表開始

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・従来から、会議の公開や知事に関する情報をはじめ府政情報の公開に努めてきたが、一層府政の透明性を高め、府民の求める情報をわかりやすく公開していくため、「施策プロセスの見える化」などの「オープン府庁」の取り組みを推進していくこととなった。</p>	<p>・府政の透明性をより高め、ガバナンスの向上を図る。</p>	<p>・府民の関心が高い事項の意思形成プロセス情報をホームページで公表。</p> <p>・予算の編成から執行に至るまで、予算編成過程及び公金支出情報としてホームページで公表</p> <p>・府民からの声を業務改善や施策に活かしていくことを目的に、府民の声システムを運用し、回答した府民の声をホームページで公表</p>	<p>・全国初の取組みである「施策プロセスの見える化」などにより、府民が知りたい情報を分かりやすく迅速に公表することで、全国トップクラスの透明性を実現</p> <p>(公表実績)</p> <p>-『予算編成過程の公表』 ～公表延べ事業数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度: 2,982事業 ・2019年度: 3,205事業 ・2020年度: 3,518事業 ・2021年度: 3,406事業 <p>-『府民の声の見える化』 ～頂いたご意見等に 回答・公表した件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度: 117件 ・2019年度: 110件 ・2020年度: 130件 ・2021年度: 109件 <p>-『施策プロセスの見える化』 ～各年度末時点の公表 項目数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度: 202項目 ・2019年度: 186項目 ・2020年度: 176項目 ・2021年度: 177項目 <p>-『公金支出情報の公表』 ～公表件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度: 240,418件 ・2019年度: 236,756件 ・2020年度: 235,321件 ・2021年度: 236,737件

新公会計制度の導入

- ①分野: 府政運営
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
府 会計局
- ⑤時期
2011年度
新公会計制度導入

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・これまでの官庁会計では、資産がどれくらいあって、ひとつの事業に人件費などを含めて、トータルでどれくらいコストがかかっているのか、見えない状況。</p>	<p>・資産の状況や各事業のフルコストの情報など、必要な財務情報が分かるようにする。</p>	<p>・既存の財務会計システムの改修、府が保有する資産の調査・評価、会計基準の策定等を行った。 (2010年度)</p> <p>・東京都に次いで全国2番目に、企業会計に近い新公会計制度を導入し、財務諸表を作成・公表。 (2011年度～)</p>	<p>・新公会計制度(複式)による決算状況 [2021年度] 貸借対照表(BS) 資産7兆7,273億円 行政コスト計算書(PL) 減価償却費、退職手当引当金繰入額等の非現金収支含め 当期収支差額+1,740億円 (主な要因: 地方税の増、地方交付税の増、等)</p> <p>・財務諸表を分かりやすく解説した報道発表資料、パンフレット[2011年度～]、新公会計NEWS[2014年度～]等の公表</p> <p>・職員向け新公会計制度研修の実施 [2021年度] 計22回(延2,660名参加)</p> <p>[参考] ・総務大臣より原則として2017年度までに全ての地方公共団体に対して「統一的な基準」に基づく財務書類を作成するよう要請があり、2017年度決算から「統一的な基準」に基づく財務書類等も作成。</p>

監査事務局業務の民間への委託

- ①分野： 府政運営
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
府 監査委員事務局
- ⑤時期
2009年9月
業務の民間開放を決定
2010年4月～
監査法人への業務委託

改革前の課題 (Why)/	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
民間委託の拡大のための大阪版市場化テストの実施	専門性・外部性の発揮 人員の削減	監査業務等の一部の監査法人への委託 ・公営企業会計に係る監査 ・大阪府の機関における新公会計に係る監査 ・財政的援助団体等に対する監査 ・例月現金出納検査 ・決算審査 ・基金運用状況審査 ・健全化判断比率の審査及び資金不足比率の審査	監査法人の専門性を活かした業務委託による監査の充実 監査法人に監査業務等を委託することによる府職員6名の削減 (民間委託契約) ・2010～12年度 (第1期契約) ・2013～15年度 (第2期契約) ・2016～18年度 (第3期契約) ・2019年度 (第4期契約) ・2020～22年度 (第5期契約)

府営住宅の運営見直し

①分野: 暮らし・住まい・まちづくり

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 都市整備部

⑤時期

2012年3月

府営住宅ストック総合活用計画
改定

2016年12月

府営住宅ストック総合活用計画
改定

2021年12月

府営住宅ストック総合活用計画
改定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期の流入人口への対応として大量に整備し、一挙に老朽化が進み、更新・耐震性確保の需要が高まっている ・住民の高齢化に対応するバリアフリーなどの改良のニーズも増加 ・あわせて、効率的・効果的な経営も求められてきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経営の主体である基礎自治体が、魅力ある地域づくりとまちの活力の創出に活用する。 ・将来的に量的な縮小を図る。 ・良質なものは可能な限り活用することを基本 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉ニーズ等に対応した多様な住宅等への転換など、府営住宅の地域資源化を推進。 -グループホームへの活用 ・公営住宅のまちづくりへの活用等の観点から、市町への移管を推進。 ・耐震化の推進 -耐震改修事業 -建替事業 ・高齢化への対応 -バリアフリー化の推進 -中層住宅へのエレベーター設置 ・ファシリティマネジメントの推進 ・自律的な住宅経営 -指定管理者制度の導入(2012年度～本格実施) -特別会計の導入(2012年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅の空室活用65戸(2021年度末) -子育て支援 -高齢者支援 など ・グループホームへの活用543戸(2021年度末) ・府営住宅の所在する38市町とまちづくり協議の場を設置 ・市町への移管 -大阪市: 約1.2万戸(2015年度から) -大東市: 1,454戸(2018年度から) -門真市: 2,492戸(2019年度から) -池田市: 60戸(2020年度から) ・耐震化率96%(2021年度末) ・指定管理者制度の導入による縮減効果約136億円(2009～2016年度) ・売却・貸付等による歳入確保約709億円(2008～2021年度)

市町村国保の累積赤字の削減に向けた府の特別調整交付金の配分基準の見直し

①分野: 健康・医療

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 健康医療部

⑤時期
 2011年 特別調整交付金
 交付方法変更
 2012年 「大阪府市町村国
 民健康保険赤字解消計
 画基準」策定
 2018年 国保制度改革に
 伴い大阪府国民健康保
 険保険給付費等交付金
 (府2号繰入金)による交
 付に変更

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・府内市町村の国民健康保険会計の累積赤字額は、2008年度決算において過去最高額となる約830億円の赤字を計上。これは、全国市町村国保の累積赤字の約45%を占める状況 ・今後の国保の広域化を見据え、累積赤字の解消を急ぐ必要がある。	・累積赤字の主な要因である -収納率の低さ、 -保険財政運営の基本的事項が適切に行われていないことの2点の改善に取り組む。 ・市町村が積極的に収納率の改善などに取り組み、計画的に累積赤字の解消を図る仕組みを導入する。 ・府から市町村へ交付する調整交付金などを活用し、市町村の国保財政運営の改善を促す。	・2012年度に、「大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画基準」を定め、累積赤字率の特に高い団体に対して、赤字解消計画の策定を求め、累積赤字の計画的な解消を促している。 ・2011年度から、府特別調整交付金の交付方法を、「事業実績に応じた交付」(アウトプット評価)から、「基本的プロセスと成果を重視した交付」(アウトカム評価)に変更した(※)。(※)2018年度からは、国保制度改革に伴い、府2号繰入金に財源を変更。	・累積赤字について、2016年度決算では約194億円まで減少 ※2008年度比 ・削減額636億円 ・削減率約76.6% 2021年度決算では約14億円にまで減少 ※2008年度比 ・削減額約816億円 ・削減率約98.3% ・収納率の改善 2009年度 85.78% ↓ 2016年度 90.94% (+5.16ポイント) ↓ 2020年度 92.93% (※2009年度比 +7.15ポイント)

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(1)

- ①分野:教育・学校・青少年
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
府 福祉部
- ⑤時期
 - 2010年3月
こども・未来プラン後期計画策定
 - 2010年4月
子ども・若者育成支援推進法施行
 - 2010年7月
子ども・若者ビジョン策定
 - 2015年3月
大阪府子ども総合計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・内閣府が2010年に実施した調査によると、ひきこもり青少年は、 全国 69.6万人 府内 約5万人 と推計されるが、予防としての不登校対応から地域での発見、社会的自立に向けた支援までの一貫した取り組み体制がなかった。</p> <p>2015年度実施内閣府「若者の生活に関する調査」の結果を踏まえた推計値(15～39歳) 全国 約54.1万人 府内 約4万人</p> <p>・高校・大学を中退してしまうと、支援を受けるための契機がなくなり問題が潜在化。 加えて支援にあたるNPO等の社会的資源が不足している状況にある。</p>	<p>・ひきこもり青少年を地域で早期発見・支援するシステムの構築 【大阪発】 (取組み1) 福祉、保健・医療の関係機関やNPO団体との連携を通じて、ひきこもり青少年に対する総合的な支援体制を整備</p> <p>(取組み2) 市町村を核として、学校、民生委員、福祉事務所等からなる「地域支援ネットワーク」を構築し、ひきこもり青少年の早期発見・支援体制を構築</p>	<p>・府内10か所にNPO等が運営する「子ども・若者自立支援センター」を開設し、ひきこもり青少年を支援する「子ども・若者自立サポート事業」を実施。 (府は運営NPOに対して委託費を支払い) (2012～2014年度)</p> <p>・「子ども・若者自立支援センター登録制度」を実施し、市町村への登録団体活用を促進。 (2015～2017年度)</p>	<p>・大阪府ひきこもり青少年支援市町村連絡会や支援センターの充実など市町村と連携した地域支援ネットワークを推進</p> <p>・2012年度の支援実績 633人(延べ6,514人) ・2013年度の支援実績 837人(11,256人) ・2014年度の支援実績 966人(延べ12,973人)</p> <p>・2015年度の登録数 7団体10ヶ所 ・2016年度の登録数 5団体7ヶ所 ・2017年度の登録数 5団体7ヶ所 ・4市(枚方市、東大阪市、大東市、泉佐野市)が登録団体へ事業を委託。</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(2)

①分野:教育・学校・青少年

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

- 2010年3月
こども・未来プラン後期計画策定
- 2010年4月
子ども・若者育成支援推進法施行
- 2010年7月
子ども・若者ビジョン策定
- 2015年3月
大阪府子ども総合計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・結果として、将来の生活保護受給者数の増加がなど社会問題化が予想されていたが、総合的な取り組みが遅れていた。</p> <p>・また、内閣府では2018年度に「生活状況に関する調査」の結果として、中高年層を対象に初めて調査、40歳から64歳までの「ひきこもり」状態にある人が全国で61.3万人にのぼるという推計を発表。(人口に占める割合は1.45%、府内推計 約4万人)</p> <p>・「ひきこもり」は、どの年齢層にも、どんな立場の者にもみられるものであり、どの年齢層からでも、実に多様なきっかけでなりうるものであることが明らかになった。</p>		<p>・府内8校と連携して、「高校中退・不登校フォローアップ事業」を実施。(府は相談支援員の人件費等を負担)(2013～2014年度)</p> <p>・府内高校と連携して、「高校内における居場所のプラットフォーム化事業」を実施。(2015～2016年度)</p> <p>・「課題早期発見フォローアップ事業(2017年度)」「課題を抱える生徒フォローアップ事業(2018年度～)」として、教育庁において引き続き実施</p>	<p>・民生委員・児童委員や高校などと連携したひきこもり青少年や中退・不登校者等に対する支援の仕組みを構築。</p> <p>・2013年度の支援実績 759人(延べ6,690人)</p> <p>・2014年度の支援実績 529人(延べ10,649人)</p> <p>・2015年度実績 連携高校数 21校 1,455人 延べ16,140人</p> <p>・2016年度実績 連携高校数 9校 442人(延べ2,751人)</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(3)

①分野:教育・学校・青少年	改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>②タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 政策の刷新 <input type="checkbox"/> 執行の刷新 <p>③改革スタイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 投資・予算 <input type="checkbox"/> 条例・規則・運用ルール <input type="checkbox"/> 組織・経営形態 <input type="checkbox"/> 権限移譲 <p>④担当部局 府 福祉部</p> <p>⑤時期</p> <p>2010年3月 こども・未来プラン後期計画策定</p> <p>2010年4月 子ども・若者育成支援推進法施行</p> <p>2010年7月 子ども・若者ビジョン策定</p> <p>2015年3月 大阪府子ども総合計画策定</p>			<p>・ひきこもりや高校中退、不登校など、直ちに一般就労に従事することが困難な若者が就労経験を積むための「中間的就労の場づくり支援事業」を実施(府は運営NPO等に対して委託費を支払い) (2014.3～2015.2)</p> <p>・ひきこもり青少年の早期発見のため、民生委員・児童委員向け研修会を実施。(2014～2021年度)</p> <p>・大阪府子ども・若者支援地域協議会設置 (2015年度～)</p>	<p>・2014.3～2015.2 実績 支援人数 98人 就職決定者数 41人</p> <p>・2014～2021年度 実績 37回 (2014:11回、2015:6回、2016:4回、2017:3回、2018:5回、2019:5回、2020:1回、2021:2回)</p> <p>・2015年度以降、年1回開催 ※2020年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(4)

①分野:教育・学校・青少年

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2010年3月
こども・未来プラン後期計画策定

2010年4月
子ども・若者育成支援推進法施行

2010年7月
子ども・若者ビジョン策定

2015年3月
大阪府子ども総合計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		<p>・大阪府子ども・若者民間支援団体連絡会設置(2017年度～) (29団体が参画)</p> <p>・子ども・若者育成支援に関する市町村と民間支援団体の意見交換会を開催(2017年度～)</p> <p>・ひきこもり等青少年支援研修システム構築事業《ひきこもりサポーター養成研修》(2011～2018年度)</p> <p>・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修(2019～2021年度)</p>	<p>・2017～2019年度は、子ども・若者民間支援団体連絡会を年に1～2回開催。それ以降は単独では開催せず、市町村と民間支援団体の意見交換会として開催。</p> <p>・その他、青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援に関する情報を随時提供(2017年度～)</p> <p>・2017年度以降、年に1～2回開催 (2017:71名、2018:48名、2019:68名、2020:46名、2021:33名、2022:28名)</p> <p>・各年度研修回数5回 ・参加人数(延べ人数) 2015:163名 2016:231名 2017:218名 2018:215名 2019:209名 2020:212名 2021:197名</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(5)

①分野:教育・学校・青少年	改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>②タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 政策の刷新 <input type="checkbox"/> 執行の刷新 <p>③改革スタイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 投資・予算 <input type="checkbox"/> 条例・規則・運用ルール <input type="checkbox"/> 組織・経営形態 <input type="checkbox"/> 権限移譲 <p>④担当部局</p> <p>府 福祉部</p> <p>⑤時期</p> <p>2010年3月 こども・未来プラン後期計画策定</p> <p>2010年4月 子ども・若者育成支援推進法施行</p> <p>2010年7月 子ども・若者ビジョン策定</p> <p>2015年3月 大阪府子ども総合計画策定</p>			<p>・青少年スキルアップサポートモデル事業(2018～2022年度)</p>	<p>・各年度補助団体数</p> <p>2018:1団体</p> <p>2019:2団体</p> <p>2020:1団体</p> <p>2021:1団体</p> <p>2022:1団体</p>

青少年健全育成条例の一部改正(1)

①分野:教育・学校・青少年

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2009年～青少年健全育成
条例の一部改正等

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・過激な性描写を含む少女向けコミックが社会問題化</p> <p>・東京秋葉原でダガーナイフによる無差別殺傷事件が発生 (2008年)</p> <p>・出会い系喫茶が大都市部を中心に増加し、青少年の雇用に関して営業者が逮捕される事件等が発生</p>	<p>青少年(18歳未満)の健全な育成を図ることを目的に、基本理念を定め、この基本理念の下に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府の基本施策の策定と推進 ・社会環境の整備 ・青少年の健やかな成長を阻害する行為からの保護 <p>を行うもの(1984.3.28条例制定)</p>	<p>◎青少年健全育成条例の一部改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害な図書類の指定のうち、包括指定基準の改正(書籍、雑誌の場合、総頁数の10分の1又は合わせて10頁以上)(2009.2.23施行) ・有害玩具刃物類の規制の見直し (2009.2.23施行) <ul style="list-style-type: none"> ▶玩具類の定義の見直し →玩具刃物類に変更 ▶緊急指定制度の導入 ・両刃ナイフ(ダガーナイフ等)を有害な玩具刃物類に指定・告示(2008.9.25) ・年齢知情特例の導入(2009.2.23施行) ・立入調査の強化(2009.2.23施行) <ul style="list-style-type: none"> ▶公安委員会が指定する者への権限付与 ・淫行禁止規定違反の罰則の強化(2009.2.23施行) <ul style="list-style-type: none"> ▶100万円以下の罰金又は2年以下の懲役 	<p>◎青少年を取り巻く社会環境の整備と青少年の健やかな成長を阻害行為からの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類とする包括指定基準を拡大し、効果を高める ・有害な玩具刃物類の指定に関し、緊急指定制度を導入することで、不測の事態に直ちに対応できる仕組みを強化 ・年齢知情特例により青少年保護の実効性を向上 ・公安委員会の立入調査権限を条例に明記し、知事及び公安委員会がそれぞれの責任と権限において立入調査ができるよう強化 ・罰則を条例で定め得る上限まで強化し、実効性を向上

青少年健全育成条例の一部改正(2)

①分野:教育・学校・青少年

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2009年～青少年健全育成
条例の一部改正等

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・インターネットの不適切な利用により、出会い系サイト等を介して青少年が性犯罪等の被害に遭う事件が増加</p> <p>・子どもを被写体としたわいせつな写真集やインターネット上の画像が増加</p> <p>・JKビジネスが大都市の繁華街を中心に営業され、青少年が性被害やトラブルに巻き込まれるなど社会問題化</p>		<p>・青少年が使用する携帯電話のインターネット上の有害情報への対策(2011.7.1施行)</p> <p>▶フィルタリングサービスを利用しない場合の手続きを厳格化</p> <p>・「子どもの性的虐待の記録」の製造・販売・所持しない努力義務(2011.7.1施行)</p> <p>・有害図書類指定基準を条例に明文化(2011.7.1施行)</p> <p>・有害図書類区分陳列違反に対する勧告制度の強化(2011.7.1施行)</p> <p>・出会い系サイト等の広告規制(2011.7.1施行)</p> <p>▶無届業者の広告を掲載しない出版社の努力義務</p> <p>・いわゆる「JKビジネス」の規制(2018.7.1施行)</p> <p>▶有害役務営業の定義づけ</p> <p>▶有害役務営業者に対する禁止行為及び義務付け</p> <p>▶青少年に対する勧誘行為の禁止</p>	<p>・インターネット上の有害情報への対策強化</p> <p>・被写体である「子どもを守る」という観点から「子どもの性的虐待の記録」という概念を新たに構築し、青少年を保護</p> <p>・有害図書類の指定基準を明確化し、実効性を向上</p> <p>・違反店舗名の公表制度を設ける等、区分陳列違反に対する指導の実効性を向上</p> <p>・青少年が手にするコミック誌等に出会い系サイトの広告が掲載されないよう規制を強化</p> <p>・JKビジネスに関し有害役務営業を定義し、青少年をこれに関与させないために必要な規制を行い、青少年の性被害等を未然に防止</p>

青少年健全育成条例の一部改正(3)

①分野:教育・学校・青少年

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2009年～青少年健全育成
条例の一部改正等

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・SNSを通じて児童買春や児童ポルノなどの青少年の性被害に遭う件数の増加</p> <p>・児童ポルノ事犯のうち裸等の画像がインターネットに流出するいわゆる自画撮り被害が深刻化</p> <p>・SNSに起因し、人となりをよく知らない大人と直接会って性被害に発展するケースが発生</p> <p>・宝塚市においてクロスボウ(ボーガン)による殺傷事件が発生(2020年)</p>		<p>・フィルタリング手続きに係る規制について、対象事業者を携帯電話事業者に加え契約代理店にまで拡大(2018.4.1施行)</p> <p>・自画撮り要求行為に対する規制(2019.4.1施行,罰則2019.6.1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めることを禁止 ▶青少年に拒まれたにも関わらず、当該提供を求める行為や青少年を威迫、欺き等や対象を供与するなどにより当該提供を求める行為に対する罰則を新設 <p>・淫らな性行為、わいせつな行為の禁止の強化(2020.6.1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶青少年に対し、当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為等を行うことを禁止の対象に追加 <p>・クロスボウを有害な玩具刃物類として指定・告示(2020.10.9)</p>	<p>・インターネット上の有害情報への対策強化</p> <p>・児童ポルノの製造等の前段階である児童ポルノ等の要求行為について規制し、被害を未然に防止</p> <p>・青少年の性を弄ぶ心ない行為から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及</p>

あいりん地域の環境整備における警察・区役所との連携・協力(1)

①分野: 防災・安全・危機管理

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

- ④担当部局
- 府 政策企画部
 - 府 健康医療部
 - 府 商工労働部
 - 市 政策企画室
 - 市 西成区役所
 - 府警本部

- ⑤時期
- 2013年12月知事方針表明
 - 2014年4月「あいりん地域を中心とする環境整備5か年計画」発表
 - 2019年12月「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み」発表

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・大阪市で「西成特区構想」を掲げ、2013年度から本格展開しているが、府、府警として市と一体となった取組みには至っていない</p> <p>・あいりん地域では、覚醒剤等の薬物取引、公園・道路におけるごみの不法投棄、道路を不正使用した露店営業などが頻発。悪いイメージが定着する原因であり、対策が急務</p> <p>・今宮中学校区小中一貫校開校(2015年4月)に向けた環境改善が不可欠</p>	<p>・府、市、府警本部の協力体制の構築</p> <p>・取組み姿勢のアピール</p>	<p>・知事が、府・市・府警本部一体となった取組みを検討すること、5年で5億円の予算(府警予算含む)を確保する方針を表明</p> <p>・「あいりん地域を中心とする環境整備 5か年計画」発表(2014年4月)</p> <p>-府・市・府警本部の三者による継続的な進捗管理体制を構築</p> <p>-薬物対策(薬物乱用防止啓発・薬物依存症等ケア)、安全・安心の取組みを二本柱に、府・市・府警本部の事業をとりまとめ、一体的な取組みとしてアピール</p> <p>-既存の体制を計画に位置付け、関係機関の連携を強化(西成地域薬物対策チーム)</p>	<p>・2014年4月に計画発表。府・市・府警本部において、情報共有・意見交換等を行いながら事業実施中</p> <p><参考> 2014～2018年度府予算5億円、市予算11億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭犯罪防犯カメラ45台一斉整備(府警) ・薬物乱用防止の啓発の実施(府) ・薬物依存症等ケアの実施(府・市) ・不法投棄ごみ処理・巡回(市) ・通学路の道路照明190灯LED化、防犯カメラ52台設置(市) <p style="text-align: right;">など</p>

あいりん地域の環境整備における警察・区役所との連携・協力(2)

①分野: 防災・安全・危機管理

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

- 府 政策企画部
- 健康医療部
- 商工労働部
- 市 政策企画室
- 西成区役所
- 府警本部

⑤時期

- 2013年12月知事方針表明
- 2014年4月「あいりん地域を中心とする環境整備5か年計画」発表
- 2019年12月「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み」発表

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		<p>・「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み」発表(2019年12月)</p> <p>- 府・市・府警本部の三者による進捗管理体制を継続</p> <p>- 地域と行政のボトムアップによる議論・検討を基本としつつ、大阪の成長の視点からまちの活性化に向けた取組み</p> <p>- 薬物対策や不法投棄ゴミ対策、通学路の安全対策といった地域の環境改善の取組みを継続しつつ、あいりん総合センター跡地活用を進める</p>	<p>・府・市・府警本部において、情報共有・意見交換等を行いながら事業実施中</p> <p><参考> 2019～2022年度 府予算4.5億円、 市予算4.7億円</p> <p>・あいりん労働福祉センター耐震化(府)</p> <p>・あいりん総合センター跡地利活用の構想検討調査(府・市)</p> <p style="text-align: right;">など</p>

児童虐待防止に向けた相談受付体制見直し(1)

①分野:福祉・子育て

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 福祉部

⑤時期
 2010年～2012年
 テレビCM等の実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・府内において死亡に至る重篤な事件が発生 2008年:2件 2010年:5件 (政令市含む) ・大阪府域の児童虐待相談対応件数は全国で2位 府域:2009年:5,436件 東京都:3,339件、神奈川県域:5,676件 ・早期発見・対応が急務であるが、市町村では件数増による安全確認に追われ、重症度の判別や専門的な対応については不十分な状況であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報啓発の検討・実施 ・府組織体制の見直し -児童福祉司等専門スタッフの増員 夜間・休日体制の充実 -警察との連携強化 ・現場を担う市町村間のネットワーク強化や活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでにない大規模・広範囲でのテレビCM、広報の実現 -2010年過去最大の放送規模。(8・11月で900本) -近畿2府4県4政令指定都市での共同実施(啓発用ステッカーの配布等)。 -民間企業・団体と連携した広報啓発事業の実施(デジタルサイネージ掲出、鉄道各駅へのポスター掲示等) ・府組織体制の強化 -虐待対応のための児童福祉司等の増員(2011年20名、2013年5名、2015年8名、2016年15名、2018年15名、2019年22名、2020年25名、2021年21名、2022年20名) -警察官OBを子ども家庭センターに配置(2011年:3名、2012年:5名、2013年:5名、2014年:7名、2015年:7名、2016年:7名、2017年:13名、2018年:17名、2019年:17名、2020年:18名、2021年:18名、2022年:18名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動等による虐待防止への府民の意識の高まり -府域相談対応件数: 2013年:10,716件 2014年:13,738件 2015年:16,581件 2016年:17,743件 2017年:18,412件 2018年:20,694件 2019年:24,643件 2020年:24,633件 2021年:22,557件 ・子ども家庭センターの体制強化(安全確認業務の外部委託) -軽度のケースのうち、家族・親戚等からの通告に係る安全確認業務をノウハウを有する民間等に業務委託 ・対応の充実 -夜間・休日受電対応の外部委託 -夜間・休日出動件数 2013年:206件 うち一時保護72件(総受電数1,631件)

児童虐待防止に向けた相談受付体制見直し(2)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2010年～2012年
テレビCM等の実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		-夜間・休日における警察官OBを配置(2018年:4名、2019年:4名、2020年:5名、2021年:5名、2022年:5名) -新たな一時保護所開設(2013年:定員50名→86名、2023年予定:86名→136名) -中央子ども家庭センターに「こころケア」開設(2013年) ・市町村スキルアップ支援 -府専門スタッフを派遣し、早期発見・対応力強化に向け助言(2011～2013年 34市町:延べ178回) -子ども家庭センターにおける受入研修(2015年:10市、2016年:11市、2017年:8市、2018年:14市1町、2019年:13市1町、2020年:15市、2021年:19市町) -府市町村スーパーバイザー研修の実施(2019年:延べ161人、2020年:延べ126人、2021年:延べ124人) -市町村職員向け動画配信型研修の実施(2022年予定)	2014年:232件 うち一時保護62件(総受電数 1,966件) 2015年:345件 うち一時保護63件(総受電数2,013件) 2016年:397件 うち一時保護90件(総受電数 3,040件) 2017年:447件 うち一時保護69件(総受電数 5,381件) 2018年:694件 うち一時保護95件(総受電数 6,533件) 2019年:696件 うち一時保護70件(総受電数 6,938件) 2020年:879件 うち一時保護70件(総受電数 6,068件) 2021年:1,028件 うち一時保護81件(総受電数 12,002件) ・施設退所後の親子への支援についてのガイドライン作成によるノウハウの共有、対応力向上

児童虐待防止に向けた相談受付体制見直し(3)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2010年～2012年
テレビCM等の実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止に向けたオール大阪での会議体「大阪児童虐待防止推進会議」の設置(2019年) -オール大阪での啓発活動 -子ども家庭総合支援拠点の設置促進 -警察との定期的な合同研修 -精神科医療機関との連携 -SNSを活用した児童虐待防止相談事業 -リスク事案における24時間以内の安全確認 -警察との全件情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した児童虐待防止相談事業「子どもと親の相談らいん@おおさか」の開設による相談受付 (2020年:3,505件 2021年:1,940件)

府立金剛コロニー・府立砂川厚生福祉センター再編整備

①分野: 福祉・子育て

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2010年～『大阪府財政構造改革プラン(案)』で民営化を明確化

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・これまで、府では、府立社会福祉施設を設置・運営し、福祉サービスの広域的な供給及び府域の福祉サービス基盤の確立に先導的な役割を果たしてきた。</p> <p>・民間による福祉サービスの供給を誘導・促進してきた結果、民間社会福祉法人が担う福祉サービスが拡大するなかで、府の役割を明確にする必要が出てきた。</p> <p>(出典)『府立社会福祉施設等のあり方について』(H10.12)</p>	<p>・府が果たすべき役割を精査したうえで、民間で対応可能な分野は、順次、民間移行をすすめる。</p> <p>・入所施設からの地域移行を着実に進め、大規模施設の縮小を図る。</p> <p>①砂川厚生福祉センター</p> <p>・施設種別や運営手法の見直しなどを行う。</p> <p>②金剛コロニー</p> <p>・事業団の経営努力に対する指導や運営手法の見直し(民営化含む)などを行う。</p>	<p>・『障害者自立支援法』(2006年4月施行)を踏まえ、府立施設の再編整備方針(案)を策定(2007年1月)</p> <p>①砂川厚生福祉センター</p> <p>・民間で対応が困難な利用者を支援する施設に特化。(強度行動障がい者、社会関係障がい者)</p> <p>・民間事業所と連携した地域移行の推進。</p> <p>②金剛コロニー</p> <p>・『大阪府財政構造改革プラン(案)』(2010年10月)で民営化を明確化。</p> <p>・地域生活移行の計画的な促進(拠点施設の整備等)、利用者の状態にあった施設への転換により民営化を推進。</p>	<p>①砂川厚生福祉センター</p> <p>・施設廃止・民営化及び施設機能の特化により、2011年度末で再編整備完了。今後は、民間施設職員等への研修機能を強化する。</p> <p><実績></p> <p>・入所定員:7施設500名(2003年)⇒2施設70名(2012年以降)</p> <p>②金剛コロニー</p> <p>・コロニー内の施設整備及び地域生活支援拠点施設を整備し、着実に地域移行を推進。</p> <p>-2017年度民営化</p> <p>-障がい児施設(定員100名)として一部存続(府立こんごう福祉センターに改称)</p> <p><実績></p> <p>・入所定員(成人):750名(2003年)⇒民営化障がい児者施設(定員児80名、者20名)(2017年)として一部存続。</p> <p>・運営委託料(超過負担分):約22億円(2003年決算)⇒約2億円(2018年決算)⇒以降決算は約3億円で安定。</p>

発達障がい児者の早期発見とライフステージに応じた支援(1)

①分野: 福祉・子育て

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2013年～ 知事重点事業として「発達障がい児者総合支援事業」を開始

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・発達障がい児者に対する支援について、障がい福祉制度の谷間におかれ、その気づきや対応が遅れがちであった。</p> <p>・ライフステージに応じた支援を行うとともに、乳幼児期、学齢期、成人期と一貫した切れ目のない総合的支援を行う必要がある。</p> <p>※発達障がいとは... ・自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠如・多動症など、脳の機能障がい。</p>	<p>・全庁が一体となって(福祉部、健康医療部、教育庁、商工労働部等が連携)ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備を図る(乳幼児期)早期発見及び支援につなげるための健診の充実(学齢期)学校等における発達障がい児への支援の充実(成人期)発達障がい者の気づき支援や、発達障がい者の雇用を支援</p> <p>・2014年度から、早期発見をはじめ、発達障がい児者が身近な地域での支援を受けられることができるよう、市町村(地域)での取組の充実に向け、府として施策を実施。 * 2014年度当初予算 1億3,197万円(一般財源9,013万円) 2015年度当初予算1億3,023万円(一般財源8,383万円) 2016年度当初予算1億1,153万円(一般財源6,921万円) 2017年度当初予算2億1,812万円(一般財源1億8,671万円) 2018年度当初予算2億1,855万円(一般財源1億8,651万円)</p>	<p>・発達障がい児者支援体制整備検討部会の運営</p> <p>-発達障がい児者支援プランの策定に向けた検討や発達障がい児者総合支援事業の進捗管理等</p> <p>・乳幼児健診体制整備</p> <p>-発達障がいの早期発見に資する問診項目等の検討や府立の病院において、かおテレビ(社会性発達の評価補助装置)を活用</p> <p>・障がい児通所支援事業所に対する機関支援(2013年度末時点府内延べ92箇所→2017年度末時点府内延べ316箇所) →2021年度末時点府内延べ444箇所)</p> <p>-発達障がい児に対する地域の支援力強化を図るため人材育成等を実施</p> <p>・家族支援</p> <p>-「ペアレント・トレーニング」(保護者向け集団プログラム)の実施</p> <p>・「発達障がい者支援センター(アクトおおさか)」の運営</p> <p>-府内の発達障がい児者に対する支援を総合的に行う拠点及び地域支援機能を強化</p>	<p>・これまで取組みが十分でなかった発達障がい児者支援について、施策をパッケージで企画・展開できる体制を整備。</p> <p>・「発達障がい児者支援プラン」(2014年3月策定)</p> <p>「新・発達障がい児者支援プラン」(2018年3月策定)</p> <p>「第5次大阪府障がい者計画」(2021年3月策定)※新・発達障がい児者支援プランの後継となる内容を本計画に位置付け</p> <p>関係機関がその役割に応じて連携しつつ、重層的な支援体制を構築することをめざす。</p>

発達障がい児者の早期発見とライフステージに応じた支援(2)

<p>①分野: 福祉・子育て</p> <p>②タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 政策の刷新 <input type="checkbox"/> 執行の刷新 <p>③改革スタイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 投資・予算 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則・運用ルール <input type="checkbox"/> 組織・経営形態 <input type="checkbox"/> 権限移譲 <p>④担当部局</p> <p>府 福祉部</p> <p>⑤時期</p> <p>2013年～ 知事重点事業として「発達障がい児者総合支援事業」を開始</p>	<p>改革前の課題 (Why)</p>	<p>改革の方向性 (Vision)</p>	<p>何をどう改革したか (What)</p>	<p>主な成果 (Outcome)</p>
		<p>2019年度当初予算2億1,652万円(一般財源1億8,438万円) 2020年度当初予算2億1,818万円(一般財源2億580万円) 2021年度当初予算2億834万円(一般財源1億9,663万円) 2022年度当初予算2億878万円(一般財源1億9,698万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの診断等に関する医師の診療技術の維持・向上 -医療機関相互の連携体制を構築 -医師養成研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診における発達障がいの早期発見に資する問診項目を策定するとともに、市町村保健師向けにその手引書を作成 ・2次医療圏域ごとに6箇所の拠点医療機関を指定し、医療機関間の連携を図る ・専門的に発達障がいを診断できる医療機関の増加を図るため、地域の小児科医等向けに養成研修を実施

福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点(仮称)の整備

①分野: 福祉・子育て

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2015年 大阪府障がい者社会参加促進センター等移転整備事業基本構想、策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・福祉3センター(大阪府盲人福祉センター、社会参加促進センター、谷町福祉センター)は、2015年度末までに耐震改修が必要であり、老朽化が顕著で、バリアフリーも不十分である。</p>	<p>・福祉3センターを一元化し、視聴覚障害者情報提供施設と、母子・父子福祉センターの2つの機能を持つ府立社会福祉施設として集約。 ・福祉関連の情報発信やコミュニケーション支援のための拠点施設として森之宮地区に整備する。</p>	<p>・2015年度、大阪府障がい者社会参加促進センター等移転整備事業基本構想を策定。 ・2016年度、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点(仮称)整備基本計画を策定。</p>	<p>・2017～2018年度、基本・実施設計。 ・2018年度より工事に着手。 ・2020年6月15日より府立福祉情報コミュニケーションセンター、府立母子・父子福祉センターとして供用開始。</p>

医療的ケア児支援(1)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2018年度～医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会の運営

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者を取り巻くさまざまな課題に向けて、保健、医療、福祉等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの構築を行うとともに、福祉サービス等の充実強化に取り組むため、大阪府においては、第4次障がい者計画(2012年度)において、重症心身障がい児者の地域生活支援を最重点施策の一つとして位置づけ、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等への支援の充実を図ってきた。</p> <p>・近年、医療技術等の進歩に伴い、日常的に呼吸管理や経管栄養、喀痰吸引等が必要な医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。</p>	<p>・医療的ケア児等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健、医療、福祉及び教育等の関係機関の協議の場を設置し、市町村域等の協議の場とも連携して、府域全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなげる。</p> <p>・市町村における関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府レベルの協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進める。</p> <p>・重症心身障がい児を受け入れている通所事業所等を対象に支援技術の向上を図る。新規に受け入れを検討している事業所等に対し、支援のノウハウを提供することで、重症心身障がい児を支援する事業所等の設置促進を図る。</p> <p>・医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組む。</p>	<p>・医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会の運営(保健・医療・福祉・教育等関係機関の協議の場) 2018年度～2021年度 各2回開催、2022年度 2回開催予定</p> <p>・市町村における医療的ケア児を支援するための協議の場の設置:38市町村設置済(2022年4月時点)</p> <p>・医療的ケア児等に係る研修の実施コーディネーター養成研修修了者67名、支援者研修修了者365名(2021年度までの累計)</p> <p>・医療的ケア児等コーディネーターの配置済み市町村:22市町(2021年度末時点)</p> <p>・障がい児等療育支援事業(重症心身障がい児支援)を実施。(2021年度実績)延べ119名が参加</p> <p>・医療型短期入所支援強化事業を実施 〈政令市以外圏域〉 2021年度:5圏域10病院、延べ利用日数:1,485日 〈政令市圏域〉 2021年度:1圏域6病院、延べ利用日数:2,223日</p>	<p>・医療的ケア児のライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築。</p> <p>・関係機関の連携による府域全体での医療的ケア児の支援体制の構築。</p> <p>・医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支える地域ケアシステムの強化および医療的ケア児の生活実態に応じた切れ目のない支援体制の構築。</p>

医療的ケア児支援(2)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

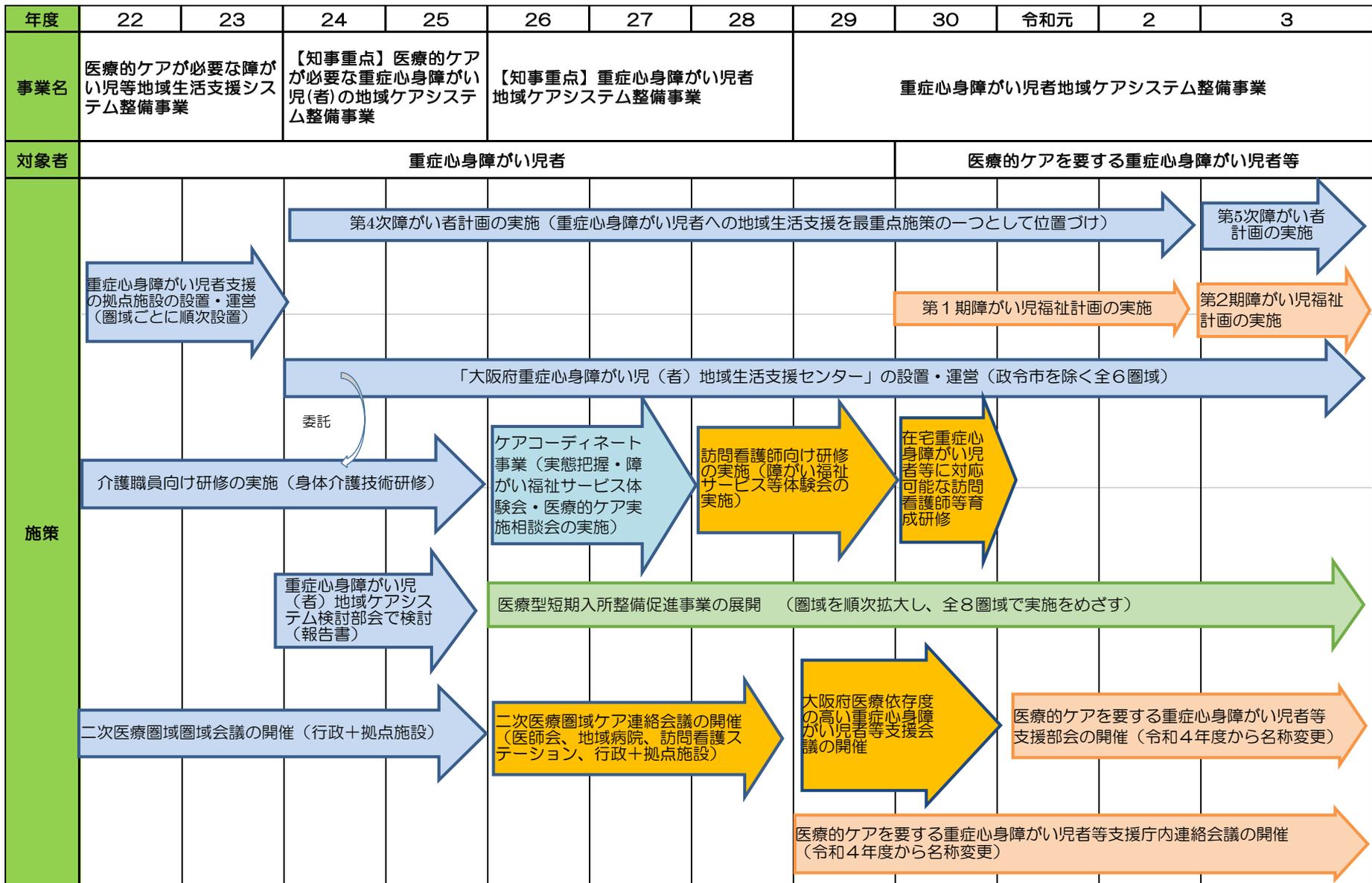
- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2018年度～医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会の運営

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・そのような中、2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、都道府県においてできる措置として、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及び家族の相談、情報提供、助言その他支援を行うこと等が明示された。</p>	<p>・医療・保健・福祉・教育・労働等の多方面にわたる医療的ケア児等からの相談に総合的に対応できる「医療的ケア児支援センター」を2023年度に設置する。</p>	<p>・医療的ケア児やその家族の最新のニーズや課題の把握をするため、医療的ケア児実態把握調査を実施(2022年) 調査票配布数:約1,360件、調査回答数:607件</p> <p>・医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループを2022年度に4回開催し、支援センターの設置に向けた提言のとりまとめ</p> <p>・ワーキンググループの提言や実態把握調査等の結果を踏まえ、2023年度の設置に向けてセンターの体制や機能を精査する。</p>	<p>・医療的ケア児及びその家族の日常生活及び社会生活を社会全体で支える支援体制を実現して、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせる社会の実現。</p>

大阪府における重症心身障がい児者支援の取組



障がい者支援(重度障がい者等の就労支援)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2020年度「重度障がい者就業支援事業」を制度化

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>障がい福祉サービス(重度訪問介護等)において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は支援の対象外とされている。</p> <p>このため、重度障がい者等が就業するにあたり、必要な介護が受けられないといった支障が生じている。</p>	<p>常時介護等を必要とする重度障がい者の日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障がいを理由として、働く意思と能力がありながら働くことのできない者に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進する。</p>	<p>【2020年度】 国に先駆けて「重度障がい者就業支援事業」を制度化。政令市を対象として試行実施。(費用負担割合…府:政令市=1:1) 《支援内容》 重度障がいがある自営業者に対する、就業中、就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る介助</p> <p>【2021年度】 国において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が開始され、府事業は国事業に継承。(費用負担割合…国:府:市町村=1/2:1/4:1/4) 《支援内容》 重度障がい等がある民間企業の被雇用者又は自営業者に対する、就業中、就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る介助</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町村での事業実施を促進するため、好事例の紹介や事業周知など、市町村に対して引き続きはたらきかけを実施。 • 障がい者の社会参加を促進することは、本来、ナショナルミニマムで実施すべき性質のものであるため、全国一律の制度として法定給付化されるよう、国に要望。 	<p>《府内市町村の実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2020年度(府事業): 1自治体 • 2021年度(国事業): 1自治体 • 2022年度(国事業): 7自治体(予定)

障がい者支援（重度障がい者等の就労支援）

● これまでの経過

年度	月	動き
2019年度	7月	参議院選挙において、重度訪問介護利用者が当選
	8月	重度障がい者の就労支援について制度化を検討
	12月	2020年度の事業内容を決定（事業名「重度障がい者就業支援事業」）
	12月	国の2020年度予算案で重度障がい者就労支援策の新設が判明
2020年度	4月	府単独事業として政令市を対象に試行実施を開始（最終実績は1件）
	10月	国の事業が地域生活支援事業として開始（大阪府内の市町村は実施なし）
2021年度	4月	国事業が地域生活支援促進事業として実施（府事業は国事業に継承）
	8月	第1回市町村ワーキング開催 ⇒ 事業を実施した自治体から事例を発表
	3月	第2回市町村ワーキング開催 ⇒ 事業実施にかかる課題や他府県の状況についての報告書を取りまとめ、今後府内全市町村での事業実施を促す。
2022年度	7月	健康福祉合同会議において、府内市町村に対し、事業実施に向け、制度周知や好事例の紹介を行う。

● 府内市町村の実施状況

年度	市町村数	利用人数	事業総額
2020年度（府事業）	1	1人	133千円
2021年度（国事業）	1	16人	16,281千円
2022年度（国事業）	7	59人	246,554千円

※2022年度は予定

● 支援対象範囲の考え方

職場等における支援

業務に関連する支援

助成金の支給対象範囲内の支援

- (例) ・ 文書の朗読や作成
 ・ 機器の操作や入力作業
 ・ 業務上の外出の付き添い 等

左記以外に必要な支援

助成金において支給対象範囲外の支援

- (例) ・ 喀痰吸引
 ・ 姿勢の調整
 ・ 安全確保のための見守り 等

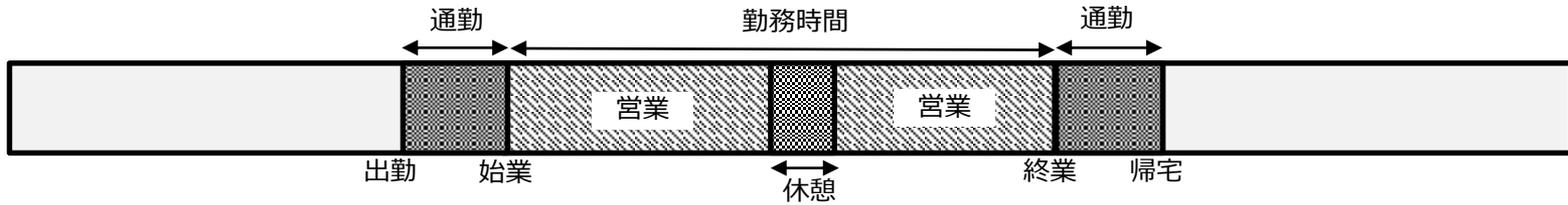
雇用の場合

企業 負担	障害者雇用納付金助成金	雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援特別事業	本人 負担
----------	-------------	-------------------------------	----------

自営業の場合

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	本人 負担
---------------------------	----------

● 雇用施策（障害者雇用納付金助成金）との連携イメージ

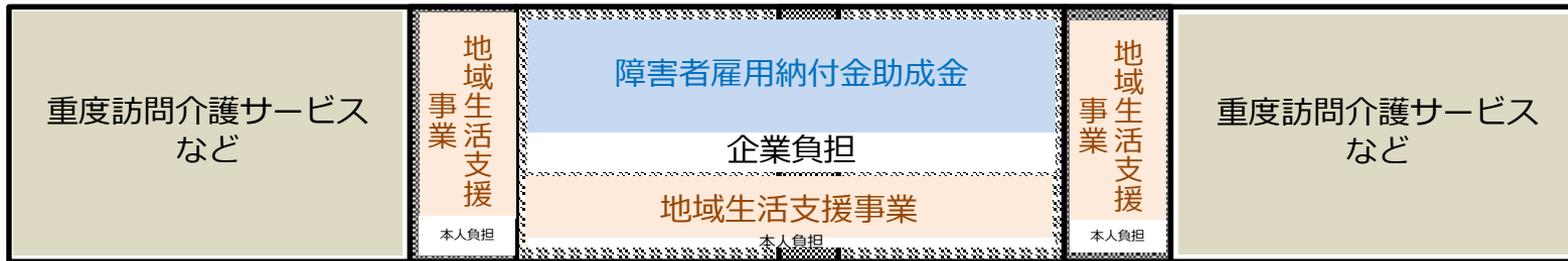


（民間企業に勤務する重度訪問介護等利用者の場合）

～各年度3ヶ月目まで



各年度4ヶ月目以降～



（自営等で働く重度訪問介護等利用者の場合）



危険ドラッグ対策の強化

①分野: 健康・医療

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 健康医療部

⑤時期

2012年6月 条例制定指示
2012年12月 条例制定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・2011年頃から合法ハーブ等と称した危険ドラッグの販売店が増加している ・危険ドラッグによると疑われる健康被害が多数発生 ・2012年5、6月に危険ドラッグ使用後に車を運転し、第三者を巻き込む事故が発生した ・国が禁止する薬物の指定には時間がかかり、迅速な取締りに限界があった 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグ対策を強化する府独自の条例を制定 -2012年6月知事指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」制定(2012年12月全面施行) -全面施行は東京都に続き、全国で2番目 -全国で初めて、知事指定薬物の使用者(所持、使用の行為)に罰則導入 ・知事指定薬物として国の指定より早く指定 ・全国で唯一、警察職員に立入権限を付与 ・大阪薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」第三次戦略を改正、危険ドラッグ対策を盛り込む。(2012年12月) ・危険ドラッグの買上調査実施(70製品のうち4製品から違法薬物検出。2013年度) ・販売店舗数がゼロ(2015年3月)になって以降も、通常監視、ネット監視の継続。薬物指定審査会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち入り調査等により販売店舗数がゼロ 2011年度 73店 ⇒2012年度 33店 2013年度 37店 2014年度末 0店 ・健康被害(救急搬送)の発生状況が減少 2011年 24人 ⇒2012年 46人 2013年 10人 ・2018年を最後に、健康被害の報告事例なし ・府の取組みが国に影響 -府条例の使用者までの規制が国に影響。薬事法改正により規制強化。国が府の規制に追い付く形 -東京都と連携し国より迅速に知事指定薬物を指定(知事指定後、国の指定薬物に指定)

OSAKALごとフィールドの設置による雇用促進

①分野:産業・労働

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 商工労働部
雇用推進室

⑤時期

2013年9月
「OSAKALごとフィールド」
開設

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)																
<p>・大阪の雇用状況は東京・神奈川・愛知に比べて悪い 【2012年】</p> <p>-完全失業率</p> <table border="1"> <tr><td>大阪府</td><td>5.4%</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>4.4%</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>3.7%</td></tr> </table> <p>-有効求人倍率</p> <table border="1"> <tr><td>大阪府</td><td>0.77倍</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>1.08倍</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>0.57倍</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>1.12倍</td></tr> </table> <p>・ハローワーク(国直営には求人情報が豊富にあるが、それを活かしていない -マッチングノウハウ -大阪の産業を支える中小企業側の雇用ニーズとのミスマッチ</p>	大阪府	5.4%	東京都	4.5%	神奈川県	4.4%	愛知県	3.7%	大阪府	0.77倍	東京都	1.08倍	神奈川県	0.57倍	愛知県	1.12倍	<p>・ハローワーク、民間人材ビジネス、大阪府の三位一体の支援の仕組みを創設</p> <p>-ハローワーク: 求人情報が豊富</p> <p>-民間人材ビジネス: マッチング、人材育成の専門的なノウハウを有する</p> <p>-府: 中小企業とのネットワーク、支援策がある</p> <p>【参考】 ハローワークの一体的実施の状況(地方自治体の提案内容に沿って事業が開始されたもの) 都道府県: 33 市区長: 151 (2021年3月現在)</p>	<p>・「OSAKALごとフィールド」を開設(2013年9月)、求職者に加え、ハローワーク等では従来行っていなかった中小企業向けの支援を実施</p> <p>-求職者向け支援 若者、就職困難者等のカウンセリング、面接の受け方等のセミナーを開催</p> <p>-企業向け支援 中小企業の人材ニーズを把握し、企業相談や採用活動、定着支援等のセミナーを開催</p> <p>-同フロアにハローワークを併設</p> <p>・OSAKALごとフィールドをリニューアル(2017年5月)</p> <p>-就職に困難性を有する求職者等への支援プログラムの開発・実施</p> <p>-中小企業の人材確保支援のため、職場環境の改善や魅力の向上・情報発信</p> <p>-職種志向の拡大・転換カウンセリングの実施</p> <p>-求職支援機能(利用者により一時保育を提供等)の強化や「公園」をテーマに施設空間を一新</p>	<p>・「OSAKALごとフィールド」の実績-就職者数</p> <p>5,108名(2013年度)(2013.9~2014.3)</p> <p>8,080名(2014年度)</p> <p>8,038名(2015年度)</p> <p>7,733名(2016年度)</p> <p>8,023名(2017年度)</p> <p>7,103名(2018年度)</p> <p>6,887名(2019年度)</p> <p>3,343名(2020年度)</p> <p>6,581名(2021年度)</p> <p>3,037名(2022年10月末)</p> <p>-登録企業数</p> <p>3,289社(2013年度末)</p> <p>4,606社(2014年度末)</p> <p>5,320社(2015年度末)</p> <p>5,616社(2016年度末)</p> <p>6,228社(2017年度末)</p> <p>7,202社(2018年度末)</p> <p>7,942社(2019年度末)</p> <p>8,685社(2020年度末)</p> <p>9,318社(2021年度末)</p> <p>9,831社(2022年度10月末)</p>
大阪府	5.4%																		
東京都	4.5%																		
神奈川県	4.4%																		
愛知県	3.7%																		
大阪府	0.77倍																		
東京都	1.08倍																		
神奈川県	0.57倍																		
愛知県	1.12倍																		

ハートフル条例、ハートフル税制の実施

①分野:産業・労働

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 商工労働部

⑤時期
 2009年10月
 ハートフル条例制定
 (2010年4月施行)
 2010年4月
 ハートフル税制創設

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・大阪の障がい者雇用の状況は、全国の下位レベル -2009年実雇用率 1.60%(全国32位) -法定雇用率達成企業割合 42.9%(全国45位) ・障がい者の法定雇用率が、1.8%から2.0%に引き上げられ、一層の対策が不可欠 [参考]法定雇用率 2018年4月～ 2.2% 2021年3月～ 2.3%	・「障がい者雇用の促進」に向けた制度の創設と取組みの推進 ・府との契約・補助金交付等の対象となる企業での障がい者雇用を促す条例を制定	・障がい者雇用促進センター(2009年7月設置) -条例に基づく雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援、障がい理解促進等セミナーの開催等 ・「ハートフル条例」 -対象:府の契約先、補助金交付先、指定管理者 →法定雇用率未達成企業に雇入れ計画策定を義務付け等 雇用状況報告事業者数 3,702社(2018年3月末) 5,956社(2022年3月末) うち未達成事業者の指導 1,243社(2018年3月末) 1,921社(2022年3月末) ・「ハートフル条例改正」(2020年3月制定、9月施行) -対象:法定雇用率未達成の特定中小事業主(府内のみ事業所等を有する43.5人以上100人以下の事業主) →障がい者雇用推進計画策定を努力義務化等 雇用推進計画書提出事業者数 218社(2022年3月末) ・「ハートフル税制」 -障がい者を多数雇用する中小企業等の法人事業税を軽減 延べ114社(2018年3月末) 200社(2022年3月末) ・中期目標の策定 -2022年度までに実雇用率 2.3%以上、雇用数56,700人	・障がい者の実雇用率が上昇(全国平均レベルに) -大阪府(参考:全国順位) 2009年 1.60%(32位) 2017年 1.92%(43位) 2018年 2.01%(42位) 2019年 2.08%(42位) 2020年 2.12%(41位) 2021年 2.21%(33位) (全国) 2009年 1.63% 2017年 1.97% 2018年 2.05% 2019年 2.11% 2020年 2.15% 2021年 2.20% ・雇入れ計画に基づく障がい者雇入れ実績 6,723人

NPOの活動基盤づくり、自立運営をサポートする「市民公益税制」の導入に向けた検討

①分野: 暮らし・住まい・まちづくり

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 府民文化部

⑤時期
 2010年度～
 地域力再生支援事業補助金
 2011年度～
 新しい公共支援事業
 2013年度
 大阪府府民協働促進指針
 策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか(What)	主な成果 (Outcome)
<p>・地域を支えてきた各種のコミュニティが弱体化</p> <p>・急速に進む都市環境の変化のなかで、大規模災害への備えや支援を要する家庭への対応など、地域の実情に応じて多様化する課題に対して、行政単独で適切に対応していくことが困難になっている。</p>	<p>①府独自で地域活動の立ち上げ支援 ・「地域力再生支援事業補助金」を創設し、土木事務所などと連携し、地域が取り組む自主的な活動の立ち上げを支援</p> <p>②国事業を活用した地域課題を解決するモデル事業の支援 ・国の「新しい公共支援事業」の交付金を活用し、さまざまな団体が協働して地域課題の解決に取り組むモデル的な事業等を支援</p> <p>③府のNPO等支援指針を策定 ・「大阪府府民協働促進指針」を策定(H26年1月)。自治会、公益法人やNPO法人等の地域活動の担い手である団体の自立性を高め、自主的な活動を促進することにより、協働による取り組みを進め、共助社会の実現をめざす。</p>	<p>①「地域力再生支援事業補助金」(2010～2011) ・小学校を活用した活動拠点整備 ・地域安全センターの設置促進など</p> <p>②「新しい公共支援事業」(2011～2012) モデル事業例 ・元ホームレスや生活保護受給者の就労と自立の場の提供 ・地域コミュニティの活動を核とした防災ネットワークづくり</p> <p>③「大阪府府民協働促進指針」策定(2014年1月)</p>	<p>①2011年6～7月に実施した調査で、5割を超える市町村が、地域活動が活発化・コミュニティの活性化が図られたと回答(「地域力再生に向けた市町村取組調査」)</p> <p>②NPO等団体間における新たな関係作りの契機となり新たなネットワークが生まれるなど、NPO等との協働の取組みが促進 -構築されたプラットフォーム(事業実施するための協議体)数:41</p> <p>③市民公益税制 ・地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例制定(2015.1施行) -指定法人数223法人(2022.3現在) ・同条同項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例制定(2015.6施行) ・同条同項第4号に掲げる寄附金を定める条例(2017.11施行) -指定法人数8法人(2022.3現在)</p>

人権3条例

①分野: -

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 府民文化部

⑤時期

- ・2019年10月「人権尊重の社会づくり条例」改正
- ・2019年10月「性の多様性理解増進条例」施行
- ・2019年11月「ヘイトスピーチ解消推進条例」施行

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・大阪府では、すべての人の人権が尊重される社会をめざして「人権尊重の社会づくり条例」を1998年に制定し、人権施策を積極的に推進してきた。</p> <p>・近年、ネット社会等の社会構造の変化や、価値観の多様化等、人権課題が複雑多様化するとともに、2025年大阪・関西万博等の世界的イベントの開催等、国際都市にふさわしい環境整備をしていくことが喫緊の課題となっている。</p>	<p>[社会づくり条例]</p> <p>・府の人権施策の実効性を高めるため、「人権尊重の社会づくり条例」を改正し、行動の主体である府民・事業者の責務を新たに追加する。</p> <p>[性の多様性理解増進条例]</p> <p>・府民一人ひとりが性の多様性に関する理解を深めていくことにより、誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざすため、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例(性の多様性理解増進条例)」を制定する。</p> <p>[ヘイトスピーチ解消推進条例]</p> <p>・ヘイトスピーチは許さないという府の決意を府民に見える形で示すことにより、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成するため、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(ヘイトスピーチ解消推進条例)」を制定する。</p>	<p>[社会づくり条例]</p> <p>・条例の具体化のための「人権施策推進基本方針」を変更。(R3.12月)</p> <p>・「人権施策推進基本方針」が示す「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するための「人権教育推進計画」を改定。(R4.9月)</p> <p>[性の多様性理解増進条例]</p> <p>・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を実施。(R2~)</p> <p>・性の多様性を考えるセミナーの開催や、啓発動画の制作・上映など、理解増進に向けた取組みを実施。</p> <p>[ヘイトスピーチ解消推進条例]</p> <p>・条例周知の取組み(啓発ポスターや府・市町村等の広報誌等による周知、11月「ヘイトスピーチ条例啓発推進月間」における集中的な取組み)を実施。</p> <p>・庁内関係部局へ公の施設の利用案内等にヘイトスピーチ禁止についての附款を付すことを依頼。(R2)</p>	<p>一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を築く。</p>

インターネット上の誹謗中傷条例

①分野: -

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 府民文化部

⑤時期

2022年4月「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」施行

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・インターネット上には、誹謗中傷やヘイトスピーチ、いわゆる同和地区の摘示等人権侵害情報が公開されており、その対応は喫緊の課題となっている。</p> <p>・こうしたことから、インターネット上の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害からすべての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承していくことを目的に、議員提案により「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が制定された。</p>	<p>・インターネット上の誹謗中傷や差別等を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざす。</p>	<p>・「有識者会議」を設置し、広域自治体を実施すべき実効性のある施策について、有識者から意見を聴取し、検討。(R4年5月に第1回会議を開催、同年12月までに計5回の会議を開催。)</p> <p>・7月を「インターネット上の人権侵害解消啓発推進月間」として、人権啓発講演会の開催やデジタルサイネージでの人権啓発動画の放映など、インターネット上の人権侵害の解消に向けた集中的な取り組みを実施。</p>	<p>・インターネット上の誹謗中傷や差別等を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならない社会を築く。</p>

人権尊重の社会づくり条例（一部改正）

1998年11月1日施行
(改正2019年10月30日施行)

人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例

2019年10月30日施行

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、もって全ての人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

2019年11月1日施行

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動は許されないものとの認識の下、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施し、もって全ての人が相互に人種又は民族の違いを尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

2022年4月1日施行

インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

インフラ・アセットマネジメント(維持管理の重点化)

①分野: 都市計画・都市整備

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 都市整備部

⑤時期

2010年度

アセットマネジメント手法の導入

2014年度

都市基盤施設長寿命化計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期に整備された大量のインフラ施設が一気に老朽化、更新時期到来 -建設後40年以上の橋梁が48% -防潮堤・護岸等でも老朽化が顕著に ・交通量・人口集中により維持管理を行いくい -交通量の集中は全国3位 -低平地への人口集中は全国1位 ・建設投資余力の減少 建設費は10年前から半減 → 半数の事業が「休止・遅延」 ・予防保全による長寿命化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた財源・人材の中で、建設事業と維持管理をトータルでマネジメント ・建設事業の更なる選択と集中により、維持管理への重点化を行い、予防保全対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年度から維持管理戦略について当面3年間程度の対策予定を提示 -「アセットマネジメント手法」の導入により、施設の長寿命化や更新時期の平準化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。 -地方債の発行等により、維持管理予算必要水準への段階的増額(2010年;170億円 → 2013年;260億円(1.5倍増)) ・都市基盤施設長寿命化計画策定(2015.3) ・2010年度からの建設事業計画について、当面10年間の事業予定を提示 -原則、現行の予算水準を基本、重点化方針のもと、「さらなる選択と集中」、即効性、実現性の観点から「事業や計画の見直し」 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理予算へのシフトにより、今後20年で3300億円(年間165億円)の財政縮減効果を見込む ・建設事業の計画的推進

G7大阪・堺貿易大臣会合

①分野: -

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 政策企画部

⑤時期

- ・2022年9月「2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会」の設立
- ・2022年11月「2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局」の設置

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>「2025年大阪・関西万博」の開催準備が本格化する2023年に、人と人、モノとモノをつなぐG7貿易大臣会合が中世の時代より国際貿易都市として栄えた、大阪・堺で開催されることは、世界を結び付け、いのちをともに大切にすると、いう万博のテーマに合致するものであり、2年後の万博成功へつなげるうえでも、その意義は大きい。</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2021年12月1日 知事・堺市長による2023年G7関係閣僚会合誘致の共同発表 ◆2022年9月16日 政府において、貿易大臣会合を大阪・堺で開催を決定 ◆2022年11月29日 政府において、貿易大臣会合の開催日(2023年10月28日・29日)及び正式名称を発表 	<p>G7大阪・堺貿易大臣会合の開催、成功</p> <p>【G7大阪・堺貿易大臣会合の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日程 2023年10月28日・29日の2日間 ◆参加国 G7(日、仏、米、英、独、伊、加)、欧州連合(EU)、その他招待国(未定)等 ◆開催場所 ・会議…大阪市内 ・社交行事…堺市内 	<p>G7大阪・堺貿易大臣会合の開催成功に向け、主催者である経産省・外務省と連携し、大阪府・堺市、経済界等と連携して準備を進める。</p> <p>また、地元住民や事業者等への周知・理解促進を行うとともに、大阪・堺のPR及び情報発信を行う。</p> <p>【これまでの取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2022年9月30日 2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会の設立 ◆2022年11月1日 2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局の設置(堺市役所内) 	<p>○万博への弾みをつける</p> <p>世界の主要国が集まり議論するG7大阪・堺貿易大臣会合を、大阪・関西万博の開催準備が本格化する2023年に開催し、2年後の成功へつなげる。</p> <p>○大阪・堺のプレゼンスの向上</p> <p>各国政府関係者や海外プレスなど、多くの人々が参加するG7大阪・堺貿易大臣会合において、大阪・関西万博の取り組みや、大阪・堺の魅力を世界に発信することで、大阪・堺のプレゼンスを向上させる。</p>

金融機関提案型の融資制度の創設

①分野:産業・労働

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 商工労働部

⑤時期
2011年度
「金融機関提案型融資」
創設

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・制度融資について、これまでの金融セーフティ中心の役割に加え、頑張る中小企業のチャレンジを応援する新たな制度設計が必要。</p> <p>・府による融資メニューの設計は、画一的な内容になりがちで、金融情勢や企業ニーズ等が反映できる仕組みの検討が必要。</p>	<p>・地域の金融機関が、それぞれの特色や強みを活かして、中小企業への資金供給が可能となるような、新たな制度融資メニューを創設。</p>	<p>・金融機関が自らの特色や強みを活かした融資メニューを提案し、それを府が承認する「金融機関提案型融資制度」を全国で始めて創設。(金融機関では、融資後においてもフォローアップを実施。)</p> <p>・府から金融機関に対して預託(無利子貸付)を行うことで、低利での融資を実施。</p>	<p>・制度創設以降、融資実績は着実に増加していたが、2019年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業の資金繰りを支援するために創設された「コロナ関連融資」の利用者が主流となり、現時点での融資実績は減少傾向となっている。</p> <p>2011年度(創設) ・32メニュー 187億円</p> <p>↓</p> <p>2018年度 ・50メニュー 1,052億円</p> <p>2019年度 ・45メニュー 604億円</p> <p>2020年度 ・43メニュー 243億円</p> <p>2021年度 ・43メニュー 154億円</p> <p><具体的な内容></p> <p>・成長支援に重点を置くもの(成長分野・ものづくり企業支援など)や、最近の経済・金融情勢に対応したものなど、多様な資金需要の応える融資メニューを展開。</p> <p>2014年度～ ・設備投資特別枠を設定</p> <p>2015年度～2016年度 ・円安電気料金対策資金</p> <p>2018年度～ ・第4次産業革命関連設備枠を設定 ・海外展開支援資金融資</p>

新たなエネルギー社会の構築(1)

①分野:環境

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

- ④担当部局
- 府 環境農林水産部
 - 脱炭素・エネルギー政策課
 - 政策企画部
 - 戦略事業室
 - 市 環境局

- ⑤時期
- 2012年2月 府市エネルギー戦略会議設置
 - 2014年3月 おおさかエネルギー地産地消推進プラン策定
 - 2019年12月 府市エネルギー政策審議会設置
 - 2021年3月 おおさかスマートエネルギープラン策定
 - 2022年4月 気候変動対策条例改正

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・エネルギー政策は、これまで国や電力会社任せで進めてきた。</p> <p>・大阪・関西の電力は、原発依存度が高く、福島原発事故以降、電力需給が逼迫し、経済活動や住民生活への影響が懸念。</p>	<p>・エネルギー需給構造の転換など、これまでのエネルギーのあり方を見直す。</p> <p>・自治体が、地域の特性を活かした、エネルギー戦略を掲げ、エネルギーの地産地消を推進。</p> <p>・大阪の持続可能な成長を支える「安全」「安定」「適正価格」での電力供給体制の構築</p>	<p>・新たなエネルギー社会の構築に向けた検討体制を整備</p> <p>①府市エネルギー戦略会議設置(2012年2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> -電力需給対策の検討 -府市エネルギー戦略提言(2013年5月) <p>②府環境審議会に「新たなエネルギー社会づくり検討部会」設置(2012年2月⇒答申:同年11月)</p> <p>・組織体制の充実と新制度化</p> <p>①エネルギー政策課設置(2012年4月)</p> <p>②府市連携の組織新設(2013年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> -おおさかスマートエネルギーセンター(再エネ普及や省エネ促進の取組拠点) -おおさかスマートエネルギー協議会(府民、民間事業者、電力事業者等による検討) -大阪電力選べる環境づくり協議会(新電力の情報提供等) <p>③温暖化防止条例改正</p> <ul style="list-style-type: none"> -建築物新增築時の省エネ基準適合義務化 -高効率低環境負荷火力発電所の設置の届出公表制度創設(アセス条例対象から除外)等 <p>・「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」策定(2014年3月)</p> <p>⇒2020年度までに150万KW以上創出</p>	<p>①再生可能エネルギーの普及拡大</p> <p>→2012年4月～2017年3月で65万kW増加(太陽光発電)</p> <p>(例)メガソーラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉大津ソーラーパーク ・水みらいセンター(北部・中部・南部) <p>②エネルギー消費の抑制</p> <p>関西広域連合と連携した住民・事業者の省エネ・節電の取組推進</p> <p>→夏の電力最大需要(2010年との比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013年 9%削減 2014年 14%削減 2015年 17%削減 2016年 14%削減 <p>③電力需要の平準化と電力供給の安定化</p> <p>→おおさか版BEMS事業者登録制度創設(2014年7月末時点:21事業者登録。2017年3月末時点:20事業者登録)</p>

新たなエネルギー社会の構築(2)

①分野:環境

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 環境農林水産部
脱炭素・エネルギー
政策課
政策企画部
戦略事業室
市 環境局

⑤時期

2012年2月
府市エネルギー戦略会議設置
2014年3月
おおさかエネルギー地産地
消推進プラン策定
2019年12月
府市エネルギー政策審議会
設置
2021年3月
おおさかスマートエネル
ギープラン策定
2022年4月
気候変動対策条例改正

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
	<p>・2021年3月に「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」の計画期間が終了したため、同計画を踏まえ、以下の方向性を提示</p> <p>○地産 地消の推進及び広域的な再生可能エネルギーの調達促進 ○エネルギー効率の向上を推進 ○レジリエンスの強化を推進 ○需要・供給の両サイドでのエネルギーコントロールの取組推進 ○エネルギー関連産業の振興及び企業の持続的成長支援 ○グリーンリカバリーの考え方に基づく取組推進</p>	<p>・新たなエネルギー社会の構築に向けた検討体制を整備</p> <p>①府市エネルギー政策審議会(2020年1月諮問→2020年12月答申)</p> <p>②「おおさかスマートエネルギープラン」策定(2021年3月) <プランの2030年度の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立・分散型エネルギー導入量 …250万kW以上 ・再エネ利用率 …35%以上 ・エネルギー利用効率 …40%以上改善(2012年度比) <p>③改正気候変動対策条例(旧温暖化防止条例)の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者の電力販売量・再エネ導入量等に関する計画書・報告書の創設・運用 ・特定事業者が把握できる範囲で再生可能エネルギーの利用率の報告 	<p>「おおさかスマートエネルギープラン」の進捗状況</p> <p>①自立・分散型エネルギー導入量 2019年度 185.3万kW 2020年度 191.3万kW ↓ 2030年度(目標)250万kW以上</p> <p>②再エネ利用率 2019年度 20.8% 2020年度 22.7% ↓ 2030年度(目標)35%以上</p> <p>③エネルギー利用効率 2018年度 13.8%改善 2019年度 19.4%改善 ↓ 2030年度(目標)40%以上改善(2012年度比)</p>

みどりの風を感じる大都市・大阪の実現(1)

①分野:環境

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 環境農林水産部
都市整備部

⑤時期

2009年12月

みどりの大阪推進計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の都市部は、みどりが少なく、ヒートアイランド現象も顕著。内外から人や企業が集まる都市環境になっておらず、実感できるみどりの創出が求められてきた -みどりに対する府民意識 市街地にみどりがある程度あると感じる府民の割合 20.2%(2009年7月) -市街地の緑被率 14%(2002年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの風を感じる大都市・大阪(山～街～海をつなぐ「みどりの軸」)の実現 -都市部のみどりの創出、ヒートアイランド現象を緩和する緑化の推進 -周辺山系における健全な森林の再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの大阪推進計画策定(2009年12月) -計画期間 2009～2025年 -みどりの風促進区域の区域指定(2011年5月) ・みどりの風促進区域指定による重点緑化 -2011～2013年度 -民有地緑化地区数 110箇所 -2014～2021年度 -民有地緑化地区数 64地区 -2021年度末 -寄付・樹木提供による協力企業数 235社 ・ネーミングライツ方式による都心部でのみどりの拠点整備 -2012年度～ -ウェルカムガーデン新大阪(2012年7月) -シンボルグリーン東梅田(2015年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりに対する府民意識 市街地にみどりがある程度あると感じる府民の割合 20.2%(2009年7月) ⇒32.9%(2013年8月) ⇒35.3%(2014年8月) ⇒30.5%(2015年8月) ⇒42.2%(2016年8月) ⇒43.5%(2017年8月) ⇒34.6%(2018年8月) ⇒41.7%(2019年8月) ⇒43.5%(2020年8月) ⇒46.7%(2021年8月) ⇒45.8%(2022年8月)

みどりの風を感じる大都市・大阪の実現(2)

①分野:環境

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 環境農林水産部
都市整備部

⑤時期

2009年12月
みどりの大阪推進計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>-大阪の熱帯夜日数 (7月～9月) 大阪46日 豊中36日 枚方29日 3地点平均37日 (2000年:1998から2002 年の5年間の平均)</p>		<p>・生駒山系花屏風構想 -2009年度～ -32地区:6,606本植栽 (2013年度末) -33地区:9,347本植栽 (2017年度末) -33地区:10,568本植栽 (2021年度末) ・公立小学校の運動場 の芝生化推進事業 -2009～2012年度 -182校(約20ha) ・実感できるみどりづく り事業 -2016年度～2019年度 11地区:緑化促進活動 地区(※) (2019年度末) ※認定事業者が中心と なって緑化促進活動 (街区単位の緑化を広 める)を行なう地区数</p>	<p>・大阪の熱帯夜日数 (7月～9月) ヒートアイランド対策 の計画の基準年(2000 年)の熱帯夜日数に対し、 2011年は5日(1.4割)減少。 2015年は9日(2.4割)減少。 2020年は7日(1.9割)減少。 なお、地球温暖化による 影響と考えられる気温上 昇分は除外して比較。 大阪41日 豊中32日 枚方24日 3地点平均32日 (2011年:2009から2013 年の5年間の平均) 大阪38日 豊中27日 枚方18日 3地点平均28日 (2015年:2013から2017 年の5年間の平均) 大阪40日 豊中31日 枚方21日 3地点平均30日 (2020年:2018から2022 年の5年間の平均)</p>

「大阪産(もん)」ブランドの発信

- ①分野: 農林・水産業
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
 - 府 環境農林水産部
 - 農政室、流通対策室
- ⑤時期
 - 2009年4月
 - 「大阪産(もん)」商標登録
ロゴマーク提供開始

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・農地の減少、遊休農地の増加、担い手の減少など、農業を取りまく課題がある。大阪農業の現状に即した取り組みが求められてきた -農地は約9%減少 (2000年→2010年) -農家数は約12%減少 (2000年→2010年) ○大阪産(もん)の府民認知度が低い ・29.2% (2009.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大消費地をかかえる優位性を活かし、攻める農業振興策へシフト。新しい付加価値・ブランドの創出、6次産業化を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪産(もん)」のブランド化、ロゴマークの民間事業者への提供 (2009年～) ・大阪産(もん)チャレンジ支援・表彰事業 -ブランドイメージ向上の貢献活動を表彰 大賞15件/132件 (2011～2013年) -商品開発支援 環境農林水産研究所が技術支援 エースコック(ラーメン) サークルKサンクス(弁当) ・大阪産(もん)のグローバルブランド化(2013年～) ・第2の水なす発掘プロジェクト ・都市農業参入サポート事業(2011～2013年) -窓口設置(2011.4) ・6次産業化の推進 (2015年～) ・大阪産(もん)の首都圏、海外へ販路拡大(2016年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪産(もん)の府民認知度 2009年6月: 29.2% 2016年3月: 46.2% 2017年3月: 51.0% 2018年3月: 53.7% 2019年3月: 48.6% 2020年3月: 55.1% 2021年3月: 58.7% 2022年3月: 51.2% ・農産物直売所の売上高 2009年度: 51億円 2011年度: 71億円 2013年度: 76億円 2015年度: 83億円 2017年度: 91億円 2019年度: 88億円 ・農業産出額 2009年: 319億円 2012年: 344億円 2013年: 331億円 2014年: 320億円 2015年: 341億円 2016年: 353億円 2017年: 357億円 2018年: 332億円 2019年: 320億円 2020年: 311億円